

〔御造營方日並記〕

陰陽和順 日月清明

菅原朝臣齊廣公橋爪御門御造營有嚴命。工匠相與圖之。文化五戊辰年十一月始執斧。及文化六己巳年二月而衆功遂成就。依唱天長地久棟。

御城代前田伊勢守孝友、村井又兵衛平長世。

御造營奉行關屋中務藤原政良・高昌五郎兵衛菅原厚定・三浦八郎左衛門源賢善・永原七郎左衛門藤原好之・加藤三四郎藤原恭道。

物頭並御作事方御用淺加作左衛門平中卿。

御作事奉行江守要人藤原隆屋・杉浦逸角藤原守政。

御作事奉行加人小堀左内源頼之・長谷川三九郎藤原一久。

御作事所御横目高山伊左衛門藤原定功・村田源八郎藤原直之。

御造營内作事奉行村田三郎兵衛源恒升・金谷佐太夫紀建尙・中村武左衛門藤原直孟・井上清左

衛門源信實・熊谷少九郎藤原恒富・關彌左衛門藤原吉清。

御大工頭高橋貞右衛門藤原孝年。

御大工大西久左衛門吉備政時・井上庄右衛門藤原時矩、入唐大工横山權頭吉春廿四代山上善

右衛門吉備吉順・山本久藏藤原比之。

御壁塗堀越吉太夫源保之・堀越兵之助源一元。

三月二日。金澤大衆免に火災あり。

〔政隣記〕

三月二日微陰、南風吹暖和。夕七半時過大衆免町稼人森下屋長兵衛・能登屋市右衛門家之間より出火、段々及大火二百軒餘類焼。御郡支配地十軒計類焼、夜四時頃鎮火、右に付出馬。

〔金龍公記史料〕

三月二日大衆免火。自石屋小路發。夕七時至九時。延焼二百十一家。

三月廿二日。鹿島郡より金澤に運送する商荷物は邑知潟の水路を取るべからざること告ぐ。

〔御郡典〕

近年所口并田鶴濱村等、其外在々より指出候商荷物類、金澤爲登候分、金丸村に指遣し、或は高島驛より大町村へ出、潟下いたし、羽咋村・塵濱村へ着、夫より人足或は馬附に送候躰相聞え候。元來右商荷物等は、本道驛々潤色にも可相成品に候條、猥に潟下し致候儀は不相成

儀に候間、以後指留候條、此段可申渡候。右之外金丸・大町御藏米、暨金丸・高島町藏米、木・竹・炭・薪之分は、裁許々々より縮方申付、可爲渴下は是等之趣其方中より可申談候、以上。

巳三月廿二日

高田彌左衛門

中村逸角

本郷村 惣 助

武部村 四郎太夫

緩目村 五兵衛

三月廿六日。江戸に於いて本多三郎右衛門を祿す。

〔政隣記〕

三月廿六日於江戸、左之通被仰付候段、前田織江殿御申渡之旨申來。

御合力米

一、二十人扶持

江戸浪人 本多三郎右衛門

三郎右衛門儀、天文學宜旨被聞召候に付、是以後御用可被仰付、依之爲御合力如斯御扶持方被下之。

〔金龍公記史料〕

三郎右衛門
は利明

三月廿六日於江戸給合力米二十口俸於本多三郎右衛門。以精天文學也。

三月廿九日。河北御門を修營するを以て通行を停む。

〔金龍公記史料〕

三月廿九日停河北門通行。十二月復之。

三月。一向宗西派に屬する能登安樂寺の住僧新儀を唱ふるを以て江戸に捕へらる。

〔政隣記〕

一、西本願寺古儀・新儀之爭ひ于今相止み不申候處、新儀方之末寺門徒共密に二條様を傳手を以入込、毎度參會致し、西本願寺に當時相勤居候家老・用人、其外小役人暨役僧退役被仰付、先達て御咎有之。其後御免許、當時無役之人々を役人に被仰付、何事も門末共取計致度段取組致候由、風聞有之に付、俄に今月十三日先達而御免許之人々十八人、重而閉門或押込に而、番人附等之嚴敷御咎御門主より被仰付、且又西派能州安樂寺といふ僧も新儀に而、隨身之者取組江戸表に罷出、駕籠訴可仕趣企之儀、脇坂中務大輔殿江戸寺社奉行御聞及に而被召捕嚴敷御吟味有之隨身之者名前申上候に付、京都御役所御申越に付、京・大坂門末之内被召

今月は三月

捕候。

右等一時に成甚騒が敷、畢竟御門主御不徳故与區説云々。

附記、能州高福寺等右新儀取組人之内与云々。

四月二日。大聖寺侯前田利之參觀の途金澤城に登る。

〔金龍公記史料〕

四月二日備後守東觀。途次過金澤。登城晤公。三日發。

四月五日。繪師佐々木泉景二ノ丸御殿の杉戸に描くことを命ぜらる。

〔御造營方日並記〕

四月五日、大聖寺繪師泉景御杉戸下繪十四通り上之様に申渡事。

- 一、御廣式御二階波に千鳥岩に鷗。
- 一、貞琳院様御書院床下袋卯の花時鳥。
- 一、御對面所袋棚梅に鳩墨繪。
- 一、御奥之御居間袋棚富士之墨繪。
- 一、御小間袋棚夕顔。
- 一、御寢所夏野に鶯。

一、御居間書院奥御書院之下袋繪山水類。

一、御書院床の下袋今二ヶ所。

一、御棚之戸は不殘縁を被仰付候。右切れを入御覽候様に与之事。

一、金箔千枚三段に揉上候様に被仰上候事。

一、墨繪之分は金地其外は砂子に御袋棚被仰付旨之事。

四月九日。二ノ丸御殿落成せしを以て移徙の期日を定む。

〔三守御譜〕

今般二御丸御殿等御造營被仰付候處、段々出來に付、來月上旬御引移可被成候間、諸向夫々不指支様可相心得候。將又御居間廻り全出來無之而も、先御引移之思召に候間、諸役所も右に準申儀に候條、其心得可罷在旨三月被仰出。本文三月七日御用番村井又兵衛被仰聞旨にて、御横目隅あり。

〔政隣記〕

付札、御横目

二御丸御殿御造營段々出來に付、當月下旬御引移可被成旨、兼而被仰出置候通に候。依而當廿六日彌御移徙可被成候間、此段夫々可申渡旨被仰出候條、一統可被申談候事。

四月

當廿六日御移徙に付、御着城之節之通、御當日一統布上下着用之事。
別紙之通夫々可申談与、御用番山城殿被仰聞候條、御承知被成、御同席御傳達、御組・御支配
御申談可被成候。且又御組等之内裁許有之面々は、其支配も不相洩相達候様御申談可被成
候、以上。

四月九日

御 横 目

町御奉行衆中

御移徙之節御作法附、於御横目所夫々の披見申談有之。

御移徙之節、御座所奥之口より御出、表御門より石川御門御入、橋爪御門御通、表御式臺は
未御造營前に付、裏御式臺より被爲入候筈之事。

- 一、二御丸に定番頭・御留守居物頭・定番御馬廻御番頭等、前々御着城之振を以罷出可申候事。
- 一、方々様御附使者有之候ば、是又右振を以罷出候様可仕候事。
- 一、御造營御用頭并同御用主付御普請奉行・御作事奉行内作事奉行二之御丸に罷出可申候事。
- 一、三御丸に御殿詰之役向、并當番之人々等、左之通罷出可申候事。

年 寄 中 等 御 奏 者 番 當 番 組 頭
御 省 略 方 頭 新 番 頭 同 御 步 頭

御 用 人 御 射 手 裁 許 御 異 風 裁 許

當 番 御 使 番 御 横 目 御 臺 所 奉 行

御 弓 矢 奉 行 御 鐵 炮 玉 藥 奉 行

右人々之内、御引移前御座所に御用有之人へも、尤振分り罷出可申候事。

一、御間之内御供等之儀も、御着城之節之通に候事。

一、御城附之人々を始、御當日二之御丸に相詰罷在候御歩並以上は、御祝白粥・御吸物・御
酒・取肴頂戴被仰付、足輕以下は大豆入強飯・御酒・取肴可被下候事。

但、御具足之鏡餅御頂戴之振を以可被下候事。

一、御當日御歩以上一統布上下着用之事。

一、御當日御歩以上、上下着用与御作法附有之候得共、江戸表より御着之節、御歩並以下上
下致着用候者も、上下致着用可申候事。

四月十四日。鹿島郡長齡寺に相對托鉢を行ふことを許す。

〔筒井舊記〕

御付札に、御算用場奉行に

能州鹿嶋郡小嶋村長齡寺、御領國相對托鉢之儀、寶圓寺より願之趣有之に付、各へ遂會議候

處、委曲紙面等被指出候。仍之猶更僉議之上相達御聽、勸化之儀承届、當町を始百姓地之外勸化に相廻可申趣。御郡方之分は、從御上銀七十枚御取替御渡可被成候。且又御郡地之内に而も無高所之分は、志次第施物御郡奉行に取立可指出旨、近年御當地大乘寺勸化之節之振を以申渡候條、被得其意、夫々可被申談候事。

巳 四月

御別紙、今日御改作所より御渡に付寫相廻申候。夫々承知可被成候、以上。

四月十四日

田井村 次郎 吉

諸郡御詰番中様

四月十六日。立太子を奉賀する爲前田齊廣及び治脩使者を江戸に發せしむ。

〔政隣記〕

四月十七日、三月廿六日禁裡立太子御規式被爲濟候に付、江戸表に從御兩殿様御祝儀御使者被指出候筈に付、左之通仕立に被仰付。
昨十六日御當地發足相公様御使者。

江戸御廣式御用人今 小倉要之丞
般同役爲交代出府

江戸詰人之内組外梅 下村左兵衛
御居宅御廣式番

四月廿四日。江戸に於いて大鼓打飯島六之佐失踪す。

〔政隣記〕

四月廿四日飯嶋六之佐石井流大鼓役町役者坂尻屋佐六与申候處、去年五月十三日葛野流と流替被仰付、其後苗字名乗並改名之儀、願之通若年寄衆被聞届、閏六月十一日發足、江戸に罷越、葛野市郎兵衛の弟子。江戸御邸致御門出候處、翌廿五日迄も罷歸候に付、師家葛野市郎兵衛等心當り宅々等爲相尋候得共、行衛不相知旨等、會所奉行在江戸西村清右衛門より同廿九日出便に申來候事。

四月廿六日。前田齊廣二ノ丸御殿に移徙す。

〔政隣記〕

四月廿六日五時不遲御供揃に而、同刻過御座所御出、五半時頃二御丸に御移徙。其節三之御丸橋爪の年寄衆等引離、御奏者番當番組頭堀平馬等御作法附に有之人々罷出、御式臺前等にも同斷罷出候處、頭分以上に者出ましたか与御意有之。鏡板へ御城代前田伊勢守、敷附へ若年寄前田掃部罷出、同人御先立御居間へ被爲入、暫有之、夫々御間共等御覽、於御居間書院御城代伊勢守・村井又兵衛被爲召御意之趣有之。
一、左之通關屋中務を以、高島五郎兵衛等に被仰出。

只今一篇御覽之處、御好通り夫々不相洩、御好迄之外も隨分行届候間、先此段可申聞旨被仰出。

一、於御居間書院、御造營方御用主附關屋中務・高島五郎兵衛等四人一列に被召出、左之通御意。

何も出情に付、今日引移、夫々宜出來、何も骨折大儀思召旨。

右引退、御作事御用淺加作左衛門被召出、御意之趣同斷。

一、御造營懸之人々々、伊勢守殿於御別席左之通り御演述。

拙者共御前被召、御造營夫々宜出來、御喜悅に被思召候。此段御普請奉行等申聞候様被仰出。

一、貞琳院様五半時御供揃に而四時頃御引移之事。

一、廿二日山城殿依御廻文、今日九時より八時迄之内人持頭分登城、柳之御間於横廊下御帳に附、御兩殿様恐悅申上退出。

但、右於御帳前、火事之節御定書并左之覺書披見申談有之。

裏御式臺一方往來に付、退出供廻及混雜候條、嘉節・朔望等にも三四切に可致退出事。

一、御作法附にも有之通左之通年寄衆^{於定席}等初頂戴被仰付。

年寄衆等は鬘斗匏

白粥

小皿^{小皿}之筋 御吸物ふかし 御酒

搥^搥なすび^{年寄衆等に瓜添} 取肴^鯛

足輕以下は豆入強飯・御酒・取肴被下之。

右於御臺所續躑躅之間、席札夫々に有之、其下に而頂戴。足輕以下者下御臺所に頂戴被仰付候事。

〔御年譜〕

安房守宅、先達御座所に被仰付置候に付、白銀五百枚・御時服、伊勢守に白銀二百枚、以御使者拜領被仰付。六月。

四月廿六日。二ノ丸御殿成るを以て金澤町等に盆正月を行ふ。

〔政隣記〕

前記有之候通廿六日朝御移徙、當町中同日・翌廿七日兩日遊祝申渡候。俗盆正月と云々。依之町之思ひく作り物并躍り狂言等致し賑敷奉祝、其あらし左之通。

泉 町 挽山菊慈童の作り物、祇園ばやし。

野 町 築山躍り狂言はやし方種々。

寺町 築舞臺子供狂言。
 河南町 作り物立花茶具の寄せ物。
 片町 作り物獅子に牡丹寄せ物品々、大幟はた。
 木倉町 築舞臺子供狂言床淨るり。
 傳馬町 築山躍り。
 法船寺町 式舞臺子供狂言。
 公儀町 床するり。
 河原町 作り物築舞臺にて身振狂言。
 堅町 大幟はた。
 新堅町 大行燈繪品々。
 百姓町 繪あん燈、幟はた。
 才川河除町 床あん燈。
 石浦町 幟十二本十二支附淺黄ちりめん。
 南町・堤町 挽山子供狂言。
 下堤町・安江町・横安江町 築舞臺躍狂言。

安江木町 黒羅紗幟吹ぬき出し、繪あんどう。
 折違町 船形挽山、酒道具等寄せもの、内に子供七福神の出立にてきおんばやし。
 木ノ新保・堀川 築舞臺をどり。
 鍛冶町・荒町・塩屋町・西御坊町 挽山狂言床淨るり等品々。
 袋町 曲太鼓。
 桶町 龍に波等、苧等品々寄せ物。
 御門前町 作物行燈・御幣、生花揃。
 十間町 曲馬輕業。
 近江町・博勞町 築山躍り、同床するり。
 橋場町 築舞臺歌舞伎類之太平樂作り物。
 新町・尾張町・今町 同山子供狂言身ぶり等。
 下材木町 床するり、築小屋傀儡師。
 上材木町 生花揃。
 御小人町 挽山祇園拍子。
 石引町 築舞臺身振狂言。

龜坂町 大行燈。

觀音町 挽山躍り。

森下町 作り物寶船、吳服物寄せ。

金屋町 作り物鯉の瀧登り色々寄せ物、并大のし三方。

右之外品々略之。其外俄・おどけ躍り、囃子物等色々、尤町家一軒毎に釣提燈し星の如く、殊之外賑敷事數十年以來与云々。

一、宮腰町にも廿六日・廿七日遊祝有之。

一、小松町廿七日・廿八日遊祝有之。

四月廿九日。前田治脩の醫畑柳泰に歸京を命ず。

〔政隣記〕

四月廿九日左之通御用番山城殿被仰渡則申渡。

付札、町奉行に

畑 柳 泰

右被爲召、去年以來此表に罷在、相公様御療養被仰付候處、御容躰御同様之内御穩成方に被爲在、追日暖和相成宜時節にも相向候儀に付、兼而御暇之儀内々相願候趣も有之事、旁只今

之内一先京都に之御暇被下候。此段可申渡旨被仰出候條可被申談候事。

〔政隣記〕

一、翌十一日朝發足歸京。

五月朔日。前田齊廣、二ノ丸御殿の竣功を悦ぶとの意を傳ふ。

〔政隣記〕

五月朔日雨天、月次出仕登城、柳之御間於横廊下御帳に附、四時頃柳之御間一統列居之處、御出一統御目見、目出度与御意、年寄中御取合言上之處、重而今般造營何茂依志早速出來引移、大慶安堵に存る御意。御取合年寄中言上、追付御入。

右別段御懇之就御意、御禮之儀如何可相心得哉之旨、惣筆頭今枝内記より御用番左京殿へ御尋申上候處、二・三人宛追々御席へ罷出御禮可申上旨御指圖に付、各御席に御出御禮申上退出之事。

但、人夫等献上不仕者は、尤御席へ出御禮不申上候事。

〔政隣記〕

同日八時前御用部屋人見吉左衛門より紙面、各儀御用之儀有之候條御次へ追付可罷出旨、岩田・自分連名に而申來、則罷出候處、被仰出之趣左之通吉左衛門演述に付、同人を以御請申

自分津田
岩田左衛門
岩田共左衛門
澤門奉行に
岩田共左衛門
澤門奉行に

上之退出。

今般御造營早速出來、各格別入情骨折候故与御喜悅思召候。此段被仰出。

町同心いも、各より御意之趣可申聞旨、吉左衛門演述。

右に付御用番岩田傳左衛門宅へ、町同心清水郷左衛門等四人呼立、御意之趣演達之。

五月六日。前田齊廣、今明兩日能を演じて祝意を表す。

〔金龍公記史料〕

五月六日七日公親猿樂。召老臣及督工群吏觀之。六日能曲翁・高砂・八島・羽衣・枕慈童公・國栖・金札。狂言末廣・木六駄・福神。七日能曲翁・淡路・田村・東北・卷絹・石橋公。狂言寶槌・千切木・井杭。

五月十五日。前田治脩、金谷御殿に於いて幼年の者をして能を演ぜしむ。

〔政隣記〕

五月十五日於金谷御殿、子供囃子并狂言數番被仰付、畢而右子供共六人不殘子方役者並素人町人子弟入交。於御舞臺、御千菓子御廣蓋二つに載之被下之。子共頂戴之上、各持運御樂屋へ退。右之節御簾揚之、御覽有之。且又昨十四日も子供迄夜討會我能并狂言被仰付、昨今共シテ、ワキ等拍子方は不殘子供に候得共、地謠は大人も入交候由。今日杯融早舞中に轉び候等之事有之、

却而御慰に相成候由云々。

五月廿八日。去年小松の町家を打毀したる高堂屋庄次郎を磔刑に處す。

〔政隣記〕

五月十八日、前記去年八月廿九日等に有之小松町家打毀之一件、其後盜賊改方暨公事場において僉議之處、張本人小松中町高堂屋庄次郎等之旨及白狀、夫々禁牢申付置、吟味之上御刑法右奉行中より伺有之候處、今日伺之通与被仰出候由云々。

右に付來る廿八日能美郡須天村・今江村之間、往還より東之方御林之邊於空地、小松町之者礫に被仰付、且御郡奉行支配之者斬罪之上梟首に被仰付候條、廿七日朝公事場發足、同夜柏野村爲致止宿候。右礫檢使所奉行之前格に候條、拙者前記に有之通小松町當分支配故也。共之内一人爲檢使役所可罷越候。依而廿七日朝於公事場可相渡品有之候條、朝五時前公事場可出候。廿八日御刑

法相濟候上、御横目初何も小松に可致止宿候條、夫々不指支様可申渡置旨、今日公事場奉行御用番永原久兵衛より以紙面同役岩田傳左衛門自分連名。申談候に付、左近右衛門右場所罷越候旨、岩田より返書遣し候事。

〔政隣記〕

五月廿七日快天著強、朝六時過公事場へ出候處、奉行中出座之上、左之通紙面兩通内一通は明廿八日受取

左近右衛門
は津田政隣

之趣可心得旨、公事場御用 就被相渡候、受取之、五時過發出。
番永原久兵衛申候事。

覺

於所磔

小松中町

高堂屋 庄次郎

右之通明廿八日被仰付候條、爲檢使可有御越候、以上。

文化六年五月廿七日

外御用にて不在合

永原久兵衛
高島五郎兵衛

伊藤内膳

本多左近助 印

中川清六郎 印

津田左近右衛門殿

覺

於所磔

小松中町

高堂屋 庄次郎

此者去年閏六月久津屋三郎助等之家打毀候儀、所々落文いたし、又は村々加勢相願旨廻狀を調、相廻し候趣及白狀事。

於所梟首

同所細工町水越屋庄助方

借家人 沖屋 庄兵衛

此者米高直之儀者、久津屋三郎助等之所爲と申儀風聞有之内、三郎助等之家打毀候者下直可成廻狀に而も出候者有之候者、村々よりも寄集可申旨申風聞有之旨庄次郎に相咄、且先年小松寺庵打毀候節廻文調候者有之由之處、終に顯不申由等咄候故、庄次郎儀廻文等之儀心付調出、併庄次郎より庄兵衛へ申談候儀は無之旨庄次郎申候得共、右咄に依而庄次郎儀品重き事を心付、庄兵衛其罪難遁事。

右之者共先達も於公事場禁牢申付置、遂吟味致言上候得者、落着如此被仰出候處、庄兵衛儀者先達而致牢死候。庄次郎儀今日共通申付候條、庄次郎家財關所、庄兵衛所持之品關所被申付、帳面二冊宛同様に爲記、白紙一枚宛とち込、可有御指越候。

右庄次郎せがれ 七歳 忠太郎

同 斷 四歳 金松

右之者父依罪可爲殺害御定法に候得共、命御助御貪着無之旨被仰出候。依之預置候儀相宥候。今般之儀者思召被爲在如此被仰付候旨、拙者共迄被仰出、誠難有事に候條、右等之趣各より母に可有御申渡候、以上。

巳五月廿八日

永原久兵衛 印

就外御用不在合 高島五郎兵衛

伊藤内膳印

本多左近助印

中川清六郎印

岩田傳左衛門殿

津田左近右衛門殿

〔政隣記〕

五月廿八日快天暑強、朝五時頃旅宿出、御刑法場手前迄罷越、幕打敷物鋪之、公事場御横目不破東作等待合候處、四時過東作等科人爲牽罷越候に付、追付御刑法場迄罷越候處、最初左之者御刑法。

梟首

能美郡尾小屋村 肝煎 太郎右衛門

前々之通與力申渡、御横目見届。

右斬罪畢而庄次郎爲牽寄、名前尋、追付磔に申付、見届相濟引揚。

六月六日。江戸平尾邸内に陷窾を設けて猪を狩らしむ。

〔於江府毎日書立并日記之内書抜〕

六月六日

一、御下屋敷邊先比より猪多出、畑物等荒候に付、狩捕方之儀百姓共相願申。先年も右様之節、御屋敷内に所々落し穴を掘、落し突留候に付、此度も其通り可仕哉之旨、金澤表御次々奉窺候處、伺之通被仰渡候に付、五六ヶ處も落し穴を爲掘、狩捕可申候。此段御届申上置候旨、與力榊原武兵衛申聞候事。

六月十二日。金澤大衆免に災あり。

〔政隣記〕

六月十二日曉寅下刻、大衆免新町前田權作家來小者丈右衛門家より出火、百七軒類焼、内八十七軒支配之者、二十軒支配違之者、外に二十二軒支配之者、二軒支配違之者、外に十軒御仲間・御小人拜領地之分類焼、九軒御郡地之分類焼。

右に付出馬、御細工人支配之分三軒見廻、并組屋敷致巡見、六半時頃鎮火之上歸候事。

六月十五日。町奉行、繪師狩野友益の名を祐益と改めたるを通牒す。

〔御造營方日並記〕

六月十五日

御繪師 狩野 祐益

右友益儀、若君様友松様与奉唱候に付、友之字指支右之通相改旨及届候段、町奉行より申來る事。

六月廿二日。前田治脩の病狀良からざるを以て再び畑柳泰を招かしむ。

〔政隣記〕

六月廿二日相公様御容躰御同篇之内、頃日暑も強候故折々御出來御不出來之儀有之候間、畑柳泰被爲召診被仰付度思召候。致歸京間も無之候得共、用意出來次第早速罷越候様可申遣旨被仰出候段、御用番甲斐守殿御紙面を以被仰渡候に付、則今日中飛脚御用所より出候事傳附申遣候事。

六月廿二日。能登光徳寺住持の弟三位、江戸に於いて築地門跡に預けらる。

〔金龍公記史料〕

五月十八日。發送能州鹿島郡府中光徳寺弟三位于江戸。因寺社奉行召喚也。

〔政隣記〕

六月廿二日能州光徳寺弟三位并役僧高福寺・百姓儀兵衛於江戸表脇坂中務大輔殿に御吟味之上、三位儀者築地門跡に御預、高福寺儀者牢揚屋へ被入置、百姓儀兵衛者町宿へ御預に相成候に付、高田彌左衛門等指添候人々、何も今月十二日江戸發出、今日罷歸候事。

六月廿六日。前田齊廣の女直姫金澤に生る。

〔政隣記〕

六月廿六日申中刻、於二之御丸御廣式御女子御出生。御母御馬廻組小野木助三領百五十石、中女村九兵衛組也やを、年廿三歳。御醫師中野又玄等。

七月四日。前田齊廣の女直姫の七夜の祝儀を行ふ。

〔政隣記〕

七月四日、前月廿六日御出生之御女子様御七夜之爲御祝儀、今日御能被仰付。御番組左之通。年寄中・御家老中・若年寄并定番頭・御用人、暨御次御杉戸之内へ入候人々拜見被仰付。且年寄中等には御雜煮五百八十之餅・御吸物・御酒等、御近習頭・定番頭には五百八十之餅五つ宛被下之。將又御女子様御名直姫様与被稱之。

但、御名御留守居物頭林源太左衛門より指上候様被仰渡候に付、五字伺候處、此内与被仰出候に付、直姫様与相調、生看一折相添上之候事。

七月九日。金澤卯辰妙應寺より出火す。

〔政隣記〕

尤火事所に
出馬は政隣
べし

七月九日夜九時前、卯辰日蓮宗妙應寺より出火、翌十日朝六半時過鎮火。類焼家左之通。
附、奉書火消人持組之人々之内追々出馬、年寄中之内前田伊勢守殿・本多安房守殿・村井又
兵衛殿、六時頃火事所近く出馬有之。但、尤火事所に出馬。九半時頃一類烈風、風不定、
最初者大衆免之方風下、及曉卯辰或は大極之方風下に相成候事。

一、四百六十七軒

類焼家

内八十八軒

支配違

外

四十二軒

毀者家

内九軒

支配違

大衆免片原町

淨行寺

同所御馬廻組

佐垣八郎

同所

御小人

六軒

大衆免町

坊主組

定番御馬廻御番頭山崎十三郎請地之内井波瑞泉寺旅屋

二十三軒

心蓮社門前

金谷町は金
屋町

五十二軒

山之上村領御郡地

右之通に而、町名は金谷町・高道町・後金谷町・山之上町・三ッ屋町・大衆免町 同竹原町・同堅
町・同龜淵町等也。

〔歳々略曆〕

三月二日夕七つ過時より夜八つ時焼留る。家數三百八十許。是より三十五日目か朝七つ時よ
り朝五つ時迄焼留る。家數二百七八十許。其日より又百八日目金屋町妙王寺臺所より焼出る。
夜四つ半時より明六つ半時迄焼留る、山之上町竹屋にて焼留る。前田伊勢守様御出馬。家數
千餘。

其年大衆免町火事七度。

七月十一日。畑柳泰、前田治脩の病を診せんが爲又金澤に来る。

〔政隣記〕

七月十一日、前記六月二十二日記之通に付、畑柳泰今月五日京都發出、今日參着。

七月十四日。金澤八幡町の柳橋屋吉右衛門人を殺して銀子を掠奪し、後
磔刑に處せらる。

〔政隣記〕

妙王寺は妙
應寺

七月十五日、昨十四日夜、八幡町批商賣人柳橋屋吉右衛門年三十歳餘父儀、吉平八十歳餘、大樋越中屋小兵衛を、河北郡松寺村に脇指を以切殺、懷中に有之銀四百目餘奪取立歸、無據趣に付右小兵衛二・三貫目餘所持之鉢故及殺害候趣等、父吉平へ密に語置。于時公事場檢使有之候處、吉右衛門紋付候提灯暨名書、死骸邊に有之候故、檢使所々吉右衛門儀呼出僉議之處、及殺害候趣等致白狀候に付、直に縮付、公事場々引立禁牢。父吉平儀は先組合預に相成候事。但、父吉平并同妻も廿二日より禁牢之事。

〔政隣記〕

十二月七日、前記七月十五日に有之柳橋屋吉右衛門一件落着被仰出之趣左之通、今日於公事場申渡有之。

八幡町組合頭 柳橋屋 吉右衛門

不届至極之者に付、兩橋之内にさらし、磔。

吉右衛門 父 吉 平

不届至極之者に候得共、極老之者に付御宥免。

右 吉 平 妻 よ ん

夫に可隨者に付、吉平に准御宥免。

右吉右衛門せがれ 庄次郎

父依罪可爲殺害者に候得共、命御助、御貪着無之候。

右吉右衛門儀、大樋村越中屋小兵衛可遣米代難遣に付、外々連出切殺し、且小兵衛より吉右衛門宅に預候銀子も取掠、吉平夫婦其儀乍承、不斷出押隠し罷在候事。

右於公事場吟味之趣言上之處、落着如此被仰出候處、吉右衛門前月廿九日致牢死、吉平夫婦今日出牢、庄次郎并吉右衛門下女るい、拙者共々預之處指宥之儀、吉右衛門家財關所之儀等、公事場奉行中より來狀之事。

七月十九日。本多三郎右衛門召によつて金澤に着す。

〔政隣記〕

七月十九日、前記三月廿六日於江戸御合力扶持被下候浪人本多三郎右衛門前記に有之通天文學宜、且又變學し委細与云々。儀、御用有之候に付、用意出來次第江戸發足、金府に罷越候様被仰出候旨、前月廿一日江戸詰御家老前田修理殿覺書を以、同御小將頭廣瀬武太夫へ御申渡。則武太夫より三郎右衛門に申渡候に付、今月八日江戸發足今日參着。主從三人歩行に而、旅宿御貸屋小立野石引町塩屋太郎兵衛方々到着之事。

但、本文之趣寺社奉行竹田掃部より御用番安房守殿に紙面御達申候者、廣瀬武太夫より

申越候間、御當地の着之上御貸屋等之儀不差支様、夫々被仰渡置候様仕度段御達申候條、御貸家暨賄方前々之振を以、不差支様可申渡置旨、安房守殿被仰聞候に付、同役御用番岩田より夫々申渡之。

右三郎右衛門年齢六十五歳、歩行等勇健壯實与云々。但八月七日三郎右衛門の、在留中御扶持方十五人扶持也。被下候間、不及町賄に旨、御用番助右衛門殿被仰渡。

〔政隣記〕

前記七月十九日記に有之候本多三郎右衛門儀、今日戸田五左衛門宅の招有之に付、自分儀も蠻國等之珍話爲聽聞、八時過より罷越、夜五半時過退出、珍話等之趣粗左之通。

一、三郎右衛門今年六十六歳之處、いまだ五十歳計与相見え、皮膚肉膏潤澤有之、眼・耳・氣根・歩行等達者、齒は少々不宜候得共、大抵之剛物食事不指支旨。且年若き頃より、夜は子之刻前後に臥、寅之上刻に起、卯上刻飯二碗一合之申。食し、夫より半刻に二碗前記の通一合、都合一日に二合宛也。食し、此外一向に食し不申候。併寒氣等之節は、温酒至而少々、大抵三勺計を子刻臥候頃迄に飲、尤肴等一圓用ひ不申、茶・菓子類等曾而給不申候。兎角大食大酒甚不宜、畢竟天死之基也。三郎右衛門儀、右之通相守候故か、是迄持病等煩候事一圓無之、風邪は折々有之候得共、不日に平復致し候。人は動物、兎角小食に而身を働動致し候儀何より之薬り、左候得ば長命之

今日十一月十四日

基也。食量右之通極置候得者常に成、敢而空腹にも成不申物に候。勿論右兩度之食事は甚相進み、添物用ひ不申而も美味至極に而、誠に肉膏運行之儀心に覺るが如く与云々。

附、戸田亭に而酒は小徳利に入、小蓋にはべん等五品飾、三郎右衛門之側に出し置候處、時々自酌に而微飲。肴は始終之内はべん一切、薯蕷一切ならで給不申、且又切魚之吸物出候處、一碗給べ候。右之外懸合飯一汁三菜之認出之。飯は勝手次第、何成共少々酒之肴に被給候様、五左衛門再三挨拶有之候得共、忝旨慰懃之應對計に而、一向に箸付不申候。生質謙退揖讓至極、葷茹も給不申躰に各見受居候處、退出前に至りたばこ者不被用哉与尋候處、好物之由申聞候に付、何故先程より給不被申哉与尋候得ば、扣罷在旨申聞候に付、不被用事与心得不及御挨拶に候、早速御給候様申入候得共、左候者御免与申聞、數ふく給べ、其外應對之要々に者、必手を突甚慰懃なる生質に候事。

一、蠻國之風土、大洋廻船之話、二千里餘蠻國之方は漕廻候由、委細之話有之。蝦夷地之話等品々有之候得共、長話委曲不能記憶。且布施川・片貝川越中新川郡之内也。之河原等田地に致し候得者、上田に相成候旨、宮腰・大野・黒津舟・木津・高松等之砂濱に藤摩芋植作候得ば、甚致蕃茂候旨、大船造立之事等、甚之御國益に相成候趣等仕法、是又長話一々不能記憶、爰に記録不及候事。

七月廿九日。金澤城五十間長屋等成就す。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

七月廿九日、五十間御長屋并表御式臺御出來なり。

八月十八日。京都の醫曲直瀬亨徳院金澤に來る。

〔金龍公記史料〕

八月十八日。京師住醫師曲直瀬亨徳院至。

八月廿六日。京都の繪師岸越前介金澤に着す。

〔政隣記〕

京都畫師 岸 越前介

右越前介今般御當地へ被爲召候に付、今月中旬京都發足罷下候筈、日限十六日・廿日之内と云々。供廻り十九人内四人若黨に而、猪押、表具師、紙細工之者。且せがれ筑前介も召連候得共、門人同様之趣を以召連候旨。門人者村上健亮・齋藤霞亭・松本文平・望月左近と申者召連候事。

右之趣京都詰人士師左膳・溝口藏人より申來候條、致承知、御貸家等不指支様可申渡置旨、今日御用番奥村助右衛門殿被仰渡候事。

附、越前介儀元來御當地町人也。

〔政隣記〕

今日に八月十三日

八月廿六日、前記十三日に有之通、京都畫師岸越前介禁裏衛士官同筑前介上等等參着。御貸家袋町金屋專次郎方。且召連候人數者前記之通に候得共、今日は侍役人上田左兵衛并侍分四人、鍵持・駕籠昇等十八人、外に宿次人足先拂兩人召連來。去廿日京都發足、七日路に而昨廿五日小松止宿、今日七つ時頃右專次郎宅へ參着。附、京都に而者一僕召連發足と云風説も有之。右越前介元來御國金澤産也。父は大衆免片原町俗砂走せに居住、仕立屋豊右衛門とて袴等仕立縫物家業、母は越中東岩瀬之者に候處、右豊右衛門に嫁す。男子二人有之。兄は彌左衛門、弟者乙次郎と云。乙次郎後改縫助、雅樂助、當時越前介也。十二歳之頃母衣町辰屋與左衛門といふ紺屋に丁稚奉公に入、染物紋上繪・据形等手傳、二三ヶ年罷在。

但、母方之内縁も有之、旁與左衛門方に相勸居候由也。

右乙次郎幼少より畫に志深く、不習して能畫候由。就中父豊右衛門袋町永井屋太郎兵衛方に暫借家、其後下近江町三番町に家相求當時本町肝煎に而、此度越前介主付御用相勸候處、先年之故を以指引移。其頃は乙次郎成長、改名健助と號し、賣畫を家業として渡世。其後父死、安永九年健助上京、子の年子の日に生れ候由を以、大黒天之繪を書賣弘候處大に流行。其後江州彦根に罷越候處、大に畫行はれ、夫より歸京仕、佛光寺之襖張等畫候處、或時有栖川様佛光寺へ御出、右繪御覽請、甚御感稱に而名前等御尋。其砌御衝立に繪被仰付候處、甚應御意に。依之

京都住人に相成、名も岸雅樂助と改稱し、其後禁中之衛士官明所有之に付、株買求、於禁中は當時も衛士六位^{云々}之由也。

一、於京都初には柳馬場蛸藥師下る所に借家し、母も引越居候處、次第に畫^{掛物一幅、謝禮金千疋、屏風一双、謝禮}金二十兩、右は龜書に而之禮物。大に行れ、天明年中禁裏炎上御再營之後、御襖畫相調。其後關東御用畫も被仰付。文化元年京東洞院丸太町東側に家相求居住、名越前介と改之、年齢今年五十四歳と云々。子息太郎と號し、是又畫相應に宜、去年是も衛士官株買求、筑前介と改稱す。

一、越前介兄彌左衛門儀者、父死後材木町に借宅、其後新町に家求、袴等仕立物を以渡世之處、兎角勝手難澁に付、十六ヶ年前舍弟越前介御當地へ下り候節、銀子二貫目令合力、此銀子を以玉井主税人夫方扶足輕相成。右足輕株跡式讓受候爲代一貫三百目出し、殘而七百目は越前介に令返濟候由。彌左衛門今年六十二歳也。右十六ヶ年已前下り候節は、尤健助と申せし頃也。

一、右彌左衛門せがれに彌次郎とて、新町父家にて仕立物家業に致し居候處、今春尾張町に家相求引移、袴屋と號し、父彌左衛門儀もせがれ彌次郎宅へ同居之事。

一、今月廿一日岸越前介儀御會釋方、荻野左衛門尉御召候節之御格合に而、少し可也に可取計旨、御用番助右衛門殿被仰渡候に付、其旨夫々申渡置候事。

扶足輕本の
ま、

寛政四年九
月廿一日の
條参照

一、越前介登城之節、供人徒士二人・陸尺六人・侍四人、鍵・挾箱・長柄傘・草履取・笠籠、御門内仕者侍二人・草履取一人・傘持一人・挾箱持一人、外に畫御用被仰付候節者長持一棹爲持候と申越、御城代へ御達申置候事。但御門内より御玄關前迄、侍二人等本文之通召連候事。
一、せがれ筑前介儀、今般爲扶助召連候間、登城之節者草履取一人爲召連同道仕候、外に弟子共も召連候段申越候に付、筑前介事御用番へ及御届之外、御城代にも御門入之御達申候事。但、筑前介迄罷出候節は、侍も一人召連候筈。弟子も其身迄出候節は、草履取一人宛召連候事。
廿七日、昨日記に岸越前介・同筑前介も衛士官と記置候得共、其儀相違、六位に而禁中勤向者新嘗^{十月新穀を天照太神宮に被備候事と云々}會之節、御別殿に御幸之由、御輿之先は炬火持參、其外右に准候勤向有之由云々。

〔政隣記〕

岸越前介等今月廿六日初而二之御丸に召、虎之御間等襖張附に被仰付候繪被仰付、其節途中町附足輕二人指添、御玄關より御玄關番足輕溜所迄誘引、御頭坊主給事に而被下之。

但、御目見等に罷出候節は、御式臺より當番御歩誘引之筈に候得共、御繪書御用故本文之通也。翌廿七日より者御賄も相止、旅宿^{御貸家より辨當指遣候事}也。

今月は九月

一、右越前介儀、何卒御序を以御目見被仰付被下候様相願候に付、前月御用番岩田氏より願紙面出置候處、右御目見者不被仰付旨、御用番又兵衛殿被仰聞候段、申渡有之候事。

九月七日。能役者等に石井流大鼓の待遇に關する件を諭す。

〔政隣記〕

九月七日、石井流大鼓前々御家に被建置、先達而石井仁兵衛京在住御手役者儀下向之處、石井流者江戸表に家元無之等に付、亂以上之分者相手に成間敷旨、當時當地へ罷越居候御手役者小鼓役觀世仁九郎等へ家許より申越候由に而、御用たり共仁兵衛相手組亂以上指支候處、今日右石井流者御家御威光を以被建置候事に候得者、御手役者之者共相手組不指支筈、家元より申越候趣有之候共、可申斷筈に候。以來亂以上に而も相手組可仕旨改而被仰出、今夜御用番岩田氏宅において、自分立會申渡候處、何笛役藤本養五郎、わき尾上萬次郎、太鼓役佐々木壽六、小鼓役佐々木仁九郎等也。被仰出之趣に付奉畏請書指出候事。

九月十日。前田齊廣、庭掃市右衛門の高齡を慰むる爲鳥目を與ふ。

〔政隣記〕

九月廿四日、今月十日左之通。

今年九十二歳

新堀川町

宮腰屋

市右衛門

右之者元來者河北郡大崎村漁師故傳四郎与申者之二男に而、市郎右衛門与號し、無妻に暮し、稼を以渡世居候處、舍兄市右衛門者先達而より金澤へ出、新堀川町に家持居候處、三十ヶ年以前病死之處、妻一人に而子無之、家相續可致者無之に付、右市郎右衛門儀兄之家の後家入致し、市右衛門与改名、日儲稼を以渡世候に付、今月十日二之御丸御庭掃除方青木新兵衛役小者長右衛門与申者之代人に罷出、御居間先御庭致掃除居候處、御前御出、右之者御覽請、何者之旨等御意被遊候得共、極老耳遠に而不相分候内、近く出候様御意に付、御側近く出候處、御近習より文字を書候様申聞に候へ共、無筆之旨答候得者、筆硯等に手本を添、此通り可調与申聞候得共、無筆之旨再三申上候得共、見苦敷儀少も不苦、此手本に似寄候様、いか様共書上候様強而申入候得者、不得止事を躰に而、手本之通り相調上之候。且又御直に出生所等之儀御尋に付、夫々申上、今年九十二歳に而、一昨年より御扶持頂戴、難有奉存罷在候旨等申上候處、御代紙を以鳥目一貫文拜領被仰付、御禮申上退候事。但、最初者御前与不心付、恭敬も薄く候處、暫有之心付候に付、夫より勿論平伏罷在候旨之事。

右市右衛門儀、元來正直律義一篇之生質に而、是迄難澁之稼を以渡世候得共、少も後闇き事無之、妻名し今年七十九歳に相成、娘一人之、今年三十歳に相成、最前暫奉公に出居候得

共、父及極老に、段々勝手も難澁に迫り候儀を不堪見、奉公を止家に入、晝夜共菅笠を縫、其料を以父母養育之償とし、介抱等少も無慮略。將又段々年闌候間、入智可致と人々勸候得共、若出生有之時者、父母のため不宜、支候儀も可有之候とて不致承引、獨を慎み候儀專一に相守、親子三人睦敷相暮候事。右市右衛門の御意等之御禮者、手先三十人頭より、翌十一日御用部屋中を以申上相濟、支配先よりは不及御禮候事。

九月十日。金澤町奉行、孝子節婦數人を賞す。

〔政隣記〕

一、今月十日於町會所町同心申渡、左之書立横目肝煎爲讀聞候上一通宛渡遣、米は人々宅の爲持遣候事。

米五俵

荒町道心者清心養女

ふ

く

右養父清心儀、僅町口九尺之小家に住貧窮者に而、日雇稼を以其日を過來候處、及老年力業も難成に付剃髮、鉢ひらき致し候内病身に成、彌々托鉢にも得出不申、無致方爲鉢之處、養女ふく儀晝は團子餅類を拵所々賣歩行、夜は綿がな賃引等入情、毎夜夜半に至迄勵み、辛苦を不厭相働、養父を孝養し、或は時として外に洗濯等に被雇、宜敷食品等被居候得者、其身は不食持歸、養父へ與へ候旨等、是迄色欲に心を牽れ候事も無之、數年只養父之養育方而已

鉢ひらき本のまゝ

今月は九月

に心力を盡し罷在、貧窮旁夫をも不持過來候鉢。去々年清心七十餘歳に而終焉迄、全く孝養盡し、養父死後も今以實鉢に相暮候様子相聞え、誠に奇特之者に候。依而爲賞賜遣之候事。

巳 九月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

米五俵

下材木町淺野屋徳兵衛養母

ふ

さ

右ふさ儀、泉野寺町淨安寺門前菓子屋故五左衛門娘に而、淺野屋故徳兵衛方の嫁娶付、生質柔和實情厚く、夫を初舅姑にもよく事へ、親元養母へも深切仁孝心を盡し來候處、父は先達而病死、母一人存命に候。就中夫徳兵衛及老年病死、隨而其身も及老年候得共、下材木町より泉野寺町まで遠方之處日々罷越、母に安否を尋ね、或者外より宜敷食品珍菓之類等到來有之節者、歸宅後休息之間も無之に、其儘に引返し、重而致持參母に進め、風雨暑寒を不厭、數十年訪ひ通ひ不怠、尤姉妹弟睦敷して孝志を盡し來り、母死後今以忌日毎に親元を罷越内佛に參詣、追孝之志深く、當年六十餘歳に相成候まで如斯不怠、誠内外孝道厚く奇特之至に候。依而如斯與之候事。

巳 九月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

嫁娶付はか
しづきなり

米五俵

大衆免龜淵町井波屋又右衛門後家もよ娘

は つ

右はつ家貧窮に付、幼少より外奉公に出居候處、十九歳之時父又右衛門致病死跡に者、母并妹等四人罷在、甚貧窮之爲躰之處、はつ儀生質孝心厚、此躰を見に不堪、奉公を斷家に入、日夜菅笠を縫ひ、其代料を以漸家内を養育し、女之儀、若し人不義をも被申懸等之事有之候而者、孝養之障に可相成与、數年來聊爾之不出出に付、同町内にもはつ家に在之事を不知ものも有之様子。年中元日并祭禮之節半日より外は休候事無之、晝夜笠縫而已相勵、今年迄十五、六ヶ年、乍難澁はつ一人之手に而、母初家内全遂養育、町役銀等もわづか之笠縫代等之内より毎日二錢宛除之置、是迄無滞年々全致上納。勿論人に對し無心・借方等申懸候儀無之、操正敷盡孝道候旨、誠孝心之程奇特之至に候。依之爲感賞書面之通與之候事。

巳 九 月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

米五俵

法船寺町赤井屋三右衛門娘・婿

い ち

右いち儀、父母并祖父に孝順に事へ候旨、家業前々より煎餅致商賣、細き渡世に候處、祖父致病死、父も次第に病身に相成、彌増難澁に迫り候處、いち儀甚相勵、父に代り家業致入情、妹一人有之候も他へ嫁娶付、親之心を安んじ、其身年關候得共夫をも不持、尤行狀相愼、聊

猥之風評も無之、明暮盡孝養、就中父母より之任指圖致入聲、男子出生候得共、賀儀父母之

心に不叶に付、陸敷中を致離縁、其後父病死、相殘る母も及極老に、且起居も不叶族之處、いち儀孀暮に而彌家業入情相勵、日夜母を深切に介抱し、艱難至極之内より、母之儀に付而者食品等も費を不厭、成限り調之、尤暑寒着類も不自由無之様兼而備之、或は嚴寒之砌杯、其身着類薄候得共、家業に骨折聊不寒躰を申、母之心を爲致安堵、右一子に之教導方も宜敷故、是又孝順之風押移、父死後は迄三十餘年之間、飢寒辛苦を忍び、晝夜家業入情孝養を全し、母當年八十餘歳に及び候旨、且又雖爲貧窮、他に無心・合力等難題ケ間敷儀聊不申聞、組合之者共初め人皆感入候旨、誠に孝心之程神妙之至に候。依之爲褒美如斯與之候事。

巳 九 月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

米五俵

火除町談義所屋長右衛門せがれ 五郎右衛門

右五郎右衛門儀、桶屋職を以致渡世、父子兩人艱難に相暮候處、父及極老桶細工も不得致、せがれ五郎右衛門毎日外へ出、輸入細工相勵盡孝養候旨。且父常々酒を好候故、其身は下戸に候得共、難澁之内より毎日酒を買、外より歸先父に與へ、父之悦を待て後自分洗足食事等致し候旨。都而父之好候品は、假令密に所持之衣類等賣代成候而も、成限調之其求に應じ、

常に父之心を令悦事而已樂とし、歳三十餘迄妻等も不持慎罷在、父より妻を可娶旨申聞候に付任其意、尤妻にも申付方宜故、是又無殘所心力を盡し、父死後も追孝之志深く、全躰五郎右衛門儀慈惠之心厚、近邊孤獨之者等惣而人々艱苦見候へば、其身難澁之内より、成限色々致世話取扱候旨相聞え、誠に輕き者に者奇特之至に候。依之爲褒美與之候事。

巳 九 月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

米五俵

神谷町

能登屋 長右衛門

右長右衛門儀、日雇稼を以漸其日を送候族之處、父母に孝心厚、曾而私之心に戻り候儀聊無之、貧窮之内より衣食等萬端親のため成限り調之、難澁之中妻を娶候而者孝養に可支を慮り、無妻に暮し、其身之不自由を不厭、只管親之氣を樂す事而已心懸、從來睦敷相暮、父母共八十歳餘に而終焉に至り候旨。就中母病死以前一兩年は致老耄、寒氣之節にも不斗着居候衣類を脱、水に入候而濯候事杯有之處、長右衛門聊聲を荒し候事も無之、其儘自身着せし衣類を脱ぎ母に着せ、彌痛はり介抱し、右水に入候衣類者絞り上、火に干其身着し、其外辛苦様之處聊其身之難儀を不厭、彌孝心を盡し候旨、且乍貧困是迄苦惱を申立る事も無之、萬端獨を慎み實躰に暮候段相聞え、誠に輕き者に稀成志令感入候。依而爲褒美如書面與之候

事。

巳 九 月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

米五俵

田井新町後町越中屋九兵衛後家とよ娘

ま つ

右まつ儀、幼少之節父致病死、母は後家暮に而苧綿等を紡績、久々艱難に致渡世來候處、まつ甚孝心厚、俱に苧綿をうみつむぎ、就中娘まつに致入聲候處、母之心に不叶事共多有之に付、間柄睦敷候得共無是非致離縁、其後松奉公に出、纒之給銀も不殘母に送り、其外日用之米錢等、家修理之事共迄萬端氣を配り、孝養を盡し候躰、近邊之者共も常に感入候様子相聞、誠に奇特之志に候。依而爲褒美如斯與之候。松は當時主人持之儀に付、母とよに遺之候條、まつへ此段可申聞候事。

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

米五俵

淺野水車町能登屋理助娘

や そ

右理助儀前々貧窮に暮候處、娘やそ儀幼稚之頃より孝志篤く、父之難儀を見兼、自分菅笠を可縫旨相進み、不手馴内より其縫代少分ながら親に致合力來候處、五ヶ年前より親共病身に

相成、必至予困窮彌増に迫り候に付、やそ晝夜となく笠縫方出情、全く致孝養、常に笠縫等
のため寸陰を惜み出情之中予いへ共、親之呼り等之節者、其儘笠を打捨、何事も心よく親之
氣に隨ひ、尤聊言葉に逆らひ候事無之、親子睦敷相暮候旨。春以來所々火災も有之に付、萬一
此邊にも火事有之節は、如何して親を可介抱哉と涙に迫り候躰、人皆感入候旨相聞え、常
に親を大切に存候孝情之實意より發り候儀、旁以年若之女には彌奇特之至に候。依而爲感賞
如斯與之畢。猶彌可盡孝志を事。

巳 九 月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

六枚町 淺野屋 宗 平

安江木町 淺野屋 仕右衛門

十間町 淺野屋 宗四郎

右兄弟三人致別家罷在候得共、互に甚睦敷、舍弟共兄宗平方へ、親存生之内は孝順之志を盡
し、毎日相見廻、勿論兄弟互に安否を尋、いつとも快く心得方等日々に申談、年中病氣之
外は一日も怠る事無之、實義厚きゆゑ、家内もおのづから其風儀に致感服、奴婢に至迄心立
宜敷成立候様子。且又例春等一類打寄り、面々家業之勘定損徳等無底意互に打明し、其内に

損失有之方々者助合、全く取續方等取計候儀例年不怠旨。誠に同姓を重んじ、眷屬を親しみ
候儀等、則先祖・父母之孝道に叶ひ、奇特之至令感入候事。

巳 九 月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

附、右宗平等三人にも可令褒賜處、三人共富有之者に而、米等與へ候に者不及者共、外品
指支之譯合も有之に付、先此度者褒詞迄に候事。

右前々忠孝并善行之者、於公邊孝義錄に官刻被仰付候處、今般續編御書繼に付、先年書出候
以後之者而已に不限、しらべ方不届出之後れ候向等も、新古共可書出旨、去々卯十月に被仰
渡候に付、寛政年中以來及御達置候分等相しらべ、并前々善行之様子近年及聞候者得与相糺、
此度褒美申渡候分共帳面に仕立、猶此外にも格別善行奇特之志等追而相知候者、重而御達可
申旨、今月十五日御用番之添紙面を以指出候事。但、去年中本文帳面御達可申處、調方御好
等有之、延引に相成候事。

九月十四日。宇田川玄眞、前田治脩の病を診せんが爲金澤に着す。

〔政隣記〕

九月十四日宇田川玄眞儀、相公様爲御病用重而被爲召候に付、昨夜大聖寺止宿、今晚御貸家

角屋太郎次宅に參着。召連候從者等弟子藤井芳亭、若黨兩人、小者九人。

〔政隣記〕

十月朔日宇田川玄眞登城に付、御殿四時揃之事。

宇田川玄眞登城之節

一、途中町下代誘引に而、表御式臺代裏御式臺迄罷出候はゞ、御小將誘引に而虎之御間代へ相通、聞番罷出致挨拶可申候。給事御歩御茶・たばこ盆出し可申候。追付組頭之内罷出及挨拶可申候。其後御小將誘引、柳之御間三之間に相通、組頭及挨拶可申候。其次年寄中之内罷出及挨拶可申候事。

一、柳之御間御縁先を、手水桶・手拭懸指置可申候事。

一、玄眞御横目指引に而寄せ置、楡垣之御間を御出、御目見披露御奏者番、御意有之、御用番御取合申上、退居之事。

一、右御目見之節、定番頭以下御歩頭以上伺公之事。

一、右相濟、於柳之御間三之間御料理等被下候節、給事御歩、指引小頭。其節組頭罷出及挨拶可申候事。

但、相伴御醫師之内。

一、御料理出、退出迄に見計候而聞番罷出、及挨拶に可申候事。

一、御横目指引之事。

一、携候人々布上下着用之事。

一、玄眞退出之節、挨拶罷出候組頭并取次御小將、御式臺階上迄可申候事。

九月廿八日。公事場奉行等刑の適用に關する慣例を上申す。

〔富田氏藏文書〕

此一巻は、文化六年巳九月於御次人見吉左衛門を以、高島五郎兵衛に御刑法方之儀、何罪は何刑と御定被仰出置候儀茂無之哉と、御尋之趣有之に付、此紙面同月廿八日中川清六郎御次を持參、外に文化元年指上置候御刑法大綱書帳面寫一冊、人見に相達す。

但、大綱書を茂寫置候筈に候得共、寛政七年に何の罪之者は何刑と其品を有増先例を寄せ候三冊を寫置候。大綱書は不寫取候。右御刑法帳之三冊者、於公事場誠に秘録に相成、品重き事故宅々を借用寫置候儀は不相成、先年被仰出茂有之候由と、留書鈴木五兵衛より承罷在候儀茂有之。然者寫候儀は可扣事に候得共、退役後者早々火中之圖りに而穩密に書寫。公事場御刑法之儀、何罪者何刑と往古より御條數を以相定り居申儀有之候哉、又は時々之伺を以御刑法被仰付候譯に候哉、御尋之趣奉畏候。萬治・寛文之頃迄は、公事場主附之年寄中

等奉行示談之上、釜煎・火罪迄も申付、跡言上仕候處、延寶之頃より都而言上仕、時々先例を書上、先例無御座分は先例無御座と調、奉行評書等も不仕、言上書指上候處、時々御下知を以御刑法相極り申候。元祿六年迄年寄中言上書指出不申、封印を以直に指上申候へ共、右六年より以後は都而年寄中言上書指出候様被仰出、年寄中に而僉議之上落着相伺候事に相成、尤先例無御座儀は例無之旨調出候得共、時々落着被仰出之趣、年寄中連印之物を以申渡候處、延享之頃より先例無之儀者、奉行僉議之趣評書を以相伺候様に相成候故、寛延三年奉行僉議之上、先例無之儀は先年之通評書仕間敷旨年寄中言上相達候處、是非刑附僉議之趣評書を加指出候様年寄中申聞、夫より以來先例無御座儀は、刑附評書を加言上仕候。右評書は、色々御刑法被仰付置候不届之者共を以、其時々科人に引競、刑附評書仕來申候。惣而先例之引方、たとへば賊物十品之者には、先例十品より以上之例は引當不申様に仕來、都而的當に而無之例は、重き例を輕き方引當候儀者不仕、輕き方を引申事故、次第に御刑法輕き方引可押移道理之所、前々より御刑法之ゆるぎ申事は、御改之御底意にも御座候哉、正徳三年之被仰出にも、御刑法次第にゆるまり、以後は譯も無之可罷成と思召候旨被仰出候儀も御座候。其外延享三年之被仰出に、向後は寶永より以前之例を可書上旨被仰出、此所に而又如元古き御刑法に立歸候得共、次第に先例之輕き方に引來候故、いつとなく輕き方に相成候處、天明五年以

後は重き方に被仰付候旨被仰出、寛政三年又候是以後先例寛延以前之例可書出、右年間に相當之例無之候は、寶曆以後之例書上候様に被仰出置候處、隨分舊例を引當言上仕候得共、品に寄舊例迄に而は不釣合に相成儀は、僉議之趣評書を以奉伺候。右之譯候而御刑法方之輕重くるひ附申事故、寛政七年何罪之者は何刑と其品を有増先例を寄、三冊に仕立、右帳面に御座候儀は先例書上不申、刑附言上可仕哉と年寄中言上相達置候得共、其後何等之被仰出も無御座候故、今以時々先例を以御刑法奉伺候儀に御座候、以上。

九月二十八日

五人 無判

人見吉左衛門様

九月。十村等の駕籠に乗ることを嚴禁せしむ。

〔河合録〕

秋縮御請以前村廻之刻、前々御扶持人等病氣之節は、無據駕籠へ乗候儀も有之候へども、多分は押而も歩行仕候所、當時は何も駕籠に而相廻り候体被聞召、御不審に被思召候御様子、各様迄被仰出候段奉得其意候。前々極老之者、或は痛所等に而歩行仕兼候節は、所に寄駕籠に乗候儀も御座候。猶更當年之儀詮議仕候處、石川郡野々市村孫之丞儀、久々痛所に而難儀仕候へども、押而罷出候處、半途より甚難儀仕歩行不得仕候に付、無是非輕き指駕籠に乗候

旨申聞候。且射水郡五十里村庄右衛門儀、瘧疾相滞罷在候へども押而罷出候に付、立毛之場所は歩行に而見分仕候へども、山方之内山越等往來筋に而は、折々駕籠に乗申儀御座候。暨同郡中川村善左衛門儀、久々濕瘡相滞、其後痔疾に而難儀仕、是亦押而相廻候に付、庄右衛門同様立毛無之場所等駕籠に乗申候旨申聞候。能州口郡緩目村兵衛及老年、其去年冬より相滞、今以全快不仕に付、廻口組等相廻候節、所に寄無據駕籠に乗候旨申聞候。此外諸郡十村共當年駕籠に乗候者無御座候。猶更以來成限り四つ手等に乘申儀無之様、急度可申渡与奉存候。先此段御達申候事。

九月

十月十二日。許可を経ずして新開を行ひたる村方の調査を命ず。

〔筒井舊記〕

御郡村々領之内、山添・野毛或者海邊等之場所、新開願出受御聞届開立可申處、何与歟様子有之、誠々試等に開立、植付も致出來候處、願方等閑に相心得、未表向願出不申分有之舛及御聞、甚不埒之至に候。以來見聞次第無泥御内意申上候様、嚴敷御紙面を以被仰渡に御座候間、若右様之村方有之候哉御糺、萬々一株付之場所等有之候は、願出候様仕度、自然外より相顯候而者品重き儀に御座候。村方により心得違之程も難計、何れ得与御聞糺御座候様仕

誠々に精誠
歟々に精誠

文化五年閏
六月廿七日
の條參照

度候。若重而御察當有之時は、誠に六ヶ敷場に至り可申候間、左様御承知被下度如此に御座候。此狀先々御順達、落着より六藏方迄御返可被下候、以上。

十月十二日

鵜川村 六 藏
鵜川村 清 三郎
走出村 彌 五郎

仲間宛所

十月十八日。曩に能美郡小松に於いて暴民の爲に家を毀たれたる久津屋三郎助を所拂に處す。

〔政隣記〕

十月十八日小松表去年町家打毀一件、今日於公事場左之通落着申渡有之。

最前小松町年寄並 久津屋 三郎助

所追拂、家藏御取揚、指預免許。

小杉屋 六 兵衛

指預免許。

右之外御郡方等懸り合之者共、夫々落着。

加賀藩史料 第十一編 文化六年

右三郎助儀、家元者金澤堤町角屋太郎次方に付、直に居留り、妻子五人追付太郎次方へ引移候筈之事。

十一月朔日。前田齊廣の女直姫の色直・箸初の祝儀を行ふ。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十一月朔日、直姫様御色直・御箸初御祝有之。同日御生母屋尾御宛行御改、直姫様御産婦の方と相唱候様被仰出有之なり。

十一月十五日。佳節・朔望に出仕するもの、列居を遅滞することなかるべきを命ず。

〔政隣記〕

付札、定番頭迄

佳節・朔望出仕之人々、所々に散罷在、列立之儀御横目より申談候而も不行届、及遅々候人々も有之躰被聞召、不作法之儀に被思召候。以來四時を限列相立候様被仰出、自然列居に洩候者は、其者之可爲不念旨、享和二年申渡置候通に候處、近來又々列居及遅々候躰に候條、尙更列居不致遅々様可相心得候。

右之趣被得其意、出仕以上之諸頭へ夫々可被申談候事。

巳十一月

〔金龍公記史料〕

十一月十五日。佳節朔望出仕人々參列遅延。申享和二年之令。

十一月十六日。領國寺社に許可を得ずして相對托鉢を行ふを禁ず。

〔御郡方御觸〕

御領國寺社等之内、不押立相對托鉢之趣を以相廻り、或者内々に御扶持人裁許等迄、少々宛施物取集之儀頼入候族も有之哉に相見え候。元來相對托鉢等之儀者、御郡方御定も有之儀、若村役人等心得違に而、少々たり共施物指出候族有之候而者、不輕儀に候條、以來之儀等嚴重可申渡候。且御扶持人・裁許等頼入候儀有之候は、早速拙者共にも可申聞處、誠に不押立内々之儀に相心得、申聞之儀も無之哉、其内には心得違之人々有之哉にも相聞え候。以來之儀相心得、右躰之儀有之候は、早速可申聞候。將又一向宗祖師五百回忌之由に而、右寺庵法會致執行、就夫施入之儀申入候躰も粗相聞え候條、此等之趣無之様一統嚴重可申渡候、以上。

巳十一月十六日

林 彌四郎

諸郡御扶持人・十村中

十一月廿二日。代官の下代等收納米に就いて不正の手段を行ふを禁ず。

〔眞館留帳抜書〕

諸代官御收納米納方之儀に付、被仰出之趣有之、文化元年一統嚴重申渡置候處、全く相改不申、不正之族相聞候に付、猶更其後時々申渡置候處相改不申、當年別而不正之躰に相聞え、且下代・手代等之内、こぼし米は不多候得共、用米与名付追而斗下村々より米取請候族も有之、御印切手等居する願候て相向候節も、雜用米与名附米取請候躰。是等之儀不届至極、尤代官々々一様にも無之躰、其様子も粗相聞、第一惡米多相納置候躰に候。夫に付相考候處、下代・手代共今以こぼし米抔いたし、不正之族有之に付、米撰も出來不申躰に候。百姓分もこぼし米仕儀斷可出筈に候得共、左候而者後來下代・手代等宿意を以、米撰念に入申趣を申立、爲致難儀可申与相泥、斷出不申、惡米御收納に難相立分を持參いたし、右含を以御收納いたし候躰、双方不届至極之事に候。此儀代官心付不申哉、最前被仰出之趣有之、嚴重申渡、其後も度々嚴重に申渡置候處、甚等閑至極不埒之儀、勿論表立相顯候は、一圓申譯無之筈に候。猶更當場詮議有之、重而此段入念に申渡候條、急度相心得、下代・手代其手前深く心を付可申

候。百姓共之儀は改作奉行所へ申渡候得とも、納方に付心得違有之候は、尤其段承札、委曲速に可被申聞候、以上。

十一月二十二日

御算用場

十一月廿四日。金澤城菱櫓の造營に従事する大工等濠中に落つ。

〔政隣記〕

十一月廿四日九時過、御城中御造營所菱御櫓之足代、雪なだれ等に而毀れ、右足代之上に而御用相勤罷在候大工等十二人、御堀之内へ落入、内二人は中に而柱竹等に取付無難、一人者胸等を強く打痛候躰に而吐血多く、用藥も治り不申候處、塩川鯉一郎療治に而吐血止、用藥も治り、多分助命可有之与云々。殘九人は無難に候得共、水中へ落候事故大に凍え、戰慄甚く候に付、於御堀際草を焚、右十人共裸に致し薦を着せ、溫酒藥等用候處、無程九人は平復、一人は前記之通鯉一郎療養に而快方也。

十二月十日。本年諸士より徴する借知中の一部を免除す。

〔政隣記〕

十二月十日、昨日御用番左京殿依御紙面、人持組身當之分者本多求馬之助等迄に候得共、與力之儀に付如此。之筆頭、頭分御用番或筆頭一人宛、四時過登城之處、檜垣之御間々御用番左京殿御出、一人宛御呼立、左之御覺

書之趣御演述之上御渡之。御禮申述退去、柳之御間於横廊下、左之覺書披見、八時頃退出之事。

御家中之人々勝手難澁に付、當年も御借知被返下度被思召候得共、今年者別而御運方御指支に付、一統全者被返下儀難被爲成趣に候。乍然小身之人々者一入難澁之躰に付、御借知御借米之内別紙割合之通、千石以下之人々々一作被返下候。此段可申渡旨被仰出。

右之趣被得其意、組・支配之面々々も可被申渡候。組等之内裁許有之人々者、其支配も相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之通可被得其意候事。

己巳十二月

覺

- 一、自分知三百石以下、御借知并増御借知共不殘。
- 一、同 三百石餘より五百石迄、同斷之内百石に付十石宛。
- 一、同 五百石餘より千石迄、同斷之内増御借知五石宛之分。
- 一、御扶持方之分知行に圖り、右割合之通。
- 一、御切米之分都而御借米不殘。

右之通被返下候事。

十二月十四日。借知等返還に就いてその手續を定む。

〔政隣記〕

今般御借知・御借米就被返下候、五百石以下代銀を以於當場相渡、五百石餘より千石迄御米を以可相渡旨被仰渡候。依而草案目錄并帳面相達候條、急速可被指出候事。

一、五百石以下代銀之分は、組切惣銀高に而頭々手前々全可相渡筈に候得共、月迫しらべ方致混雜候に付、何百目迄中勘相渡、半銀之分は來春可相渡候事。

一、指扣等之人々は不被返下候事。

一、當十二月跡目・新知・御加増等被下候人々は、來春御藏返米を以可相渡候事。

但、御加増知等被下候人々は、先知に當り候御借知相渡候事。

一、未跡目不被仰付人々は、跡目被仰付候上、御藏返米を以被返下候事。

一、寄親附等與力之分は、當七月以後病死入半納之分は、半納に相當り候御借知相返、本納後病死入は尤當り之通り可相渡候事。

但、與力之分は都而寺社奉行引請書出、代銀も右奉行に相渡候條、受取方之儀寄親等より寺社奉行に承合可申事。

一、五百石以下代銀を以相渡候分、都而越中平均直段を以相渡候に付、來春加越能平均直段を以本勘相極候事。

但、百石に滿不申知行之分は、加州平均を以中勘相渡候事。

一、御切米・御扶持方被下候人々、當年御増米并御引足米被下候人々、當年之處先祿に相當り候御借米指上置候。且又當三月御下行等受取候以後病死人は、御借米之内三之二指上置候。十一月御下行等受取候以後病死之人々は、當年分全指上置候間、病死月等但書に致し可被指出候。將又當年被召出候人々は、御借米指上不申候間、名前相省、案帳之通調可被指出候。一、他國居住之人々、并御儒・醫・隱居之人々も、前條之振合に而可相返候條、夫々相分り候様可被書出候。

右之趣被得其意、組・支配之人々は不相洩様被申談、尤同役中傳達可有之候。落着より可有御返候、以上。

十二月十四日

御算用場

津田左近右衛門殿

十二月十四日。二ノ丸御殿樂屋多門の造營に従事する大工等濠中に墜落す。

〔政隣記〕

十二月十四日晝頃、二之御丸御造營所御樂屋多門足代損じ落、大工等六人御堀之内に落入候得共、四人は怪我無之。堀川川除町日雇寶屋九兵衛と申者落候上は、足代木等落重り、泥中は押沈め候處、暫形顯不申に付、十分泥水を吞、良有之見付引上候得共、助命無之、右に付爲療治代鳥目五貫文、御造營方役所より與之。淺野町越中屋長右衛門と申者も強く致怪我、但命は可助哉と申事也。依之爲療治代鳥目三貫文、同役所より與之。

十二月十四日。繪師岸越前介に歸京を許す。

〔政隣記〕

十二月十四日、岸越前介儀歸京之御暇被下之候に付、今日御貸家は御使御大小將齋藤甚十郎を以、左之通被下之。

白銀百五十枚 生絹五疋 串海鼠一籠

一、明十五日御目見被仰付候條、五時過二之御丸は罷出候様申渡。拙者儀も可致登城旨、御用番奥村左京殿より御紙面到來に付、其段申渡。翌十五日越前介儀登城、裏御式臺續御廊下に屏風圍出來、其處に爲溜、檜垣之御間三之間に而御太刀馬代献上之、御禮疊は青銅献上之振也。御目見被仰付、目錄披露、御奏者番岸越前介と唱之。

右相濟、於御次左之通被下之、人見吉左衛門御意之趣演述、御目錄渡之、自分誘引、取合御禮申述。

白銀二十枚 生絹二端

相公様より左之通被下之、人見吉左衛門一集に演達。

白銀十五枚 染物三端

附、外に金三十兩爲旅用被下之。

十二月十六日。繪師岸越前介金澤を發して歸京す。

〔政隣記〕

十二月十六日、岸越前介儀今朝發足歸京。依之於御貸屋御料理被下之。挨拶人御臺所懸り與力、給事坊主。

十二月廿九日。金澤城内なる會所小拂所盜賊に侵さる。

〔政隣記〕

十二月廿九日夜會所小拂所に賊入候躰、翌元日朝相知れ、小拂奉行の御大小將水野庄五郎・山田万作、年頭爲御禮御城に罷在候得共、右に付御禮斷之處、夫々申達小拂所に罷越、夫々相しらべ候處、箆笥等之内帳面等散亂し有之候得共、金銀等紛失無之候事。

但、於小拂所金銀並要用之書面等は、毎日役所仕廻候節、御土藏に納之、鎖前下し、鍵は二本有之に付、一本宛兩奉行懷中袋に入置之例格に而、小拂役所に付夜中杯金銀類一圓無之事に候處、不案内成賊と云々。尤御土藏内外共異變無之候事。

十二月廿九日。能役者の座列を改む。

〔政隣記〕

十二月廿九日。諸橋・波吉兩大夫家之二・三男は、京都・江戸等在住之御手役者上列に以前より定り有之に付、當時波吉故宮門二男五郎兵衛儀も、京都御手役者之上列と、先達而若年寄衆御指圖も濟居候處、京都御手役者共より右之列不相當之由、去々年以來再往願出、若年寄衆於御手前會議中に相成。依之年頭御禮別日に而先濟來候處、今日右五郎兵衛儀江戸・京等御手役者之下列と被仰出候段、翌元日若年寄前田掃部殿被申聞候に付、其旨五郎兵衛等と申渡落着之事。

是歲。楠部屋金五郎等、金澤柳原の非人の爲に小屋を建築す。

〔政隣記〕

金澤犀川々下柳原非人共は、曾而一通り之乞食と申に而も無之、古來より右柳原に居住、小屋數四十二軒、外に惣小屋も有之、妻子老少一軒に八・九人暮し候者も有之、都合人數二百

四・五十人計も居候。尤時々増減は有之。常に男女共草履等を作り口を糊し、其内達者之男は川除方之人足、或は木呂流し等に被履、又公事場等牢死人等死骸持人足、或は乞食・行倒れ者等埋方杯致し候。于時去年犀川洪水之處、天明年之洪水にも小屋流失不仕候所、何も油斷致し居候處、右等之洪水之節は川上にて流水切れ込み、減水致し來候處、去年は無其儀洪水押來り、皆々不意之驚騒、やうく命助り候族に付、椀・鉢類等僅之品も悉く流失、尤小屋共不殘流失、哀れ千萬之爲躰に候處、大勢之事故可忤所も無之、水落候後河原にこも筵等之類貫集候物を以、三つ俣小屋やうく之事にしつらへ、入居候得共、風雨を凌兼、就中狭き等に而草履等作候事も難成、誰一人世話致し遣す者も無之、老人子供は明暮泣暮し候由及承、楠部屋金五郎横目肝煎儒學等有之、陰徳を好む生質也。など何卒救ひ遣し度致工夫居候内、同人心易く致し三十人組菊左衛門与申者、甚慈悲深き生質に付兼而申合置候處、堂形御厩建替り、右古木共商賣人入札に而買受置候旨承出、金五郎の咄候に付、是幸与兩人申談、則商人の懸合利を付買受候約束致し置、夫より陰徳之志有之人々、并質屋棟取等へ寄々申勸め、不依多少に施錢等を集め、依之右古木下之方等朽候木は村方之馬小屋等入用に賣拂、其餘之木は水に而洗ひ淨めさせ、勿論材木不足に付材木買足候て、幅三間半餘に長さ二十五間之惣小屋に建、内は四十二圍に分け、尤火之用心等宜き様に壁に而仕切。且又御郡方等之乞食忤方無之類之者、當分入居候

圍も別に二間しつらへ、屋根も板屋に而は年々修覆可難成に付、丈夫なるくす屋葺に致し、大風・大水等にも倒れ不申候様に、一間々々にしきりに筋違木を穿込、成限建方丈夫に申付、今年迄に多分出來之事。

一、右小屋近邊に、非人并出所不知之行倒候乞食杯死骸埋候茅原有之候處、年々雨露に晒し見るに不堪爲躰。畢竟寄所無之冤氣亡靈は所謂遊魂爲變与有之如く、時として疫癘流行之祟等可有之道理。雖鳥獸与畜ひ馴候分は塚に築等之習ひ、况や人間之屍無慙成事与金五郎・菊左衛門心付、右小屋入用施錢之餘分も有之候者与心懸、彼茅原の前に小き石塔に而も可建与申合候得共、今年はいまだ出來不申候事。

一、右之通に而、質屋棟取等より、向寄々々を以質屋等へも申勸候處、皆々奇特之企とて、追々施入銀等集り候間、來年は多分右石塔も出來可申躰に候事。

一、越中高岡町年寄横町屋彌三左衛門与申者も聞之、銀子二兩可施入由書越し、密に金二兩致加入、外々沙汰無之、小屋入用に用ひ吳候様頼越候。此者常に甚陰徳之志深き者之由等、金五郎申聞候事。

一、今年正月十一日夜五時頃、金五郎居室之戸を敲き候に付、下人立出候處、亭主在宅哉与尋候故、在宅之旨答候處、銀二百目取出し、承候得ば柳原小屋一件御世話に成候由、依而此

銀子右入用之内に加へ吳候様に而渡候に付、名を尋候處、先々其段亭主に達候様申候故、家來内に入、則金五郎へ申聞候に付、金五郎承之、どなたに候哉内に入候様可申旨申付、則下人其段申通候處、銀子は亭主御受取候哉と申に付、儘に渡候段申候得ば、然上は名前云に不及とて、自身と戸を引立逃行候由家來申に付、金五郎并其夜咄に來り居候者二三人、諸共戸外へ走出候得共行方不知、何も不思議と申合候。夜中之儀、其上帽子に而面を包み居候故、家來も一向不見分、今以誰共相知れ不申候由之事。

一、右之外追々施入有之候由之事。
一、右世話取持等致し候人々。

- | | | | | | | |
|------|-------|-------|---|------|------|-------|
| 千日町 | 御長柄小頭 | 庄村與兵衛 | 同 | 町 | 津幡屋 | 宗兵衛 |
| 六斗林 | 井筒屋 | 茂兵衛 | <small>此者商人に候得共慈悲心深く、此度小屋建くす屋
葺等之儀、利潤も不取甚骨折致世話候由之事。</small> | | | |
| 質屋棟取 | | 八人 | | | | |
| 野町 | 扇子屋 | 權右衛門 | | 本堅町 | 酒屋 | 三郎右衛門 |
| 堤町 | 淺野屋 | 次平 | | 安江木町 | 佐賀野屋 | 平兵衛 |
| 堀川町 | 直江屋 | 權四郎 | | 袋町 | 富津屋 | 六左衛門 |
| 下材木町 | 田井屋 | 宗兵衛 | | 橋場町 | 紙屋 | 清兵衛 |

右取集方等夫々致世話候。其内にも下材木町田井屋宗兵衛、別而張込致世話候事。

- 一、右之外最初に繩こも・筵等爲取候者も多有之候由之事。
- 一、小屋建候節之大工・日雇等大勢懸り候得共、此者共は賃料取候者に付名前不記候事。

文化七年

正月朔日。前田齊廣金澤に於いて年頭の儀を行ふ。

〔三守御譜〕

正月元旦公御裝束御直垂被爲召、長甲斐守・前田伊勢守・本多安房守^{大紋着用}於御奥書院年頭御禮被爲請、^{御太刀持御奥小將素袍}於桐之間鶴之庖丁被仰付、御覽被遊。夫より於御小書院、横山山城等暨御家老・若年寄御禮被爲請、御大廣間御上段に御着座、人持・頭分獨禮被爲請、相濟、同上之間に御着座、御大小將等一統御禮被爲請。

此時御大小將以上長袴、御馬廻八百石以上長袴着用。本文外御奥小將・御小將等御禮如御例被爲請。今以同様。二日・三日・四日・六日共夫々御規式あり。今般御造營初て御先規之通と被仰出候に付荒々記。

〔袖裏見聞録〕

文化七庚午歲

八五八

今春諸大夫之面々、五十年來實曆八年以後中絶なり裝束にて御禮被爲請候付、何れも不案内、進退等茂無覺束可有之と被思召、御前於殿中御禮被仰上候節之御様子、人見吉左衛門・戸田與一郎を以被仰出、御口傳之趣を以御禮申上。

正月二日。前田齊廣松囃子の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月二日、御禮人六半時揃、御表宜候段御用番より言上、四時前御大廣間へ御半袴被爲召御出。昨朔日御用に而相殘候頭分并御大小將等、且御馬廻組一統列之通並居御禮。其節年寄中を初御縁類伺公昨日之通。

但、青銅暨御太刀目錄着座の前に置、御禮申上。末同斷。

右相濟被爲入候節、御通掛り柳之御間往來之間後之方を御屏風にて仕切、御役者竹田權兵衛・寶生彌三郎・諸橋陸之丞・波吉甚次郎・波吉五郎兵衛・竹中甚助・小杉次三郎並居候而、檜垣之御間之方へ被爲入候節御禮。尤獻上物青銅。五郎兵衛は無息に付扇子一箱臺居、各着座之前に置之。年寄中壹人伺公、披露唱御奏者番一人。町奉行・御横目は、矢天井之御間入口御杉戸際喰違之御屏風を後に仕伺公之事。

一、右役者御禮濟被爲入候刻、於御居間書院三之間等に御近習向御禮二切に被爲請、御作法等昨日之通。

〔政隣記〕

正月二日夜御松囃子に付、惣役者八時揃年寄中等を初、罷出候人々七半時過より追々長袴等着用登城。御表宜候段御用番安房守より言上、五時前御大廣間御熨斗目長袴に而御出、御上段下に御着座。年寄中長袴着用に而、御大廣間上之間御縁類之方何も罷出、于時進み寄候様御意之時、御鋪居際三尺計隔て列居。其儘御前二献・鯛御吸物御三方に載せ上之。年寄中并前田主税ねも二献・鯛之御吸物出之。御嶋臺御肴出之、長柄御銚子・同御提も出之。年寄中・主税ねも御土器被下之候に付、御土器御取被遊候時、座上之大夫權兵衛四海浪之小謠を諷ひ、直に高砂之御囃子始る。右主税迄は御土器返上被仰付。其節御土器取次若年寄替々相勤之。御家老より若年寄迄御土器被下、返上は不被仰付。御肴は若年寄迄御直に被下之候。畢而長柄御銚子・御提二つ宛御大小將指出之。其砌御前御酒御請、少被召上被指置候を、御前之御銚子役御銚子ね移し、右御大小將之指出候御銚子二つに又移之入、御大小將御左右別れ、二之御間御敷居之内二疊目之下に居る。其時數之御土器、同御肴、御大小將四人二行に持出し、御銚子之際御左右に置之。其時年寄中右御肴之所御左右一人宛出、御流頂戴人兩人

宛一度に御左右に於候而、御土器を取御酒を請、御前に向頂戴し而飲之、御土器下に置時、御肴年寄中被挾之、手に請戴き懷中へ納め、御酒を加へ飲候而、御土器を持退く。段々右之通に出、半ばに又二御銚子出、最前之御二銚子と替る。其時右二銚子向合、最前之御流酒を移入退く。御囃子之間に而小謠を諷ひ、御規式相濟候時分、猩々之御囃子と一度に相濟、座上之大夫權兵衛舞納之候處に、若年寄前田掃部御目錄持出之、於御前相渡之。頂戴仕時、竹田權兵衛御目錄頂戴難有奉存旨取合言上。御前御吸物等、段々年寄中吸物等も夫々右御目錄頂戴以前に引之。右相濟候而、今晚は天氣も靜に而首尾能相濟候旨御意有之。年寄中座上より御挨拶申上、四時前相濟被爲入候。

但、寶生彌三郎・諸橋陸之丞・波吉甚次郎は白銀二枚宛被下之、御目錄御用所より受取置、於虎之御間に直に渡之。御手役者并町役者には白銀一枚宛之惣目錄等三通、是又受取置、同心中の渡、同人より名上等之者の渡之。何も御禮受、其旨若年寄中を以申上。且又權兵衛等何も御用無之候哉と、若年寄中を以伺候處、御用無之旨被仰出候由被申聞候に付、何も退出申渡、自分儀も罷歸候事。

右御規式之内、御着座之御間横御縁類に、御家老役・若年寄并御近習頭伺公。矢天井之御間に御表小將相詰。御大廣間御縁類に御小將頭一人・御大小將御番頭・同御横目伺公。御勝手に

は御用人等相詰。御かよひ出口御小將頭一人・同御番頭・御横目・御表小將御番頭・同御横目相詰申候事。

- 一、御流頂戴之人々は、寺社奉行・御奏者・假奏者・御算用場奉行・定番頭・御馬廻頭・御小將頭・組頭、并町奉行・新番頭・御歩頭・御近習・大組頭・御持方頭・御用人・御留守居物頭・御近習相勤候御先手物頭・御近習相勤候物頭、并學校御用相勤候物頭並以上・物頭并聞番。
- 一、役者に被下候土器、御流初り候上に而御大小將指出、上座之大夫はつぎ、銚子脇に指置之、退き、猩々之囃子方出候時分罷出引之。
- 一、御流被下候人々、竹之御間二之間等於御勝手列居、二獻・御吸物・御酒・御取肴・卷鯛被下之。御かよひ御大小將長袴着用に而勤之。但御流頂戴之上、又御吸物膳に向列す。御吸物膳引候上退出。尤初而頂戴人は相殘居候而、御用番安房守殿に御禮申述罷歸、再頂戴人は御禮に不及候事。
- 一、御家老役・若年寄中には御吸物被下候事。
- 一、御給事人并役者給事迄も長袴着用。右指引之御番頭等は半袴、御縁類伺公之御番頭・御横目も半袴。
- 一、御流頂戴人尤長袴、小刀帶しながら罷出頂戴之。

一、御表小將役付。御前御吸物三方鈴木治左衛門。御嶋臺中村五兵衛。御押由比勘兵衛。御滴小谷義一郎。御銚子片岡助左衛門。御銚子代扣坂井要人。御加佐藤丈五郎。御肴直坂井要人。數之御土器澤田忠左衛門。御座之間初田忠太郎。葛卷佐六郎。しん切恒川外二郎。附半袴着用勤之、并御間詰相兼。

正月三日。御禮人等をして新造の二ノ丸御殿を觀覽せしむ。

〔政隣記〕

正月三日、御禮人等今般御造營之御間共拜見之儀、頭・支配人等同道に而不致混雜候様相心得、爲致拜見候儀勝手次第に仕候様被仰出候段、御横目中申談各拜見仕候事。

但、昨日之御禮人々は、御横目より御間縮御横目足輕指出置不爲致拜見儀等達御聞候故、右之通昨夜被仰出云々。

同日五半時御供揃に而、四時前奥之口より御出、寶圓寺・天徳寺に御參詣、同刻過御歸殿之上、御表宜段御用番安房守より言上、御大廣間に御半袴被爲召御出。昨二日相殘候御馬廻・定番御馬廻・組外等、町同心・御厩方・火矢方・御歩小頭等、御料理頭・御細工者小頭、寄親附與力列之通、組附并平士之與力、本組與力、并當時頭欠之組附與力、御大工頭迄竹之御間に並居、一統御禮被仰付。年寄共・主税伺公、御奏者番披露、定番頭等伺公昨日之通。

右相濟、柳之御間に而昨日役者御禮之節、御通り懸り御作法之通りに而檢校、少離れ金澤・小松・高岡・宮腰・松任・所口町年寄等、御目見被仰付候分、并御造營懸肝煎幸藏・與右衛門・仁右衛門・伊助・八郎兵衛一代御目見与舊臘廿八日被仰付候分、并府中町・今石動・氷見・城端・魚津町肝煎、津幡御旅屋守、御通掛御禮被仰付。

但、金澤町肝煎は本町肝煎之内より一人爲惣代罷出。

正月四日。前田治脩の病狀大に漸む。

〔政隣記〕

正月四日、相公様御所勞御指引就被爲在候、夕七半時過俄之御供揃に而金谷御殿に被爲入、暫被成御座、一先御歸。重而暮六時過被爲入、夜四時前御歸。御供は建切与被仰出。

〔政隣記〕

相公様就御指引、今月四日より御醫師中晝夜詰切、畑柳泰・宇田川玄眞儀も相詰診被仰付。翌五日御醫師横井元亮・内藤宗純・大石慶庵・長甲斐守醫師田中大玄・横山山城醫師津田隨分齋・本多勘解由醫師三宅良雄・町醫師三ヶ所御用相勤候白崎玄水に診被仰付。

正月五日。前田治脩の病況稍佳良を見る。

〔政隣記〕

正月五日朝五時頃金谷御殿に御出、四時前御歸。今日者少々相公様御容躰御宜与云々。然處晝夜又御指引被爲在、八半時頃金谷御殿に御出、暮六半時過御歸。前御供建切与御付。

一、明六日年頭御禮被爲請候儀、御延引被仰出。

一、今夜より御年寄衆御兩人宛御詰切、中日半夜宛御代合。依之御表向御仕廻之儀、御番組頭水原孫太

夫・御横目笠間源太左衛門申談、御年寄衆に御尋申候處、常之通御仕廻可申談旨御指圖有之候事。

但、御年寄衆晝之内は常之通各御詰、八時後より夜半暨早朝等御席無御明、晝夜御詰切之筈に候事。

正月七日。前田治脩卒す。

〔政隣記〕

正月六日相公様御容躰敢而被爲替候御儀も無御座内、少々御宜御様子に付、今曉より年寄衆御引取、先御詰切相止。然處御同篇には被爲在候得共、次第に御疲被爲出候に付、今日より又御年寄衆御兩人宛詰切等之儀、昨日記之通。

一、御前今朝四時過金谷御殿に被爲入、無程御歸。重而九時過被爲入、直に今夜御詰切。相公様今夜四時比後御指引被爲在、翌七日曉甚強御指引被爲在、同日晝八時頃實は御指詰被遊

候与云々。

同夜二之御丸表向御仕廻、常之通四時之事。

前田治脩行狀

〔能州古文書〕

上包に（時次郎様利有公御眞筆）

春 怨

簾外青々楊柳新。鶯聲花色入西隣。淚痕常濕錦帳下。空立庭前對晚春。

秋日獨座無題

日暮重雲起。冥々細雨來。獨望北庭座。風有鳴蒿萊。

〔太梁公御詠〕

安永九庚子歲十一月十八日戸田與一郎を以拜領被仰付候御作之御詩。

首尾吟

北方封國富春秋。千里由來大隊留。花映金樓充上下。鳥群水殿匝中流。
探丸發矢蕭川際。用弋飛鷹巖瀨頭。十月可憐晴日暖。北方封國富春秋。
右安永九年庚子十月於越中御泊御鷹之節、御作多有之内二首。

〔太梁公御詠〕

天明六年丙午の年元日朝

國富て萬代經べき春の來てかぜぞゆたかになびく民草

君子之德風也。小人之德草也。草尚之風必偃。

北 藩

〔擢萃錄〕

一、明和五年御養子の御沙汰有し節、金岩嘉太夫・久田忠太夫・神保幸左衛門等各申談、村井又兵衛殿へ存寄之趣申達、數日色々申合候節、小寺武兵衛其頃いまだ無息にて、前田才記・生駒内膳杯申談書物の會讀いたし、武兵衛頭取にて各申合候て存寄之趣申達す。殊之外功有し。しかれども無息ゆる世上知る人なし。一器量有之人にて、後に御馬廻頭相勤候節、同役十一人と不和に相成、其段達御聽候處、太梁院様御意に、十一人にて一人を服せざる事は、武兵衛方に一理有之故と被思召候よし御意にて、和順いたし候也。

〔袖裏雜記〕

萩野典藥大允、去秋御國へ被爲召、御容躰診察被仰付、御容躰書等三通上之。其一通左に抄出之。文中御前之御行狀等大畧見ゆ。是典藥大允之虚譽にあらず。

去秋は寛政六年

杏 文

元凱以醫藥。私見君公之在便殿。寬仁溫厚。接下假顔色。恭順之心。須臾不離身。殆乎有漢文之風。而易事之君也。既而視近臣之給事。容止可觀。進退可度。手不離席。目不仰視。苟不言。苟不動。正色克勤。罔有慢容。禮法之嚴。臨仰之正。恒如坐於廟堂上而享祭祀承政事也。多士之濟々。各具大臣之體。敬畏之心見于四容。端莊之麗儒夫將立志。美則美矣。雖然君之在便殿也。君之所休息。而與宗廟朝廷有所異焉者矣。夫便者便利之謂也。君在于此。輒釋朝服。逞顔色。申々如也。容々如也。便利爲事也。故必殺其禮數。抑其儀容。降其志氣。愉々如也。若子之事父。仰奉顔色。以使令焉。見志之所向。先行之。則上下和睦。情誼相通。君苟欲有所問而問焉。臣苟欲有所言則言焉。莫有所忌憚焉。而擇在君之心矣。君如有所好而欲爲之。亡害於政則俾爲之。君如有所欲行而行之。無妨於事則俾行之。百事乃便利。則君之心可怡悅也。故詩曰。嘉樂君子民之父母。謂民亦悅君之悅也。假使爲臣者有少過。失於諸便殿不敢尤矣。苟存敬畏之心。直道以事乎。何有。語曰。禮之用和爲貴。書曰。同寅協恭和衷哉。是之謂也。非余爲取媚諛而出斯言也。今夫君公小心翼翼。敬慎質實。毫罔有奢侈之體。常以損抑爲心。雖一言一行有害於國事。不敢爲焉。後宮無專寵。女謁不行。仁孝聞於天下。是以頃年有勤勞之疾。神氣不和。抑鬱不豫。至于使小官診之。雖內藥而爲之。外不扶之以道。而希瘳病之瘳。譬猶惡熱而添薪也。所謂道者用和也。暱近者與執匕劑者。非同心看護。難輒

爲功也。經曰。標本不得其病不服。是之謂也。此以係治術。不得已而言而已。非爲取媚而言也。請詳焉。

典藥大允 源元凱草

〔太梁院様御墓誌并銘附考案〕

加賀能登越中國主參議正四位下。行左近衛權中將兼肥前守菅原朝臣治脩卿之墓。
加賀能登越中國主參議正四位下。行左近衛權中將兼肥前守菅原朝臣諱治脩。初利有。字慎甫。號郁郁齋。又號恒嶽。護國院之季子。母園田氏。延享二年正月四日生。幼領越中古國府勝興寺之寺務。先朝以多病之故。請傳位于公。明和八年四月廿三日入即位于征夷府。六月廿五日公方賜御名之字。更名治脩。叙正四位下行左近衛權少將兼加賀守。安永元年十二月十八日轉權中將。寬政四年十二月十五日任參議。權中將如故。享和二年三月九日傳位于今朝。改兼肥前守。文化七年正月九日薨于西城金谷。葬于石川郡野田山宗兆之域。春秋六十六。夫人前田氏。大聖寺侯利道女。晚有子。曰利命。宮人武村氏所生也。
今朝養爲嗣。幼卒。諡曰香隆院。先朝之子公養其二子二女爲子。長曰齊敬。正四位下行左近衛權少將兼佐渡守。不立而卒。諡曰觀樹院。次乃爲今朝。女一適會津侯世子源容詮。一適高松侯源賴儀。公在位三十一年。居方岳之極。懼臣民之心。薄一身之奉。爲邦家之先。政從寬

厚。

朝無伴進。中善無聞。居常曰。我爲先朝守宗社。視傳位于今朝。以爲復辟。至若創興學校。廣康濟之路。振士風復民業。自國初所未曾有也。天性至孝仁惠。寡慾恭儉。則祖宗之訓。遜讓有過如徵商周之際。伴廟宗矣。

銘曰

否德固號。允若亦高。文思遠逃。重華屢勞。
霜寒透袍。枯草生膏。息姑不遭。牛氏僅操。
杏翼方豪。云仰彼陶。

明倫堂助教臣大島維直謹撰

〔太梁院様墓誌并銘考案〕

菅原朝臣御諱。

臣謹て按じ候處、御諱の上に御氏號を書し申候こと常の例に御座候へ共、梅御住宅の御事を紀し候へば、其體事宜に嫌ひあること無きにも非ず候。春秋婉曲以示大順と云ふ例に倣ひ候て之を書し不申候。且菅原朝臣と書し候へば、姓氏俱に具り申ことに御座候。或は分支の系

明かならずなど申す説も候はん歟。皇朝の初より北方に於て大國を有ち候菅家はこれなく候へば、紛るべくも無きことに御座候。呂尙齊國に封じられ候其後の史書、齊の姓を紀して姜を以し候へども、呂を以し候は之なく候。されど齊國呂氏の後たること知らざる者なき如く、御家の御氏號千萬歳の後に至り候とて隠るべき様の有べく候や。又號の御事は、大坂の御時豊臣の姓を諸侯に賜り候ごとく、一時之を親近するの義に候へば、漢に劉敏、唐に李績に姓を賜りし如く、此によりて御氏號改り候御事にてはこれなく候へば、書し申さざるところ勿論に御座候。

領勝興寺之寺務。

臣謹て按じ候處、此御住職の事、彼門中に私して、當住は先朝の御養子にて、先朝は當住の御父なりと妄りに申唱へ候と聞え申候。言語道斷の至りに御座候。先朝此寺務を領せられ候御事は、將軍義昭公の南都一乘院の門主たる同然の事にして、假令ば親王にして職掌有らせられ、法親王の聖護院寛永寺を領せられ候如くたるべく候。親王の寺務、先御門主より嗣法相承の儀これあり候とも、元と其事宜に従ひ候のみの御事にして、一旦入て帝位に即せられ候御事のこれあり候とき、如何ぞ之を私して、今上は本寺の先住又は師父法弟なりなど申し得ることの成るべく候や。此等の事は、君治の事に御座候あひだ、大義を明かに示して之を書

し申候。名正からざれば事亂るゝにて候。右の如くに彼門中に唱へ成し候故に、此般御葬禮行はせられ候御棺前燒香の次第、勝興寺願ひを立て導師の次に在て香を上り候など申候。いかゞ御座候や。世俗棺前燒香の次第、導師に次て子たる者香を焚き申候。孔子必ず名を正うせんと仰せ候も、衛國の君父子の名分紊るゝ故に御座候。然るを高弟子路の如き猶迂なることゝ心得申候。通明ならずしては、名實の義左までも無きことに存候。是非に及ばぬ事どもに候。

征夷府。

古への鎮守府・太宰府の如きは、其將帥の治を置し所を申候。總て將軍の府は、其官號を以て稱し申すことに御座候。江戸を稱して此號を以し候ことは、已に先輩の言に御座候あひだ、これに従ひ申候。

居方岳之極。懼臣民之心。

此れ先朝此高極に在らせられ、三十餘年一日の如く、業業兢兢として御心を危うせられ、御家中より下々までの心にも屈せられ、御社稷を善く保たせ候御事を申候。方岳は堯の時の四岳、周の西伯、偕に諸侯を總べて長たるの號に御座候あひだ、これに據て文を採り申候。御家を稱して如此仕り候こと、従る所のこれ有候にては御座なく候へ共、事に由て義を取候ときは、所謂雖不中不遠矣とも申べく候歟。

薄一身之奉。爲邦家之先。

菲飲食而致孝乎鬼神。惡衣服而致美乎黻冕。卑宮室而盡力乎溝洫。とは禹王を稱して孔子の仰せ言に候。漢の文帝を宮室苑囿。車騎服從。無所增益。身衣弋綈。所幸慎夫人。衣不曳地。帷帳無文繡。以示敦朴。爲天下先。とは本紀に贊したる所にて候。先朝浣濯の御衣を召し御膳兼味を上らず。他は何事も御嗜好の事あらせ給はず。質素を示して四民を御先導あらせ候こと、彼二君に視て稱し奉り候とも、孰れか後れさせ給ふと申すべく候や。

政從寬厚。

後漢書に章帝の長者なるを論じて、厭明帝苛切。事從寬厚。と申す所の文に取てこれを叙し申候。先朝寬厚の御政績、四民の耳目に留り申す處に御座候へば、敢て煩言仕らず候。

朝無佯進。中菁無聞。

此二句は内外の御治を申候。漢の文帝・唐の太宗は三代以後の君にてわたらせ候へ共、猶此二事に於ては免れさせ給はぬ御事に候。先朝の御時勤勞有て御取立の者共、一も輿情に厭足仕るばかりに至り候はで、私幸に出候はこれなく候。宮闈嚴整にして紀律分明に候をば、古へに稱して閨門如朝と申候。先朝此際に於ては何事のおはしますことも聞えさせ給ふ御事の候はず。一に穩便の御事どもに候。上天之載。無聲無臭。と詩人の贊し候は、此等の境より

こそ申も仕候はん歟。邈の代にも超させられ、至極の御事に有らせ候ほどに、詩人の意に倣ひ候て無聞の二字を以てこれを稱し奉り候。

居常曰より爲復辟に至る。

御意の趣は人々拜聽仕る處に御座候。復辟は伊尹より起り候事にて、政を君に還すを申候。後世これを成語と仕り、人君御父子の際に於て申たるも御座候。今此語を假借仕り之を叙し候ものは、先朝至誠微妙の極處、髣髴たるをも觀るかと申ばかりに御座候。

創興學校より未曾有也に至る。

此一段は御功業を紀し申候。士風を起させ候には、最も御骨折らせられ、愛物の心を以先とせられ候故に、事察察にわたらせ給はず。故に物情動かすして、習俗化に趣き、書を誦み物の恥をも知り候ことには易り申候。從來困窮の諸郡、始めて贖恤の令を出され、石川郡より事始めして三州に及び、各其業に安堵させられ候。これを號けて御仕立村と申候。又新川郡今井新村百數十年失ひ來り候故業に復し、及び津幡・柏野荷物改所を始として、下民疾苦する所の深害固弊數十條を除かれ候御事ども、一つ／＼には著し申さず候ほどに、廣の字を以て之を包ね申候。別國の君にも學校を興し井田を修め、一時の耳目を喜ばし候ごとき新政はこれ有候へ共、一處も事の調はせ候は之なく、躬親らも頓て怠廢なされ候。臣が經歷仕り候

陸奥・出羽・越後の間にも、所々見聞仕る處に御座候。先朝學校を御草創なされ候へば、金谷御舞臺の舊材を以て縱かに講堂を營まれ、天明中御調度逼迫の御時、諸士の内より寸志を表し金銀上り候ことの御座候に、奇特の事に思召し、常の御料には成さるべからず、御用立ち申處あるべきとて、終に愛本新用水の大舉を起され候。先朝の事業、其機隱味にして功績顯赫たること、皆此類ひに御座候。誠に絶代の御事にこそ奉存候。天性より末句に至る。

此段は御徳性を叙して、稱賛してこれを結び申候。諸宗は般の中宗・高宗祖甲及び周の宣王を申候。偕に中興の君にて在らせ候。臣今萬死を抱いて先朝の天徳を議して如此賛し奉り候こと、班固が宣帝の功業を論じて此諸宗に比し、中興を稱し候に視候へば、差等いかんと奉存候。

銘。

第一の句は先朝の御至誠を擬し、第二の句は泰雲院様御質愷の高妙を擬し、第三の句は先朝御退休の後遠く清閑を樂まれ候御風蹤を擬し、第四の句は御前百務の御事總て御定裁を願はせ候御至誠を擬し申候。先朝御承統の御大事、大孝大義と與に、觀奉るべき様これ無く候あひだ、恐れながら三朝の御上に及びてこれを明かし申候。第五・第六の句は事を叙し申候。

寛政三年八月廿日新川郡大風にて、百姓共家吹潰れ、樹下或土手陰に指掛いたし歳を明かし申候。其節の御事にて、或る寒夜に夜半ばかりに御外縁に御久座あらせられ、霜露に御衣を浸され、寒氣を尊體に透させられ候て、今夜は殊に寒くあらせ候、彼の風災を受け候者共は何と仕り居候と御意なされ候。これを窮民共三十里外に傳承仕り、蘇生仕り候心を生じ、各聲を立て泣申候事を、小民は草に比して申候故に、枯草生膏とは仕候。第七・第八の句は、御位を受授あらせられ、始終善道を盡され候御事を申候。息姑は魯の隱公の名、不遭は不幸と云ふ如く、牛氏は晋の元帝を指て申候。末の兩句は五子之歌の惟彼陶唐有此冀方と云ふ語を假り、北方の州を有たせ候に因て、帝堯に視て稱賛し奉り候。冀は北方の州にて、陶は堯の都の名に御座候。

右撰述の考案上之申候。

先朝欽文恭儉の御徳、臣が愚陋淺劣の固より窺ひ測り奉る處にござ無く候ところ、敢て鄙言を賛し候こと、萬死の罪遁るゝ所を知らず候。特に入て大統を承させられ候御事は、御家の大議に御座候ところ、事を紀するのみにて御座候こと、尊靈には適はせ給ふべき御事と存じ奉らず、誠恐誠惶仕候。然うして大寶受授の御事は、異朝にも天子諸候數多これあり候へども、唐虞の禮讓と革命の受禪は置て論せず。其他或は善意あつて禍を得、魯の隱公。宋の太祖。或は傳へ

て後内難起り、遼の武靈王。北魏の獻文皇帝。或は強ひてこれを受_{唐の肅宗の}るの類ひにして、事を終始なされ候ものは、僅に東晋の元帝のみに御座候。元帝晋室内難の際に在て、恭儉退讓を以奇禍を免れ、愍帝胡趙に蒙塵せられ、司馬氏殆んど覆亡に及び候とき、帝宣傳して大寶を託せられ候へども、讓つて受け給はず。諸王羣僚宗社の爲に固請するに因て、止むことを得ず晋王の位に即て萬機を攝せられ、後愍帝の崩聞至り候て始めて帝位に登り、遂に中興を成され候。又南宋の孝宗皇帝の如き、先朝に觀奉り候ごとく、三朝受授の君にて渡らせ候ところ、位を傳へられ候は不肖の君に御座候。三朝受授の事、堯舜蜀の後例し無きことに御座候ところ、孝宗已にかくの如くに候へば、上下四千年の間事の至極を盡され候は、唯り御家にのみ御座候。然れば則ち御前無疆景福は申すに及ばず、上宗廟在天之靈に於ても、御満足に有らせ候べく、誠に有り難き御時節にぞ存じ奉り候。誠恐誠惶謹言。

文化七年春二月

大島維直 謹上

正月七日。諸士に命じ登城して前田治脩の機嫌を奉伺せしむ。

〔政隣記〕

七日七時頃、左之通急御廻文到來。

猶以病氣之人に者、御用番宅に以使者可被申越候、以上。

相公様御滯御指引被爲在候條、各追付登城可被相伺御機嫌候、以上。

正月七日

本多安房守

岩田傳左衛門殿

津田左近右衛門殿

右に付追付登城、於表御式臺伺御機嫌之御帳に附、退出。

但、當日之服に付熨斗目・上下着用登城之事。

附、右伺御機嫌之登城者頭分以上之事。

右御様子に付、江戸表大御前様を爲御案内、二之御丸御表小將神田忠太郎を早打御使被仰付、今夜四半時頃發出之事。

一、火之元尙更嚴重相心得候様被仰出候段、於御横目所諸席之人々を申談有之候事。同夜御表向御仕廻、常之通四時之事。

正月八日。再び諸士に命じて前田治脩の病狀を奉伺せしむ。

〔政隣記〕

正月八日八半時比、左之通急御廻狀到來。

猶以病氣等に而難罷出人々者、其段名之下に可被書記候、以上。

加賀藩史料 第十一編

文化七年

相公様御氣色御指重被遊候間、追付各登城可被相伺御機嫌、幼少・病氣等之人々者御用番宅
に以使者可被申越候、以上。

正月八日

本多安房守

岩田傳左衛門殿

津田左近右衛門殿

右に付追付登城、於表御式臺伺御機嫌之御帳に附、退出。但頭分以上登城之事。組・支配に爲承知
夫々より申聞。
一、相公様御氣色御指重に付、別而町中火之元之儀嚴重被申付、夜中一時番指出可申旨、町
中に早速可被申渡旨、町同心御用先竹村三郎兵衛に以書面申達候事。

一、同斷に付富山・大聖寺より御醫師一人充被爲召候間、於宿之儀申付置、夫々不指支様可
相心得旨、御用番安房守殿より以御紙面被仰渡候に付、其段竹村に申談候事。

一、同斷に付公儀に御届、并御醫師爲御願江戸表に之早打御使、御大小將神田才次郎に被仰
渡、今夕七半時過發出。

一、今夜御表向御仕廻之儀、泊番組頭河内山久太夫・御横目笠間源太左衛門申談、御席に罷
越御尋申候處、常之通可申談旨、伊勢守殿就御指圖、常之通四つ打御仕廻申談候事。

正月九日。前田治脩の喪を發す。

〔政隣記〕

正月九日相公様御容躰御大切に付、江戸表に之早打御使御大小將吉田直九郎に被仰渡、今夕
八時前發出。

相公様御氣滯不被爲叶御療養、今日辰ノ中刻就御逝去に、江戸表に之早打御使、二之御丸御
近習御使番小林猪太郎、并副使御馬廻組山本石之助長瀬五郎
右衛門組に被仰渡、今夜六半時過發出。

一、此度者天徳院に而御葬式等有之候儀、御當りに候得共、思召を以寶圓寺に而御葬式等可
被仰付旨被仰出。

一、御葬式等泰雲院様御例を以相しらべ、夫々可書出旨、御葬式等御奉行奥村左京殿諸向に
被仰渡。

〔政隣記〕

九日七時前、左之通急御廻文到來。

猶以病氣に而難罷出人々者、其段名之下に可被書記候。將又別紙之趣も可被得其意候、以
上。

相公様御氣色不被爲叶御療養、今九日御逝去被遊候。此儀可申聞候條、各追付可有登城候、
以上。

正月九日

本多安房守

岩田傳左衛門殿

津田左近右衛門殿

覺

- 一、普請・鳴物并高聲等遠慮之事。
 - 一、諸殺生無用之事。
 - 一、御家中さかやき可爲遠慮候。又者は其儀に及申間敷候事。
 - 一、不及申候得共、此砌之儀に候條、火之元之儀別而入念可申事。
- 右之趣被得其意、組・支配之人々可被申聞候。組等之内裁許有之面々者、是又夫々申聞候様可被申渡候。日數之儀者追而可申達候事。

正月九日

本多安房守

右に付町同心・火矢方等十五向に觸出之儀申渡、追付七時過登城候處、及暮於表御式臺御帳に附、夜九時過人持・頭分竹之御間列居昨七日之通之處、御年寄衆御出座に而、安房守殿左之通御演述。畢而一統退出之事。

相公様御氣色不被爲叶御療養、今九日辰ノ中刻御逝去被遊候。此段申聞候。

右之趣組・支配之人々可被申聞候事。

正月九日

右御覺書人持筆頭・定番頭筆頭に一通宛御渡、并竹之御間四之間も右寫御横目所より出有之、人々披見等致し退出。

右支配人中に夫々觸出候事。

付札、町奉行に

- 一、普請・鳴物并高聲等遠慮之事。
 - 一、諸殺生無用之事。
 - 一、御家中さかやき可爲遠慮候。又者は及其儀に申間敷候事。
 - 一、不及申候得共、此砌之儀に候條、火之元之儀別而入念可申事。
 - 一、町中見せに簾おろさせ可被申候。肴商賣仕もの指留可被申候事。
- 右日數者追而可申聞候事。

右安房守殿御渡に付、町中に急速可被申觸旨、御用先同心竹村三郎兵衛に申渡候事。

覺

- 一、今般御凶事に付而、頭分以上爲伺御機嫌、明十日五時可有登城候。幼少・病氣等之人々

者、御用番宅に以使者可被申越候。且今日登城無之人々々者、演述之趣夫々向寄可有傳達候事。

一、平士者御機嫌相伺候におよび不申候事。

一、御先祖様方御忌日御寺へ參詣、且又自分先祖之寺に參詣之儀も當分指扣可申事。

一、頭分以上之人々々者、此砌之儀に候間、居屋敷之大門をたて小門より出入、小門無之者は大門をたて、寄置候而可然候。年寄中も右之通に候事。

右之趣夫々可被申談候事。

正月

本多安房守

御横目中

〔御觸留〕

覺

一、今般御家中普請、御三十五日過候は、不苦候事。

一、諸殺生・鳴物五十日過候は、不苦候事。

一、鐵炮稽古之儀も、五十日過候は、不苦候事。

一、御家中精進五十日たるべき事。

一、年寄中且又御近習相動候人々月代五十日、其外は御三十五日過候は、月代剃可申候事。
一、頭分以上之人々居屋敷之大門をたて候儀、御葬式相濟候翌日より可爲常之通候事。

正月十一日

正月十五日。前田治脩の病を問ふ爲夫人より使者を發す。

〔金龍公記史料〕

太夫人問太公病急使加藤亥右衛門。十五日發江戸。廿一日至金澤。醫佐々正益共焉。

江戸邸急使土屋彌四郎。十五日發。廿一日至。夫人急使神戸嘉平亦同至。

正月十六日。前田治脩夫人再び使者を發す。

〔金龍公記史料〕

太夫人聞太公病革。發急使毛利猪右衛門候之。以十六日發。廿二日至。

正月十六日。前田治脩中陰法會に大赦及び施行を行ふべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

正月十六日御用番岩田御呼出、左之御覺書左京殿御渡之に付、しらべ之儀町下代に申渡、暨同心にも爲承知披見談有之。

付札、町奉行に

太梁院様御中陰御法事御執行に付、非常之大赦被仰付候條可有其心得候事。

正月

付札、町奉行に

太梁院様御中陰御法事御執行に付、於玉泉寺御施行米被下候者、若過ち人等有之節のため、非人小屋に罷出候本道・外科一人宛罷出候様可被申渡候事。

正月

右左京殿御渡に付、前日白井宗碩・白崎玄水、後日白井宗碩・高澤仙立罷出候段、岩田氏より左京殿に紙面達有之。

正月十七日。德川家齊、前田治脩の病を問ふ爲奉書を下し及び醫師を派遣す。

〔三守御譜〕

正月十七日老中奉書を以て御尋問あり。且御使番日根野織部をして御尋、御肴^{粕漬}を賜ふ。御醫師河野良意來らんとす。十七日江戸を發し、廿日落合新町にて薨ぜられしことを聞歸府。

日野根のこ
とは十八日
に係る

前文と日附
を異にす

〔金龍公記史料〕

正月十七日幕府許遣醫之請。發奥醫河野良以。自新町歸。

正月十八日。德川家齊使者を遣はして前田治脩の病を問はしむ。

〔續德川實紀〕

正月十八日、松平加賀守父肥前守病により、糟漬鯛魚一桶を金澤におくらせらる。使番日根野織部、御使の事命ぜらる。

〔金龍公記史料〕

正月十八日大將軍問太公疾。遣使番日根野織部。貽粕漬鯛之報出。至倉ヶ野歸。

正月十九日。前田治脩夫人弔使を江戸より發す。

〔金龍公記史料〕

太夫人弔使廣式番青山主鈴。以十九日發江戸。廿六日至。

正月廿一日。前田治脩夫人落飾す。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

正月廿一日、大御前様御飾りをはぶかれ、法梁院様と御名御改被遊候段被仰出。

正月廿二日。德川家齊、前田治脩の卒去を弔して香典を贈る。

〔政隣記〕

今月廿二日江戸御上邸に、上使御奏者番本多豊前守殿を以被蒙上意、御香奠白銀五十枚御拜領。御名代織田大學殿御作法前々之通。

同日御藤中御尋之御奉書渡り、二月二日夕金澤に到着。

〔續徳川實紀〕

正月廿二日、松平肥前守うせしかば、その子加賀守のもとに、奏者番本多豊前守御使して、香銀五十枚をおくらせらる。

正月廿二日。先に徳川家齊の發せしめたる奉書金澤に達す。

〔政隣記〕

正月廿二日暮六時頃、相公様就御指重に、御尋之宿次御奉書十七日相渡、同日發到着之處、就御逝去に御返上之早打御使、御馬廻組前波瀬八郎同夜四時過發出。

〔金龍公記史料〕

大將軍問太公疾奉書。廿二日至金澤。以太公既薨。發使前波瀬八郎返之。更請留之。

正月廿六日。宇田川玄眞・畑柳泰に暇を賜ふ。

〔政隣記〕

正月廿六日、松平越後守殿御醫師宇田川玄眞御賄被下、近々罷歸候に付、今日御使御大小將杉山又吉を以、白銀二百枚・染物十端被下之。

但、別段御内々金百兩被下之。附、二月六日發足罷歸候事。

同日畑柳泰御暇被下、近々發歸京に付、今日御使御使番岡田徳三郎を以白銀百五十枚・染物十端被下之。

但、別段御内々金百兩被下之。附、柳泰願書之内金小判九十兩御聞御渡。

二月五日。前田治脩の葬儀を寶圓寺に行ふ。

〔政隣記〕

太梁院様御葬式之節御作法附。

御尊骸御供宜候段御葬送掛り迄申達候は、御出棺之節御見立被遊、左京儀は奥之口御式臺續板に伺公御見立仕。御供安房守儀、御出棺之御様子承り、御先之立場迄罷出候。御出棺以後御前金谷より御出、七十間御門通御先之被爲入、左之廻廊より御裝束之間に被爲入、御棺大音帶刀前之被爲入候附人參候而、玄關迄御出向。御葬式奉行山門之内迄御迎に罷出、外年寄中・主税・御家老中は、惣門之内右之方之御迎に罷出。寺社奉行初諸頭・御横目・御作事奉行

等繪圖之通罷出。御棺被爲入候而、御葬式奉行御先立仕玄關迄爲入候事。御前には御裝束之間被爲入、夫より御棺龕前堂御棺臺に被爲入、御葬式奉行并外年寄中等、式臺之上御右之方に伺公。寺社奉行は其後ろ之方に列居。且又淡路守様・備後守様御代香之御使者、年寄中等相詰候次に引離可致列居候事。

一、御巡堂御供之年寄中・御家老中は、階上右庫裏之方を上座にして列居、宜時分右之方廻廊より中場被廻り、御供相勤可申事。

一、大御前様初御代香相勤候面々、玄關右之方に罷在可申候。將又諸頭・御横目も庫裏之方に列居之事。

一、御巡堂御供人は、色着用、萬字當て可申候。尤刀を帶し、徒跣に而御供可仕候事。

一、御前御用之萬字も、御寺に而用意仕置可申事。

一、御表小將は、龕前堂に而御棺之兩脇に相扣、御巡堂之御供可相勤候事。

一、右之外御供之人々は、御火屋兩脇に扣、右御供可仕候事。

一、御巡堂之節、中場左之方に御葬式奉行外年寄中・主税・御家老・若年寄相詰、寺社奉行は又其次に相詰可申候。大御前様始御代香之御使者は、年寄中等列居之後ろに相詰、淡路守様・備後守様御使者は其次引離列居、諸頭・御横目は中場右之方列居之事。

但、御火屋之方上に仕各列居に候。

一、龕前堂に而式相濟御巡堂之節、御前御座之間御簾之所より被遊御出、御天蓋之跡に被爲附、暫御供被遊、關屋中務等内御太刀持等御供仕、假御溜被爲入、御巡堂相濟御棺臺に被爲入。式相濟候而御葬式奉行より御案内申上御焼香。夫より大御前様を初御代香、御附等之頭々相勤可申候事。

但、夫々御代香之儀、寺社奉行より御附之人々に可申達候。

一、淡路守様初御使者御代香可相勤候事。

但、御使者詰方等之儀は、都而御奏者番指引可仕候。

一、御葬式に付天徳院等誦經可有之事。

一、右相濟、御裝束之間被爲入、御直垂等被遊御直、左之廻廊より山門御出、桃雲寺迄御先被爲入候事。

一、御棺山門御出之節、御葬式奉行并外年寄中・主税・御家老中等、并寺社奉行等、諸頭・御横目・御作事奉行等、繪圖之通惣門外右之方罷出踏躰可仕事。

一、御葬式奉行并寺社奉行を初、御廂所被御用有之人々は、御先被可罷越候。

一、御棺祇陀寺邊被爲入候附人參候而、桃雲寺より御出、大應院様御墓横之道橋に而御下

乘。御葬式奉行若年寄香隆院様御墓前に罷出伺公。夫より御溜に被爲入、御棺大應院様御墓横之道橋迄被爲入候而、御葬式奉行香隆院様御墓前に罷出御待受仕、御前には御棺右橋之邊に被爲入候を被爲御聞、太梁院様御廟際に御出向御待受被遊。其節若年寄御先立仕、御棺御火屋に被爲入、式相濟、御棺御納り之上御忌鷹据罷出、和尚讀經相濟放之。其節若年寄勘解由見届。夫より御葬馬牽出、和尚誦文相濟牽退。御天蓋御塚穴之上暫釣有之、追付燒所に可遣候事。

一、右相濟、御葬式奉行より御先立若年寄迄申上、御前御見届之上被遊御燒香、御葬式奉行御供之年寄中等伺公。御溜に被爲入、大御前様初御代香年寄中初社奉行、且又煩之人々有之候得ば御近習頭迄拜相濟、御石蓋仕候を御葬式奉行見届、其段御先立若年寄を以申上、御前被遊御見届被遊御燒香。夫より御戻、年寄中等追々退出。御葬式奉行は始終見届、御火屋之内御葬式奉行且又御作事奉行罷出、御穴半分計埋立候節、晩景に相成候得ば、御作事奉行より御葬式奉行に申達相仕廻、御作事奉行・同斷御横目相對に而御柵鎖おろし、御葬式奉行・御横目見届退出仕候。日高に候得ば不殘埋立候迄罷在候事。

以上

御出棺之節、御居間より奥之口御式臺迄之儀、勝尾半左衛門等萬事取捌、右人々初御近習之

面々御式臺迄御見送可仕候事。

- 一、御出棺前後御供人等大勢罷出候儀に候間、惣御縮方御横目諸事指引可仕事。
- 一、右之外指懸り候儀は、勝尾半左衛門等及指圖可申候事。
- 一、役者之分金谷御門外明屋敷之邊に集置、歩御供之面々乗馬等込合不申様、御横目足輕制止置、御棺御行列押出次第見計、夫々繰出可申事。
- 一、金谷御門火役、與力并足輕兩人・小者兩人罷出、御用相勤候事。
- 但、與力服之儀服紗小袖・布上下着用、尤足輕も上下着用之事。
- 一、雨天に候はゞ、年寄中・御家老中も長柄傘用可申事。
- 一、下馬縮物頭は番所前に罷出蹲踞之事。
- 一、御先乘等年寄中從者を初、惣而又者之分は、寶圓寺下馬邊に指置候而は可致混雜候間、町之内に指扣置、御行列之順に隨ひ、夫々込合不申、繰出方押横目指圖に隨ひ可申事。
- 一、備後守様・淡路守様御使者有之候はゞ、取次御小將罷出、御使者之間に致誘引置、御奏者番に相達、御奏者番罷出口上承り候事。

右二月二日、御葬式等御奉行左京殿御渡被成候間、御横目所へ罷出披見可致旨、飯田外記等より申來候に付、同役御用番岩田氏登城、且末に有之御行列附も同斷之事。

二月四日夜より、於寶圓寺御佛殿番、左之通但隔日勤番。
定番御馬廻

不破勝左衛門 水野五十郎 廣瀬五郎兵衛 大村壯助
組外より坂倉・長屋組

佐藤助左衛門 原 玄之助 岡田權五郎
同 斷 神保・山崎組

有澤與八郎 笠間半五郎 奥村求馬
同 斷 大田・大脇組

中村七左衛門 横地勘左衛門 竹田七郎左衛門
同 斷 本保・真田組

森 勝十郎 堀部孫三 多胡小三郎

〔政隣記〕

覺

一、御葬送御供揃、當四日夜四つ半時之事。

一、御葬送之節御供之人々、御歩以上者くゝり股立・わらんじ之事。

一、御寺より野田迄御供之人々、一統わらんじ・かうかけ之事。

一、金谷御殿より御寺并野田迄御供之人々、新番以上自分白張手傘、并家來之合羽・笠籠等爲持不申人々は、割場を収集御行列跡より爲持罷越管に候。尤才領足輕に爲御渡可有之候。御寺より野田迄相増御供之人々は、どよめ木橋より手前足輕町之内右之通詰方、是又御行列外に野田迄爲持罷越管に候。尤交名付札に而、當四日夕方割場迄御差出可有之候。野田を御供相増候面々者、御供揃之節右どよめ木橋邊に而受取申管に候間、其節爲御渡可有之候。右之趣割場を申談置候。

但、金谷より野田迄直々御供之面々、且又御寺迄御供之面々、其分御申達、右才領を爲御渡可有之候。御寺より罷歸候面々者、右之所に而請取候品相返申管に候事。

一、金谷御殿より御寺迄御供に罷越候人々者、御棺山門之内を被爲入候者、蹲踞之所より直々御供爲引可有之候事。

一、野田迄御供之面々者、御棺御火屋を被爲入、寶圓寺和尚退去次第、下々迄作法宜御供引可申候事。

一、御醫師・外科等桃雲寺に相詰罷在候間、是又御承知可有之候事。

一、惣而御供之人々從者等殘所之儀、御歩横目・御横目足輕等指圖之通相心得可申候事。

一、石川・河北御門・七十間御長屋御門、金谷御門、御供揃之節指支不申候間、左様御心得可有之事。

右之通夫々可申談旨、御葬式等御奉行左京殿被仰聞候條、御承知被成、御同役御傳達、御組御支配御申談可被成候。且又御組等之内裁許有之面々者、其支配にも相違候様御申談可被成候、以上。

二月朔日

飯田 外記

蓑輪知太夫

岩田傳左衛門様

〔政隣記〕

二月五日、前記之通に付、子上刻出宅二之御丸に相揃候處、同刻過金谷御殿御横目中申談に付、追付七十間御門之内松坂口橋より少し金谷御門之方御堀を後に致し、定番頭より御細工奉行迄一列に罷在候處、曉七半時少し前就御通棺に蹲踞。夫より直々爲御見送十一屋端に罷出候に付、中宿禰利祇陀寺に兼而申談置罷越居候處、九時過才川大橋に被爲入候由に付、同寺門向空地に出入居候處、八時前就御通棺蹲踞。但下之方に罷在、後ろに引離爲使役召連候町附足輕兩人、其後に自分家來共指置、馬者場所狹候に付祇陀寺門内に入置。且自分より上之

方二間計引離、町同心竹村三郎兵衛・清水郷右衛門も可能出處、煩引に付不能出、其段今日從岩田氏左京殿に達置有之。佐久間五郎八・木村左助者御道筋爲縮御行列跡に引離罷越、此所より退散。又引離道橋方與力一人罷越蹲踞。將又自分裝束熨斗目・布上下着用、尤家來常服、使役足輕合紋羽織着用之事。

一、寶圓寺に朝六時頃御着棺、四時頃同寺御發棺、八時過野田御着棺、御作法書之通無御滯被爲濟。

中將様六時過御還城、御葬式御奉行等諸御役人六時頃退散之事。

但、依役向夜四半時過迄に追々退散之事。

二月七日。前田治脩の中陰法會前日なるを以て寶圓寺の見分を行ふ。

〔政隣記〕

二月七日

一、今日寶圓寺に而御中陰御法事惣見分遅く相濟候譯は、當五日御葬式之節、古國府勝興寺儀格別之御由緒有之趣を以、諷經に被罷出候處、一向宗に付清僧に而無之候間、椅子に被掛候儀難相成旨、役僧座見共申募候得共、格別成御由緒を以諷經に被出候事に候間、椅子可指出旨御葬式奉行等僉議之上、寺社奉行より附、御由緒与申儀、先年勝興寺被遊御住職候御意味を以、是迄勝興寺諷經に被出候例無之候得共、格別之趣を以被出候由云々。

申談候處、御由緒之譯合に候はゞ、淡路守様等之次に可被列筈杯与彼是不致會得候得共、やう／＼格別之趣に而椅子出候筈に相極候處、御葬式之節勝興寺中場に被出候處椅子無之。右等之趣に付、座見三人指扣相窺、自分に指扣罷在候に付、今日彼是混雜之趣有之、惣見分遅く相濟候事。

但、座見共指扣相伺候處、御法事中之儀に候間不及其儀に候。追而可被遂御僉議旨被仰出之趣申渡有之。翌八日より出勤御法事御用相勤。

二月八日。本日より前田治脩の中陰法會を寶圓寺に行ふ。

〔御觸留〕

太梁院様御中陰御法事、當月八日より二夜三日、於寶圓寺御執行之節拜禮之刻限。

一、八日 巳の上刻より同下刻迄 人持

一、同日 卯の下刻より巳の刻迄 物頭

右刻限無相違様可相心得候。服并從者之儀、先達而御横目より申談候通に候。役儀等有之、右刻限難罷出人々者、三日之内可爲勝手候。且又病氣等に而難罷出面々は、其段直に拙者迄以書付可及斷候事。

二 月

奥村左京

〔政隣記〕

太梁院様御中陰御法事に付御參詣之刻御作法。

一、御法事過半宜時分、惣御奉行より御近習頭迄以紙面御案内申上候ば、御裝束に而御參詣之節、假山門下の寺社奉行一人罷出、中廻廊中程迄御先立、御近習頭夫より御先立、若年寄・和尚階下庫裏之方罷出、左京御佛前に向左之下階下敷居際に罷出、詰合之年寄中等は左之方縁類に伺公。被爲入候時分、和尚に御意無之、直に縁類通御裝束之間に被爲入、追付御法事初可申哉之旨若年寄を以相伺候上、御法事初御聽聞被遊、相濟候上御香爐火宜旨寺社奉行申聞、左京より若年寄を以申上、追付御焼香被遊、年寄中・主税・御家老中等縁類に伺公、左京儀は年寄中等着座之下に引離罷在。其節御佛前に向客殿之内御左右知識等着座、御會釋有之御歸被遊候刻、階下最前之所に和尚被出、其所に而御跪座、和尚に御意有之、御請被申上、左京御取合申上、御先立最前之通に而、御手水役御刀持御表小將之事。

但、御戻之節も年寄中等は最前之通縁類に罷出候事。

九 日

一、御作法等都而前日之通に候事。

但、辰之刻頓寫初り候ば、御近習頭を以申上、硯水和尚迄御次被遊、其外は御名代甲斐守

相勤可申事。

附記、平僧は座見次之。

十日

一、御參詣之節、御先立此間之通に而、御裝束之間に被爲入、追付御燒香被遊、知識等着座御會釋有之。重而御裝束之間に被爲入、和尚被罷出候様可仕哉之旨、若年寄を以相伺、被仰出之上御大小將兩人罷出、御籠揚之候事。

一、和尚に被下候白銀五十枚・御時服三つ、取次御大小將持參、御裝束之間縁類に並置。和尚左京誘引に而罷出、右被遺物頂戴、御禮左京申上、其上に而御意有之、御請被申上、左京御取合申上退去。被遺物御大小將引之。

但、淡路守様初御使者相詰罷在候得共、此節之儀に付御目見は不被仰付、年寄中之内罷出及挨拶可申候。

一、御歸被遊候砌、御先立等被爲入候時分之通、年寄中・主税・御家老中左之方縁類に伺公、和尚階下罷出御意有之、左京御取合申上、左京にも御意有之、御請申上候事。

一、御歸以後、上座見・下座見之僧に被下候御時服等、禮之間に而一人充寺社奉行渡之。下座見に被下候節は、上座見之僧に被下候所よりは少引下相渡之。

禮之間本の
ま、

但、右之節左京儀は、御法事之砌相詰罷在候所より、右被下物之間敷居之内に進出、其外年寄中等も際に在之候事。

〔政隣記〕

太梁院様御中陰御法事差定

二月八日

寅刻	轉讀	大般若經
卯刻	上粥	般若心經
同刻	獻粥	大悲神咒
辰刻		圓通懺法
午刻	上供	般若心經
同刻		奠湯法語
同刻		奠茶法語
同刻		拈香法語
同刻	獻供	楞嚴遠行
同	九日	

加賀藩史料 第十一編 文化七年

寅刻	轉讀	大般若經
卯刻	上粥	般若心經
同刻	獻粥	大悲神咒
辰刻	頓寫	大乘妙典
巳刻		法問商量
午刻	上供	般若心經
同刻	獻供	楞嚴遠行
同	十日	
寅刻	轉讀	大般若經
卯刻	上粥	般若心經
同刻	獻粥	大悲神咒
辰刻		上堂提唱
巳刻		大施餓鬼
午刻	上供	般若心經
同刻	獻供	楞嚴遠行

同刻放生 秘密神咒

以上

右衆三千指。但三百僧之事也。

二月八日。玉泉寺に於いて貧民に米を施行す。

〔政隣記〕

二月八日、今日・明日於玉泉寺御施行米四百俵。奉行御先手物頭中村宗兵衛・岸忠兵衛勤之。

二月十四日。前田治脩の三十五日法會を寶圓寺に行ふ。

〔御觸留〕

猶以服之儀は、鬘斗目・布上下着用之筈に候、以上。

太梁院様御三十五日御法事、當月十四日於寶圓寺御執行被成候。其節人持之嫡子・二三男、頭分之嫡子前々御目見相濟候面々、拜禮に罷出筈候條、十四日卯之刻より巳之刻迄之内、拜禮罷出候様、御組等御申渡可被成候。罷出候面々、并病氣等に而罷出人々も、被書出可有御指出候、以上。

二月八日

奥村左京

二月十六日。二ノ丸御殿造營の費用缺乏するを以て速に工事を竣るべきを議す。

〔御造營方日並記〕

二月十六日、今日左之通被仰渡。

付札、御造營主付頭

御造營方此末追々可被仰付候處、御入用御運方御指支之旨等、御勝手方より段々申上候趣等も有之候に付、此末可被仰付候所之分被指止、追而可被仰付候。乍併仕残之分は可被仰付候間、御入用方月何程申處遂詮議可申候。緩々取懸り居申候而は、御不益之筋も可有之候間、早速相仕廻可申候。

一、唐御門之儀者、若假に申付候様成僉議に而、是迄有之候様成御門に相成候而者却て思召に不應候間、至て軽く只今之圍同様に致置可申候。右之通に相成候而も、御入用不少儀にも候者、やはり去年圖之通可被仰付候。

右之通被仰出候條、被得其意、月々御入用等遂僉議可被申聞候。將又仕残り之分、先御やねを先与致仕候而も、瀧之御間御杉戸杯は一筆に而無之而者不相成候間、是は迫り込候而、筑前介早く歸候様遂詮議可被申候事。

二 月

二月十八日。前田治脩の卒去以後中止したる學校の授業を開始すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

今般御凶事に付學校稽古相止居候得共、來月四日より稽古相初候。此段御一統私より可致演述旨左京殿等被仰聞候條、御承知被成、御同役・御同席方等御傳達、御組・御支配に御申談可被成、且又御組等之内裁許有之面々者、其支配に被申渡候様、是又御申談可被成候。御廻達落着より御返可被成候、以上。

二月十八日

戸田五左衛門

岩田傳左衛門様

二月廿一日。公事場及び町會所の牢に於ける罪人に赦を行ふ。

〔政隣記〕

二月二十一日、昨日御用番助右衛門殿依御紙面、四時過致登城候處、左之御覺書等於御席御渡之。

付札、町奉行

此度之赦者、太梁院様御中陰御法事に付而、非常之御大赦に候條、可有其心得候事。

庚午二月二十一日

右に付、直に町會所印草庵所に出座、夫々申渡出牢申付候者は、爲御禮寶圓寺寶圓寺に指遣、町下代森助三指添、尤同寺寶圓寺之書付寶圓寺并寺社奉行御用番竹田掃部等寶圓寺之紙面も渡遣候事。

同日於公事場非常之御大赦に付、出牢者都合五十二人。

但、牢屋に残候者三人と云々。外預等宥數人有之。

於町會所牢屋殘候者二人、出牢者一人、外預等宥候者數人有之。

二月廿三日。流刑・閉門等の士に赦を行ふ。

〔金龍公記史料〕

二月二十三日赦流刑閉門等者。

二月廿七日。先に失踪したる町役者飯島六之佐金澤に歸る。

〔政隣記〕

二月晦日、前記去年四月二十九日記に有之通、町役者飯嶋六之佐儀、去々年五月江戸表葛野市郎兵衛方弟子入等に被遣、御上邸之内御貸小屋に罷在、同月二十四日より行衛相知不申候處、今月二十七日一類森下町京屋市十郎宅に立歸。去年四月二十四日師匠市郎兵衛に罷

越与存、御門罷出候處、於途中知音之者に出合、其者に誘れ候而品川東海寺に參詣。夫より右道連之者に別れ、可罷歸与存候途中に而煩出、町家に頼入致保養候得共、病氣指重り熱氣に被犯、人事も不相分、舌頭も不相調族に候處、一兩日相立候而漸正氣付候得共、最早日も後れ、御屋敷表御門格之儀も承罷在候事故難罷歸、無是非江戸三河町松本義兵衛与申者之方に相潜み居候處、老母大病に取結び候様子に承候に付、何卒在命之内今一度對面仕度与存込、竊に罷歸候段申に付、御膝中之儀故先一類共に指預置、猶更江戸表御屋敷内外に而何廉取組候儀等も無之哉、爲指取組等も無之候者、此節之事故品輕取咄之筋も可有之哉之旨、江戸詰會所奉行竹田彦六郎に尋に遣置候旨等、岩田氏より申送之事。

〔政隣記〕

右飯嶋六之佐儀、去々年五月葛野市郎兵衛に入門被仰付候處、稽古方入情等に付、重き習事も相傳置候處、去年四月廿四日前記之通出奔躰。元來重き被仰出を以、於御國に新に流儀興立仕候儀、諸家元に對し甚以面目を施し候儀。六之佐藝道器用に而、いまだ年月不立候得共、全流儀之意味に至り、急度御用立被仰出通に可相叶者に付、新參に者候得共、此上重き傳授も爲致、御用立候様可仕与、格別心力を盡し爲致修行候處、不存寄前段之族歎ヶ敷仕合奉存候。就夫に奉願候。全外之事に而出發仕候に而も無御座、病氣に而如在も無御座儀に候

間、如最前町役所に而私弟子に被仰付置候様奉願候。六之佐儀重き被仰出之者に付、乍新參累代之弟子或は累年熱心之弟子共と同様に、重き習事相傳置候處、右不調法に而御役者御指除、下素人に相成候而は、藝方輕々敷迷惑至極仕候。是等之趣只々萬端御憐憫宜敷奉願旨、市郎兵衛より岩田・自分之書面、諸橋陸之丞・波吉甚次郎迄、藝方無據意味之儀者互之儀に付、巨細に者不申進、宜引受、私に成替り御願、何分相整候様別紙奉頼候様に而、添紙面を以到來に付、諸橋陸丞等よりも委曲以紙面出之、暨様子も有之に付前條之通取咄置之。將又六之佐儀病氣に而無是非儀とは乍申、出奔躰に而立歸候者に付、格之通禁牢可申付處、御膝中暨非常之御大赦に而、死刑之者も命御助、其上太梁院様御在世之内御用も相勤候者、就中病氣之様子松本義兵衛よりも告越候儀、旁先一類預に申付置候處、市郎兵衛よりも願之趣無據趣に候間、於江戸表外に悪事等無之儀、會所奉行より返書來候旨。願之通御聞届御座候様仕度段、若年寄中_之紙面指出。右等之趣奉達御内聽にも置候事。

一、右之通に候處、六之佐儀於江戸表外に惡事等無之趣、會所奉行竹田彦六郎より返書到來之事。

一、六之佐前記之通に付、呼出可遂吟味處、病氣に付延引之内、五月十二日泰雲院様廿五回御忌御取越、非常之就御大赦書上候處、同日一類預御宥免之事。

二月。一向宗遠祖年忌に付き郡中に令し濫に費用を失ふこと勿らしむ。

〔郡方御觸〕

一向宗遠祖年忌之由に而、於寺庵追々法會致執行候躰、右に付中には過分之施物等いたし、且檀那寺等を相招、於自宅法事相營候儀を相企、或者勸方之儀、人々割符等を以相集候取持等に携候儀も有之躰粗相聞、不埒之至に候條、都而右法儀に拘り、費之族等聊無之様、夫々不相洩急度可申渡候。元來右等之儀者、前々申渡承知之儀に候得共、猶更今般之儀愈聊心得違無之様、綿密に可申渡候、以上。

- 午 二 月
- 中 村 逸 角
- 高 田 彌 左 衛 門
- 萩 原 源 太 左 衛 門
- 大 村 友 右 衛 門

能州四郡十村・新田裁許・山廻中

三月朔日。前田齊廣使者を幕府に發して先に弔問せられたるを謝せしむ。

〔金龍公記史料〕

三月朔命遣江戸謝使小將頭菊池九右衛門謝弔問奉書。大小將番頭辻市右衛門謝賜香奠。寄

合戸田治兵衛謝問疾奉書。組外番頭神保縫殿右衛門謝西城問疾奉書。定番馬廻番頭前田幸次郎謝發使于封地。大小將中川又三郎謝貸醫。是日公開齋。老臣献魚。

三月二日。能登に於ける幕府領の政治を加賀藩の法によつて行はしむ。

〔續漸得雜記〕

一、能州御預所一萬石之處、今度御私領同様に御取扱被成候様、當午三月二日牧野備前守殿に御聞番御呼出被仰渡候。

御名

能登國御預所村々取扱方、是迄之通に而者品々指障之筋も有之由に而、内意被申聞趣も有之候に付、以來御預所政事向者、私領同様に被取扱、御普請所・損地・新開之儀者被申聞候々條書之通被相心得、御取箇は永定免皆金納、諸帳面之儀も重立候分者是迄之通可被差出候。猶委曲之儀者御勘定奉行可被申談候事。

付札、遠田誠摩に

能州御預所村々御取扱方之儀に付、御願之趣有之候處、以來御取扱方御私領同様被成候様、當月二日牧野備前守殿に聞番被召呼被仰渡候間、御預地村方に今日中可申渡旨被仰出候條、可被得其意候事。

午三月十一日

〔異本三守御譜〕

三月二日、能登の國內公領^{六十}三村政事は御國法に任せられ、永く定免を以て金納せらるべき旨台命あり。此儀宿達許命あり。

此起り、福武先年加州御郡奉行被仰付、改作奉行等類役にて、公領の者共此方様御領の人々を對し不届之事共折には在之候得共、向ふは公領風、兎角其處を忍て罷在事どもをちらく見聞、其時よりして何分工夫も在之様子。然處幸成哉聞番被仰付候に付、公領之者共不法成儀共、御内々太梁公暨公へも御内聽在之様子、其節右御仕法之儀御内々被仰付、太梁公か公よりか不詳追て可考。

依て則福武主附被仰付置、右御用取捌罷在候内、不斗文化三年三月十三日江戸表に於て風症相發、此時上使あり、御退出後御出門可致所、右風症發するなり。其節蒙命、御内用在之に付、同役大地縫殿左衛門出府待受、

夫々申送候上、五月□日御國へ歸着、同四年に至り追々快候て、正月十日より出役。然處二月廿四日二御丸にて重風症再發。依て御役儀御斷申上候處、同年七月十三日結構之被仰出を以御役御免除。右に付牧昌左衛門^聞へ其跡御用被仰付候處、此時に至りて本文に記す通り被仰渡。しかし政事は御國法にまかすといへども、此時刑罰之儀は此方様御まかせに不相成。依て又其後岡田十郎左衛門^聞昌左衛門退役後取懸り、文政□年右刑罰之儀も此方様御ま

かせに成たる由。此儀長瀬融翁内々咄あり。

三月八日。江戸にて前田齊廣夫人の行列、鳥居丹波守の行列と衝突す。

〔政隣記〕

三月八日、江戸下谷廣徳寺の御前様御參詣之處、御屋敷之内谷筋に有之地藏堂の御參詣、いまだ御通行無之所に付、追分口御門より御出、本郷通り、夫より湯嶋切通し、下谷中町より上野廣小路の御出之處、鳥居丹波守殿上野の參詣に付罷通り懸候處、御行列上野山下之方の横行に御通故、丹波守殿暫く被居候得共、本御行列に付餘程間有之。就中御前様御挾箱等の御紋牡丹に付、津輕家与心得候由云々外大名御内室方与鳥居殿先徒之者相心得候躰に而、侮り候爲躰有之。理不盡に御輿跡御行列之内、從者若黨先之所を割切通り懸候に付、御供人御大小將丹羽伊太郎若黨某進み出指押へ候處、徒之者帶刀を拔懸候に付、奪取候得者竹刀に付折捨候處、重而又拔懸、是又奪取候處、是も竹刀に付同斷折捨候得者、又候拔懸候に付奪取之、是者真劍也。右三人共餘程令打擲相濟。于時鳥居殿徒之者等致方甚不法之族に付、内濟之儀被仰込之趣有之、内濟に相濟与云々。

三月十六日。前田利命の生母智光院と稱す。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

三月香隆院様御袋の方、今般院號付候様就被仰出候、前々之振合を以寶圓寺の申遣、智光院と相改候。同三月十六日向後殿付に唱候様一統の被仰渡、年中二十人扶持・白銀二百枚、御合刀御引直被遣。同月廿一日今般格式御改に付御城外等の被罷出候節、指添御鎖口番御歩横目可致旨被仰出候。

四月八日。非人小屋に收容する者の送狀に就いて令す。

〔御郡典〕

非人小屋入之者共、家等相求出人之節、相調遣候送之儀、於町會所に詮議之趣有之、妻等由緒をも相調相渡候様申添に付、是以後御郡方等之者右小屋入之節、妻并養子等いたし置候はゞ、其養子之由緒共相調指出候様致度段等、右裁許與力申聞候に付、別紙寫一通相達候條、以來小屋入之節送紙面、其譯委細相調候様夫々可被申渡候。右之趣被得其意、先々順達落着より可被相返候、以上。

四月八日

御算用場

高田彌左衛門殿

中村逸角殿

非人小屋御救人之内、家等相求出人仕候節送調方、其株頭之者迄由緒調相渡候處、町會所依

御詮議、妻有之者は妻由緒をも送相調、出入之者の相渡候様被仰渡候。依而是以後御郡方之
入人々送之儀も、妻有之者は妻由緒をも送に調、養子等致置候者は其養子之由緒をも調可申
儀与奉存候間、此段早速御郡方被仰渡御座候様仕度奉存候。町方之分は、町會所より被仰
渡御座候。且又右被仰渡中、是迄之通に而御救に相向候者も可有御座候間、此分は役所に而
其者手前承札、由緒送に書加置可申趣に、町會所被仰達申上置候。是上入人々之分も、右同
様役所に相調、出入之節相渡趣に町會所より被仰渡置候。此段も御達申置候、以上。

午 三 月

北 庄 亦 助

澤 崎 左 太 夫

佐 雙 武 太 夫

中 村 源 左 衛 門

御 算 用 場

四月十八日。二ノ丸御殿の杉戸の繪畫を定む。

〔御造營方日並記〕

四月十八日、今日伺被仰出候御杉戸繪配り如斯之事。左に記。

一、御装束之御間御廊下。

御装束之御間之方る印は朝日に波、裏へ印は王義之。狩野墨川。

一、同御間御廊下より鏡之御間境。

御廊下の方は、は印林和靖。

鏡の御間の方は、ぬ印麝香。狩野墨川。

一、御小書院御縁側より檜垣の御間取續之御廊下入口。

御小書院の方れ印は、芦に鷺。望月左近。

裏ら印は瀧に鵜。佐々木泉景。

一、松の御間一・二の御間境御縁側。

松の御間の方ね印は山雀。森間材。

裏そ印は芭蕉。同人。

一、松の御間御縁側より奥御書院御縁側境。

松の御間の方へ印は若松。早川泉流。

裏つ印は雲龍。佐々木泉景。

一、松の御間御縁側より内談所入口。

松の御間の方片面は印桃園結義。佐々木泉景。

問材本のま

- 一、奥御書院御縁側より拜見所入口。
奥御書院の方わ印は車に牛。
裏か印は陶淵明。佐々木泉景。
- 一、奥御書院一・二の御間境御縁側。
上の御間の方印は寒芦に鷺。佐々木泉景。
裏に印は山鳥に長春。早川泉流。
- 一、鳶の御間入口。
檜垣の御間御縁側の方片面ろ印は宇治橋に千鳥。佐々木泉景。
- 一、檜垣の御間御縁側より柳の御間御縁側境。
檜垣の御間の方を印は檜に猿。佐々木泉景。
柳の御間の方柳に燕三羽計。同人。
- 一、御居間書院三の御間より波の御間御縁側境。
御居間書院の方た印は漁夫。佐々木泉景。
裏よ印は樵夫。佐々木泉景。
- 一、柳の御間後御廊下より御次へ入口、荒波に舟。

柳の御間の方と印は牡丹獅子。狩野墨川。

四月廿五日。二ノ丸御殿表式臺等竣功するを以て祝儀を行ふ。

〔三守御譜〕

四月廿五日今般表御式臺・竹之御間等御造營就出來、御祝有之、御能被遊。此日朝於御居間書院、御造營御出來に付前田伊勢守被爲召御意、拜領物被仰付相濟。長甲斐守・奥村左京且前田織江^{御家}老被爲召、拜領物被仰付。

〔政隣記〕

付札、御造營方主付頭々

今般表御式臺竹之御間等御造營就出來、當廿五日御祝被仰付、各初右御造營相勤候人々迄頂戴被仰付候條、被得其意、夫々可被申談候事。

四 月

〔御造營方日並記〕

一、御作事奉行手合、今般御祝頂戴人數、御作事奉行淺加作左衛門等五人、同所御横目高山伊左衛門等兩人、内作事金谷佐太夫等五人、買手方與力渡邊左兵衛等三人、寺社方修理裁許與力久世傳三郎等六人、御大工頭大西久左衛門等兩人、御大工井上庄右衛門等十三人、御壁

塗堀越左源太等六人、御造營御作事方御横目足輕八人、御作事所留書足輕三人、同御造營之分四人、御作事所御門番人足輕桐木御門脇入口番足輕四人、御作事所前入口番足輕四人、河北御門外入口番足輕四人、元御細工所入口番足輕四人、二御丸大工丁場諸職人たばこ吞所火番足輕四人、御作事所小遣八人、御造營御作事方定小遣十人、日懸小遣四人、御作事所釜小屋番人小者安房守殿家來紙細工御雇四人、御扶持方大工二十人、六十七人棟梁、御造營棟梁四十八人、屋根棟梁廿七人、御造營方屋根棟梁等三人、左官棟梁廿四人、疊棟梁十五人、大工肝煎等八人、建具師棟梁兩人、表具師棟取三人、鉛延板師三人、鉛水戸師一人、鍛冶肝煎一人、日用頭六人、宮腰御材木肝煎・岡持裁許・傳馬肝煎等六人、町方大工棟取十二人、御引移以後より懸之大工□□より續而出候七百五十八人、屋根葺八十七人、左官四十四人、板批三十七人、木挽二百一人、建具師四十三人、表具師七十四人、鍛冶三十人、日用廿一人、御造營方并御作事所定御用聞町人、右之外表具方御雇足輕廿二人、同小者十三人、千七百九十九人。外御扶持人十村沼保村彦四郎、同人せがれ次郎左衛門。右手合々々より書出之事。

〔政隣記〕

四月廿五日今日表御式臺竹之間等御造營出來之御祝被仰付候に付、躑躅之間正面人持、左之

方御近習人持・御近習頭、右之方表向頭分与席札張有之。御臺所之内平士より御歩並迄夫々席札張有之。其所に而各頂戴之。

但、年寄中等於席頂戴之、席懸坊主給事。

御吸物 みそ 調切身 御酒 御取肴

右御歩並以上、御造營方御用相勤候人々、并但頭分以上卷鯛、平士以下折鯛。當番之人々且足輕以下も同斷に而、赤飯・御酒・裂鯛頂戴被仰付、都合頂戴人三千人計与云々。

一、給事躑躅之間足輕、御臺所士列之分同頭、御歩並以下小者。

一、右御禮御臺所奉行溜な罷越演述。

同日御奥舞臺に而御能有之。

四月。諸士の邸内に同居する奉公人以外の員數を届出しむ。

〔政隣記〕

覺

一、御家中侍中屋守或長屋等借罷在候者之内、奉公人之外都而十五歳以上之男女、當月之人高可被書出候。何程男・何程女与可被書分候事。

一、寺社奉行・町奉行・御郡奉行等支配地に罷在候侍中家來之儀者、右奉行中不及食着候間、

宅を貸置候内右族之者有之候者、其主人々々より不相洩様、前條之趣を以可被書出候事。

一、人高郡分に調申に付、侍屋敷淺野川橋よりあなた居住之者は河北郡、橋より此方者石川郡に候事。

一、右人々僧俗・穢多之類迄都而男女之人高に候故、内書に其品々書分候に不及、則紙面調様左に記候事。

右文化元年相觸候通に候間、其趣を以當五月廿日迄之内、有無之儀可被書出候事。

四 月

五月二日。穎姫の生母慧照院、金谷御殿に移るべきことを命ぜらる。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

慧照院は慧照院

五月二日穎姫様御産婦之方惠照院、二之御丸御廣式より金谷御廣式に引越候様被仰出有之なり。

五月二日。一向宗本山より教化の爲に發したる書翰到着せしを以て百姓等の群參することを戒む。

〔郡方御觸〕

一向宗宗祖年回に付、本山より門末爲教化宗意之趣書翰到來之由、右に付御郡方にも追々披露候躰相聞え候條、勿論御郡方之者共群集等いたし不申様、嚴重可申渡候。別而此節農業最中之儀に候間、早速夫々入念可申渡候、以上。

五月二日

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

五月七日。二ノ丸御殿の裝飾に従事したる繪師村上健亮等賞賜せらる。

〔御造營方日並〕

五月七日

一、先達而御達申置書師岸越前介弟子村上健亮等、御用相濟候に付、被下方御達申置候所、本文御付札を以、左之通今日御渡被成候事。

一、白銀五十枚

村上健亮

一、同斷十五枚

齋藤霞亭

一、同斷

望月左近

右被下銀、御造營御入用之内を以可相渡旨御聞届に付、町會所渡之内取揚可相渡筈に付、夫々肝煎共の申渡。且又右に付、明八日彦左衛門等之内罷出候様申渡置候事。

五十枚代

岸越前介弟子

一、二貫百五十目 文丁銀

村上健亮

十五枚代

同

一、六百四十五匁

齋藤霞亭

同

同

一、同斷

同

望月左近

右被下方、御造營方御入用之内より遣候に付、町手合渡にいたし、印章入紙面遣事。

五月十二日。昨今兩日前田重教の廿五回忌法會を寶圓寺及び江戸廣德寺に行ふ。

〔政隣記〕

前田重教の忌辰は六月廿五日なり

五月十一日於寶圓寺泰雲院様二十五回御忌御法事就御執行、卯上刻より相詰、未上刻退出。且御法事今日差定左之通、僧數百僧也。

寅刻 轉讀 大般若經

辰刻 上粥 般若心經

同刻 獻粥 大悲神咒

巳刻 水陸勝會

午刻 拈香法語

同刻 上供 般若心經

同刻 獻供 楞嚴遶行

十二日

寅刻 轉讀 大般若經

辰刻 上粥 般若心經

同刻 獻粥 大悲神咒

上刻 上堂提唱

午刻 上供 般若心經

同刻 獻供 楞嚴遶行

以上

一、今十一日御法事御奉行より御案内に而、四時比御參詣、水陸勝會御聽聞之上被遊御燒香、追付御歸殿之事。

十二日昨日同斷御參詣、上堂提唱御聽聞之上、被遊御燒香御歸殿。

〔政隣記〕

泰雲院様二十五回御忌御法事、今月御取越、十一日・十二日於下谷廣徳寺御執行。依之御邸内三ヶ日鳴物等遠慮之事。

五月十二日。前田重教の廿五回忌に付き赦を行ふ。

〔政隣記〕

五月十二日、昨日御用番左京殿依御紙面、四時過致登城候處、非常之御大赦に付、先達而御達置申候於町會所禁牢等申付置候者共、罪之譯書付可指宥旨被仰出候趣、御年寄衆等御連印之御付札物、且此度之赦者泰雲院様廿五回御忌御法事に付而、非常之御大赦に候條可有其心得旨之御覺書御付札物、左京殿御渡に付、直に町會所不時致出席、夫々申渡、御寺御禮に指遣候儀等、都而二月廿一日記之通に付略記す。

但、公事場奉行御用番永原久兵衛も御呼出等同斷。

右に付於公事場出牢者六人有之。

於町會所出牢者三人。米中買鍋屋助七・福光屋豐右衛門・賊木屋九郎右衛門下女す。

五月十三日。大聖寺侯前田利之歸邑の途金澤城に登る。

〔政隣記〕

五月十三日、備後守様御登城八半時比御出、御對顔有之、七半時比御退出、直に天徳院・寶圓寺御參詣に而、暮比御歸宿之事。

但、御居間廻り等御間共御覽。且御料理二汁五菜加御引菜。御膳は木具。

〔金龍公記史料〕

五月十三日備後守歸藩途次。過金澤登城。又詣天徳院寶圓寺。

五月十六日。前田齊廣學校に臨みて諸士の武技を觀る。

〔政隣記〕

五月十六日八時過より武學校御出武藝御覽、劍術・鎗術・馬術等都合三十人餘御覽。畢而何も心懸宜、達者に仕候段御意之趣申聞候様、御主附奥村左京殿被仰出候段、學校主附頭御左京殿被仰聞、主付頭より夫々の演述。依之蒙御意候爲御禮、明後十八日横山山城殿・左京殿御宅に、布上下着用相勤候様、主付頭より夫々申談有之。

五月廿三日。一向宗門徒宗意に關して紛議を生ずるなかるべきを諭す。

〔郡方御觸〕

今般於末寺本山祖師年回執行有之候所、先達而宗派申分有之後に付、使僧下り候等之儀に付而も、随分穩便に相濟候様寺庵方にも取扱有之、品能執行可相濟躰に候。然所頃日俗人等之

この末寺は
西派別院なり

内、何与歟申者も候哉之沙汰いたし、不圖心得違之者有之候而者如何に候之間、御郡方にも其心得有之、若支配所之者參詣いたし候共、宗派申分之儀等無之様可申渡旨、此間左京殿より御算用場奉行中へ被申聞候旨に而、拙者共へ右之趣被申談候間、申遣候條、早速十村中等へ可被申談候。猶更其筋氣を付、愈忽之儀無之様有之度候、以上。

五月廿三日

中村逸角

高田彌左衛門

能州四郡御扶持人中

五月廿九日。飯島六之佐再び町役者を命ぜらる。

〔政隣記〕

五月廿九日、前記二月晦日記に有之飯嶋六之佐儀、五月十二日依非常之御大赦一類預御宥免之儀申渡候刻、町役者之儀者追而申渡趣も有之段申渡置、僉議中之處、今日若年寄前田掃部殿左之覺書御渡有之事。

付札、町奉行へ

飯嶋六之佐

右六之佐、葛野流入門被仰付、爲稽古江戸表へ被指遣置候内、不埒之儀有之候處、今度就御

赦御宥免被仰付候儀、各存知之通に候。先達而思召を以流替も被仰付候者、右躰之儀別而不届之至に候得共、於師家段々習事も相濟、藝道達者に仕様子に付、右流儀御用立候處を以、格別之思召に而役者其儘被仰付置候條、以來彌以藝道相勵、御用立候様急度相心得可申候。各も可申渡段被仰出候條、此段可被申渡候事。

右に付町同心中へ可被申渡旨可申談處、格別之被仰出之趣に付、拙者へ六之佐呼出、御用方家來指引并横目肝煎久左衛門誘引を以、直々申渡之、引受之御請書若年寄中へ相達。尤六之佐請書判形爲致候事。

但、町同心御用先清水郷右衛門・諸橋陸之丞等へも爲承知以書面申達候事。

六月二日。越登賀三州志その他領國の事蹟に關する記録の提出を命ず。

〔政隣記〕

六月二日

付札、御横目へ

越登賀三州志

富田權佐著述

右之書致所持罷在候者、頭分以上者御次迄持參指上可申候。其外者頭・支配人より相達候様、一統可被申談候。

一、草稿等に而見苦敷儀者不指支候間、所持之者は其儘指出可申候。且又右之外にも、御領國三州之事蹟等調置候記録在之候者、是又見苦敷儀者不指支候間不殘指上可申候。
一、右之書等、又家中之者致所持有之候者、其主人々々取上指出可申候。
右之趣一統に可被申談候事。

庚午六月

六月二日。割場附足輕小森彦三郎、御馬廻組の土坂井斧吉と争ひて互に創傷を受く。

〔政隣記〕

割場附足輕小森彦三郎と申者、帶刀町割場附足輕近藤鐵五郎之處、六月二日夜才川下大豆田邊に同居年二十二歳。之處、六月二日夜才川下大豆田邊に螢捕に罷越候處、川中に螢多所持之者有之に付、一・二羽貫度旨申候處、不相成段答に付、再貫懸候處、陰莖食らへず及雜言候に付、彦三郎儀奉公人之處、彼者も帶刀奉公人躰之處、惡口を受難堪、川より上り候所を待受、居宅に誘引之心得に而引立候處、彼者刀を抜打懸候に付、不得止事を抜合戦ひ候内、手疵を負ひ、闇夜之儀相手見失ひ、無是非令歸宅候旨等、翌三日公事場檢使檢使宿は一向宗法船寺町等雲寺の、與力多田權八・鈴木葛次郎三日罷越、翌四日書過引取。前に而申述候處、先割場に指預之、彦三郎都合十三ヶ所手疵を負ひ有之。且相手は定番御馬廻組坂井斧吉と申儀相知れ候に付、

多田權八等直に斧吉居宅領知五拾石。居宅堅町實父武藤伊織方同居。に罷越、様子相尋候處、相手彦三郎方より打懸

候に付不得止事抜合候由申聞、手疵五ヶ所負ひ有之。右之通申分相違に付、重而最前之檢使宿に立歸、彦三郎手前相糺候處、最前申述候通、相手より打懸候旨等答候由之事。

一、坂井斧吉宅にも、頭定番御馬廻番頭村田三郎兵衛より、夫々及御届候に付、三日爲檢使御大小將横目笠間源太左衛門・松原牛兵衛罷越、見届様子相尋候處、前段之趣に而相手逃去候に付、追懸候得共闇夜に付見失、無是非令歸宅候旨等云々。且相頭は前田牽次郎、定番頭岡田牛右衛門も右宅に罷越候事。

一、前記之通闇夜に而互に面を合せ不申事に付、双方共口上書之表、相手者誰共不存辨旨等云々。

六月六日。前田齊廣、學校に臨みて諸士の武技を閲す。

〔政隣記〕

六月六日八時御供揃に而武學校に御出、武藝御覽、都合三十人餘に而七時前御歸殿。

六月八日。前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。

〔諸事覺書〕

一、左之通御親翰寫、月番に被相廻。

諸願之儀當分難承屈旨、昨日申遣候通に候。尤存寄を以申付候品は、右に不拘申付候儀は、各承知之通に而不及申事に候得共、右等之用向しらべ等いたし候者共、心得違有之候へば、存外政事之指障にも相成候事故、爲念重而此段申出置候。勝手方等へも可被爲洩達候、以上。

六月九日

本多安房守殿

〔諸事覺書〕

六月十八日、左之通表方被仰出。

願之趣御聞届難被成旨被仰出候儀は、近年諸願方表向に相願候品を、又御次へも相願、或は此儀者いつ頃被仰出候杯と、先知いたし候様成風俗に相成、爲指儀に而も無之儀迄も相願候様成儀故、御下知等にも甚御面倒成御事も被爲在候に付、至而無據分迄爲相願、爲指儀に而も無之儀は指押へ申様有之候へば宜候。何共此儀も六ヶ敷事に被思召候故、先達而被仰出之通に候。然共誠に無據分に而も一圓御聞届無御座候様に而は、御不仁之形候間、右様之分は口上に而申達候歟、入組申儀は其趣意を爲書出可相達御聽候。左候は、思召を以被仰付候歟、又は爲相願申様にとか御指圖可有之候。右之通に被仰付候は、少は風俗も直り可申哉

与被思召、被仰出儀に候。此趣に候間、先達而被仰出候通、下々へ申聞せ候儀は不苦候。何分御趣意之趣下々迄奉會得、筋合相立候様各にも取計ひ有之様に与被思召候旨、勘解由を以被仰出事。

六月十五日。本年より老臣以下諸士の借知高を減ず。

〔政隣記〕

一、當十五日被仰出之趣、年寄中者百石に付五石宛被返下、十石充御借知被仰付、御家老・若年寄中者平人持組之通十石充被返下、五石充御借知被仰付候事。

〔政隣記〕

前記十五日に有之通頭々より組・支配人の教諭方之儀、於御次御内々被仰出之趣に付、御馬廻頭より組々の申談方左之通之由。

今般被仰出候趣、御用番安房守殿被仰渡候覺書別紙之通に候。先以御上御勝手御難澁、別而當時御運方等御指支之御様子之處、格別之思召を以如斯被仰出候儀、誠に難有仕合恐入候儀に候。然上者不及申候得共、人々家内仕抹方猶更嚴重至極に被相心得、質素に被相暮、尤其是迄申談候通參會付合之儀、譯而新入之衆有之節相番中參會之儀者、前々堅制置候通に候。併親類始格別入魂に被致來候人々等、折節事輕被出合候儀杯難成と申譯者無之候。將又收納方

之儀、元來不輕品に候條、龜抹成筋無之様被相心得、別而御當節前段之通御様子之處、如此結構に被仰出候儀深被奉恐察、以來勝手取續之儀肝要に候。是以後拙者共より容易願ケ間敷儀も難致候條、此所得与被相辨、諸事は迄申談候通り、御了簡違無之様被相心得、御奉公專一に可被相勤候事。

〔諸事覺書〕

御親翰寫

家中一統難澁之處、過分之借知申付置候儀、大身之面々は家中仕置方等別而可爲難澁与、兼々令心勞候に付、今般於勝手方に格別僉議申付、各々者今年より相改、百石に十石充借知に申付候。此段申聞候。

六 月

〔諸事覺書〕

御家中一統難澁之所、過分之御借知被仰付置候儀、御心勞被遊候付、今般於御勝手方格別御僉議被仰付、今年より御借知高御改、人持以下百石に付五石充に被仰付、二百石以下者御借知等被指止候條、此段可申渡旨被仰出。

右之趣被得其意、組・支配之面々へも可被申渡候。組等之内裁許有之人々者、其支配へも相

本文は老臣
に關するも
のなり

達候様可被申聞候事。

庚午 六月

付札、定番頭

御借知之儀今年より御改に候得共、逼塞・遠慮等之人々々者不被及御沙汰候條、此段諸頭は可被申談候事。

六月十五日。寶曆九年以後諸士の献納したる人足賃銀を徴せざることを、

〔諸事覺書〕

寶曆九年御類焼に付、御城御造營被仰付候處、御勝手御難澁至極、御要脚御指支被成候に付、格別之御普請之儀故、御家中之人々より、年々人足賃銀指上來候。未御城御造營全くは相濟不申候得共、今般二ノ御丸御普請大方出來候付、當年より不及指上候。久々人足指上、御喜悅之御事に候。此段可申聞旨被仰出候。

右之通被得其意、組・支配之内人足指上候人々々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配へも相達候様被申渡、尤同役中可有傳達候事。

六 月

付札、御横目

今日申聞候被仰出候趣に付、布上下着用爲御禮、人持・頭分明十六日より二・三日中に御用番宅に相勤可申候。幼少・病氣・在江戸等之人々に者、同役又は筆頭代判人より可有傳達候。右人々御禮名代人、御用番宅に相勤可申候事。

- 一、組・支配之人々御禮者、其頭等宅に相勤、頭・支配人より御用番に以紙面可申聞候事。
 - 一、與力に者其寄親より可申渡、御禮者寄親迄罷出可申候事。
- 但、自分御禮に相勤候節、與力之儀も一所に可申述候事。
- 一、人足賃之儀に付御意之趣御禮之儀者、一統申渡相濟候上、筆頭又は頭・支配人等より引請口上に而、御用番迄可申聞候事。
- 右之通夫々可被申談候事。

六月十五日

六月十七日。學校に於いて大村乙四郎、遊戯の際傷けられ遂に死す。

〔政隣記〕

六月十七日於文學校、大村武次郎四男乙四郎^{年十}三歳^十、定番御馬廻組脇本乙次郎嫡子長次郎^{年十}一歳^一少々及口論、双方幼年之習俗に而狂遊躰、組附抔致し候内、乙四郎帶し居候脇指鞘走り拔落

本年十二月十九日の條参照

候に付、長次郎取上、乙四郎に渡し候に付、同人鞘に納之。于時右拔落候節、乙四郎之足に障り、少々疵付令破血候得共、元來幼年同士之所業、其上自身之怪我に付、學校附頭當番横山引馬等、同御横目松平左仲・中村平兵衛取計を以、血留藥用之内濟。畢而乙四郎儀袴を脱帶を縮直し可申与致候節見受候得ば、服之中胸下に突疵有之、臟腑出懸り有之。此疵を見付驚氣分惡敷相成。右族に付内濟難整、夫々及御届候處、爲檢使御大小將横目笠問源太左衛門・松平平兵衛罷越見届、様子委曲相尋候處、乙四郎儀帶解き候迄疼みも無之に付、疵付候儀一圓覺不申候。脇指身拔落候節、長次郎より受取鞘に納候節過而疵付候哉、又は長次郎相渡候節受取刻疵付候哉、一圓覺無之旨云々。長次郎申口之趣も同斷。且亦右檢使以前、學校附御横目等僉議之上、御醫師白崎玄水に診察等申談候處、餘程之深疵、其上血裏に廻り候問難及療治段申聞。公事場等三ヶ所御用懸り町醫師高澤仙立は、可致療治旨申に付同人に療治申談。右檢使相濟候上、乙四郎・長次郎宅々に相返候事。

一、白崎玄水儀、元來外科に而本科兼、高澤仙立も同斷。將亦突疵に而候故、破り廣め不申而は臟腑難納め段仙立申聞候得共、裂廣め候儀乙四郎母苦痛を厭ひ會得不致に付、猶豫之内段々氣力等指重り、翌十八日暮前乙四郎儀致死去候に付、重而爲檢使笠問・松原、大村宅に越見届。

一、大村武次郎就在江戸、代判同役山岸七郎兵衛儀學校に罷出。
一、脇本乙次郎儀も同斷。頭は別所宗右衛門尤罷出。且長次郎儀外出不爲致候様、御用番安房守殿頭に被仰渡、則宗右衛門より父乙次郎に申渡之。

六月十八日。米預證書を偽造したる大河原傳九郎等牢揚屋に收容せらる。

〔政隣記〕

六月十八日、今日大河原彌太郎舍弟傳九郎、毛利融次郎致厄介遣候叔父融左衛門、并彌太郎家來若黨深谷用左衛門、於公事場御吟味被仰付候處、傳九郎儀は藏宿鍋屋伊兵衛米預印紙贋拵、融左衛門儀者藏宿石浦屋五郎右衛門・油屋平兵衛米預り印紙贋物拵、銀子謀取候旨等夫々申顯候に付、今日より兩人共牢揚屋に被入置、用左衛門儀も改方より引受禁牢申付有之。

七月朔日。豫て諸士の提出したる諸願書を却下す。

〔政隣記〕

七月朔日出仕後、松之間二之間に而、御勝手方御主附本多勘解由殿左之通御演述。御勝手向御逼迫之内、御城向御燒失に付御造營被仰付、其上當春不時御物入、彼是別而御指支に候得共、御家中一統過分御借知被仰付置、御心勞被思召候に付、今般御借知御改被成、

彌增御逼迫、一圓御運方無之に付、於御勝手方格別御詮議被仰付候。依之乍御心外、諸向願之趣當分御聞届難被成候。此段願有之向々に可申聞旨被仰出候由、月番安房守演述。且又右之通被仰出候とて、一圓に願之筋御取上不被成と相心得候而者、御上御不仁之貌に相當り、全左様之儀に而者無之、前條被仰出候通之御運方に付、不被得止事願之趣難被仰付譯に候。此段末々能く致會得候様可申聞旨、重而被仰出候旨も、同人演述有之。此段申聞候事。右畢而退去之處、御勝手方執筆坂井源兵衛、先達而より指出置候願紙面指出、只今勘解由殿御演述之趣に付、御返之段申聞、夫々相返之。且御家老中并若年寄中に指出置候願紙面共者、當分難被遂御僉議旨等御申聞、前月□日は又勘解由殿同役御用岩田傳左衛門に御返之。

七月十日。御勝手方本多勘解由等、金銀の融通を促すべき件に關し意見を徴す。

〔政隣記〕

七月十日御勝手方於御別席、右之兩通本多勘解由殿被相渡。是者土州并拙者存寄之趣覺書に候。猶更各方了簡之程承度旨等、御申聞之事。

今般御借知之内をも被返下、且當年之因氣候に米價も劣り可申、左候而者御借知被返下候詮

本年九月四日の條参照
土州は前田土佐守

も無之程に下料に而者如何に付、御召米も被仰付、下々には買進み候而融通も致しよき筈に候處、近年之商方之風俗に而、金銀をしめ、人々利分計に心懸候族多く、手段をなし申氣味合に一統相心得申躰に候。何となく右之意味も有之、武士之方に而は商方に敷付られ申様に而、彌増之及困窮に申族。何程是迄御憐愍有之共其驗し不相見儀者、惣而商家之利に陥られ申故に候。奉行等ケ様之處第一に心掛候而、商家に可被申付筈に候。此弊俗不立復内は、惣而商家に利を得申而已に候。隨而融通甚不自由之旨申立候儀、不届之事に候。米價之高下者格別、於融通米價に拘はる事は有之間敷事に候。商家にて奸利を致す習俗之儀を、奉行等心付不申儀者、心掛薄き躰にも候哉。其證據有之儀共、世間に申唱候事共有之儀に候。

一、若又商家之者共相衰候而、融通之手段甚難儀之筋も萬一有之歟、金銀貯置候者共融通を支へ申様之氣味に有之事に候。是等者奸賊之類に而、横目肝煎等聞出之置、夫々可相違事に候。近年之商方には、融通溢り金銀好候て貯置申族も多躰に申唱候。元來金銀は融通第一之ため之物に候處、右様之儀に而者商家之仕置不届と申ものに候。左様之者は急度懲しめ、世の害を除べき事に候。拙者共存寄右之通に候間、各にも已來此處第一に可有心付事。

庚午七月

町方之ゆるやかに成候様に有之度事は、御城下之融通之ために候。町中困窮と申事も近來不

相聞、利潤も品々有之事に候得者、融通相塞り申譯は有之間敷事に候。町方近來之習俗、手前引取申様之事に相成、惣躰商賣方之品高料に相成申も、元來武士之困窮より、拂方杯不行届よりしての譯も相聞え候得共、元價に不應様に賣なし候故、拂方も不指引に相成候。是は諸運上杯も中には相増申品も有之哉、御益杯と唱候品に御仕置に背き申品ども多有之故、却而御費用多に相成候。諸物高價と申も、元價を不相辨候故、勝手に申度儘を申候而賣成申故に候。ケ様之處相調、運上等之品も其筋能相分り候而、奸利無之様に相成候上に、町家も豊かに相成可申事に候。御城下之習俗三州にわたり候故、豪富巨商も甚以商方にわだかまり有之事と相聞え候事。

庚午七月

七月十七日。能登の藤内が盜賊を逮捕護送する場合の慣習を調査せしむ。

〔筒井舊記〕

今度笹川村藤内共御郡所に御呼出、先達而真久村に而賊を捕へ、所口に召連候節、爲造用村方より錢請取候儀御詮議之處、藤内共申上候は、是迄召捕人有之節、遠近に違有之候得共、所口御役所に賊引連候時分は、村方より爲造用錢三貫文宛貫請申候。真久村之儀、道程遠く、増一貫文相貫、都合四貫文貫請候段申上候旨。御郡所に思召候は、藤内共は役料と申茂無之

造用は雜用

儀に候間、左様之儀に而も候はゞ、何れ成共送り届、罷歸候上村方より貰受可申儀に而も可有之哉。何れ是迄之所如何有之候哉、組々相尋早速可申上旨、御郡所より被仰渡候間、御組々村々之内に而、是迄藤内共賊を捕へ所口へ召連候節、爲造用村方より何程々々相渡候哉御聞しらべ、當月中恒方方迄御申越可被成候。此書狀先々御順達可被成候、以上。

七月十七日

折戸村 源 助
鹿野村 恒 方

仲間 宛 所

七月廿二日。御算用者山本清八郎を刎首の刑に處す。

〔政隣記〕

七月廿二日於公事場、前記去年十二月廿九日末々有之候御算用者山本清八郎左之通被仰付。前記之趣共無十方次第に付刎首に被仰付。

御算用者 山本清八郎

右御書立於吟味所、公事場御用番永原久兵衛爲讀聞候上、於土壇場刎首。公事場奉行中并御算用場奉行勝尾半左衛門吟味所に列座、御横目飯田外記、場附不破東作當病に付出席。場附御横目鷹栖武兵衛、檢使與力は土壇場邊に出現之、切人は公事場附足輕。様し者無之、死體者仁藏等境内

去年のこと
は小拂所の
賊難に關す

に埋之。

七月廿七日。江戸に於いて蘭學醫吉田長淑を祿す。

〔政隣記〕

付札、菊池九右衛門に

一、二十人扶持

吉田 長 淑

長淑儀御醫者に被召出、如斯御扶持方被下之。江戸居住可仕候。前田式部等支配被仰付。右之通今日申渡候條、於此表可有支配候事。

庚午七月廿七日

右藤井芳亭同流之蘭學醫也。療養方は芳亭之方宜、學は長淑之方宜与云々。右江戸より申來候に付寫之、且右御覺書者前田兵部殿御渡之事。

七月廿九日。前田齊廣金澤城内を巡覽す。

〔政隣記〕

七月廿九日、御大廣間御舞臺且菱御櫓・五十間御長屋夫々御成就に付、今日從御造營方御城代伊勢守殿に御引渡申候。右御受取以後、御前夫々御覽。其節御先立伊勢守。右に付御造營皆濟。依之御造營方役所今日切に而相止候事。

加賀藩史料 第十一編 文化七年

但、當分跡御用有之に付、明晦日より四時より九つ時迄之内、高島五郎兵衛・三浦八郎左衛門・加藤三四郎之内替々一人充右役所の出座之外も、右に准じ罷出候筈之事。

〔三守御譜〕

七月廿九日、橋爪御門後三疋建御厩・五十間御長屋・橋爪御櫓・菱櫓・唐御門・表御舞臺・猿樂御門、御城代前田伊勢守御先立にて御巡見被遊。此時判左衛門被召連。

八月三日。前田吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。

〔金龍公記史料〕

八月三日。於實成寺修實成院五十回忌法會。

八月六日。諸郡に於いて製織する織物及び機具の數を録上せしむ。

〔郡方御觸〕

各於支配所織立候絹・袖・布・立絹等、當時織元機具數何程、并機具一本に而年中織立高何程之圖と申儀、委細帳面に記當月廿八日切當番と可被指出候。近年絹・布等織主共、商人共の申談相對仕入を以致交易等躰に付、一通り被相糺候而も全員數難相知儀茂可有之哉、是等之趣精誠被遂詮議可被書出候。勿論今般被書出候外に員數洩等有之、後日於相顯者急度糺方可申渡儀も候條、得与被相糺、早速書出候様夫々可被申渡候、以上。

午八月六日

御算用場

高田彌左衛門殿

中村逸角殿

八月十九日。卯辰蓮昌寺の住僧壽澗追院を命ぜらる。

〔政隣記〕

加州金澤卯辰町蓮昌寺壽澗儀、現住之身分に而隱居之趣に申立、下谷徳大寺致住職候段入御聽、一同被召出御吟味之上、左之通被仰渡候。

一、蓮昌寺壽澗儀、檀林致勤學候儀者、江戸寺院住職に相成候得者、程近勝手宜候迎、蓮昌寺隱居之儀者表向之申立も不致、同寺現住之身分に而蓮昌寺隱居相濟候旨、法縁并下谷徳大寺組合寺の申聞、同寺住職願書身許糺書にも、法縁組合加印を請、觸頭は差出、徳大寺住職本寺より申付を受候後、蓮昌寺隱居願可致積り加州に罷越、病氣之由に而徳大寺に隱居いたし度旨、法縁の申越候始末、不法之至不届に付、妙法寺配下を御構追院被仰付候。

一、宗相寺日詮・大恩寺日健・安立寺日要儀、下谷徳大寺無住に相成、(中略)日詮者法縁之身分、加印之儀不埒に付、日詮は逼塞被仰付、大恩寺日健・安立寺日要者、一同急度御叱被置候。右者八月十九日蓮昌寺御請書之略文也。

八月廿五日。德川家治の二十五回忌法會を金澤神護寺に行ふべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

八月廿五日

付札、御横目

來月八日淺明院様廿五回御忌御法事に付、神護寺門前并不明門甚右衛門坂往來、來月七日より指留可申事。

但、御法事御用に而罷通候者は、御番人承届相通可申事。

一、甚右衛門坂御門御用懸り之面々者、來月七日迄可被相通候。御法事御執行之内、諸役懸り之面々に候共指留可申候。

一、七十間御長屋御門御番人、其外金谷御屋敷并御廣式御用等に而不明門罷通候者、御番人承届相通候様可被申渡候。此度割場奉行にも可被申談候事。

八月

付札、御横目

來月八日於神護寺御法事之時分、近例之通御寺詰人中御歩並以上御賄不被下、足輕以下

御賄一度被下候條、夫々可被申談候事。

八月

〔政隣記〕

付札、町奉行

覺

一、鳥目十五貫文

座頭

右淺明院様廿五回御忌御法事に付被下之候事。

八月

右左京殿御渡。

〔政隣記〕

八月廿八日。來月八日淺明院様御法事に付赦被仰付候條、可書出旨等、先達而御法事御奉行左京殿御覺書を以被仰渡處、可書出禁牢者等無之段、今日同役連判之紙面を以左京殿に御達申候事。

八月晦日。米穀の俵装を精良ならしむべきことを命ず。

〔筒井舊記〕

加賀藩史料 第十一編 文化七年

是月は大盡なり

御藏米俵拵細・かわ之儀定も有之、前々申渡候趣も數度に候内、享和二年八月委細に申渡置候趣等、百姓者不及申、御代官之人々茂承知之通に候。其砌暫者相改候様に候得共、無程不宜所々押移り候躰、不埒之至に候。其内堂形入下新川之分は相應に候得共、其餘は不宜候に付、大坂御廻米に相成候而茂、菰薄く候故こぼれ米多く、おのづから御拂米直段に相障り、甚御不益之儀に候間、當納より急度相改、米症者不及申、俵拵廉物に候はゞ、幾度も爲取替相納候様夫々可被申渡候。右に付今般土佐守殿等御覺書を以、段々被仰聞候趣も有之候條、向後俵拵等不宜分於有之者、急度各可申付候。勿論手代共にも申渡候様可被申渡候、以上。

八月晦日

御算用場

改作御奉行中

八月。百姓の新米賣出を容易に許可せざるべきことを命ず。

〔郡方舊記〕

村々百姓より新米容易に賣出候而者、畢竟皆濟之手支に茂相成候儀に付、夫銀・打銀上納手當之外者、堅爲賣不申様前々より急度御締方有之、時々申渡置、右手當に相拂候節者、裁許之十村指紙を相渡爲賣拂、新米改役人茂相立置候處、近年新米出來之上拂方多、其内に者無指之米も取扱候躰。此儀者別而不届之儀、相顯次第双方各等茂申付候。畢竟右躰に到り候而

者、第一裁許十村より村役人々穿鑿方薄、縮方等閑に致置候故に候。其内にも心得違之人々、夫銀等手當指紙相渡候節、人々手前委敷不遂詮議、村役人より願出候儘指紙相渡置、請取に向候節手代より爲相渡候分も有之様相聞え候。自然右躰之儀有之候得者不届至極、急度相各可申儀勿論に候。此儀に付裁許之手前可遂穿鑿儀に候得共、是迄之儀は不及其沙汰候條、當年より一統格別に遂詮議、容易に指紙不相渡、聊茂等閑之族無之様嚴重に相心得可申候。如斯申渡候上に而等閑に相心得、百姓作高に應、過分之指紙相渡候様相聞候はゞ、少茂無用捨手當可申付儀に候條、村役人にも譯而嚴重申渡可遂穿鑿候、以上。

午 八 月

改 作 奉 行

諸郡御扶持人・十村中

八月。重ねて一向宗祖遠忌に付き濫に金品を寄附することなかるべきを令す。

〔筒井舊記〕

東・西本願寺使僧之躰に而、御郡方寺庵の宗祖年回に付勸方有之躰相聞候。前々申渡置候通、金錢を費過分之寄附いたし候儀は有之間敷儀。門徒之内心得違之者有之、強而相勸候者も有之哉に相聞え候。畢竟右躰之儀に金錢を費候而者、自然与難澁之場に至り、取治方指障り候

儀に候。手次寺等より如何躰相勸候共、一切相用申間敷、若過分に費候儀於相聞候者、夫々急度相糺、品により持高をも取揚候儀も可有之候。聊も心得違不致様嚴重に可申渡置候、以上。

午 八 月

能州 御 郡 奉 行

改 作 奉 行

能州奥郡御扶持人・十村中

九月四日。町奉行等金銀融通に關する諮問に答ふ。

〔政隣記〕

前記七月十日に有之候、前田土佐守殿・本多勘解由殿存寄之趣覺書御渡之答書、左之通。

當年米價下料に付、御召米も被仰付、下々に者買進み融通も致しよき筈与被仰渡候儀。

米價之儀者、其年之作柄暨大坂諸國之釣合を以米價相立申儀に而、御當國而已下料与申儀者無御座候得共、買進み或者不買進等之儀者、三州人氣見込有之年柄者、米中買共は旅人注文多申込候故、人々自然に買進申躰に御座候處、當年者旅人注文薄由承申候。併當年者御召米例年与者餘計被仰付候故哉、兼而米價風評に申平均候より者少々直段も宜敷、御召米之詮も御座候様奉存候。融通之儀者、尤米價高下に不拘、大躰御當所にも米方通用銀定數兼而相しらべ置候處、銀仲取次仕候銀高凡二千貫目計、半納之節三州旅人より入立申銀

旅人といふは金澤以外より來れる米相場師なり
銀仲は資本家の金銀を米相場師に附するもの

半納は七月朔日

千貫目計、例年御算用場より御召米代七・八百貫目より千貫目計も相渡、彼是都合に而四千貫目計に而、半納拂米十四・五萬石代取拵申躰に御座候。然處當半納者、去年より御算用場御手操切手に而千貫目計、古米延御召米に而五百貫目計御借延に相成候に付、夫切通用銀之内引居申形に、内々米方役人共申聞候。其上近年船手打續損分に而、此金銀取入方も餘程不運に相成申儀与承申候。

一、近年南方之風俗に而、金銀をしめ、人々利分計に心懸候族多、手段をなし申氣味合、武士は商家之利に陥られ申故之旨。

此儀米方に而者、半納御年寄中拂米八ヶ所を立物と仕、月々中買共大坂米價之高下を以、前々より商いたし來候。其中に者金銀しめ申様之儀も有之躰に候得共、先者米方切之儀に而、右商方には前々より仕法相立居、時々手を入候得者却而騒ヶ敷相成、色々奸曲之申込杯も出來仕候に付、前々仕法通に仕置申候。併右立米商者、風俗不宜ものに御座候得共、右商指止候而は、久々成來候儀、惣様不景氣に相成、半納・本納共賣捌も決而不宜、暨右商方に付而、旅人も入込通用之ためにも相成儀に御座候。其上町人は利に趨候者故、當地商指止候者大坂杯に而商仕、却而金銀他邦に漏可申哉共奉存候。御本文武士・商家之利に陥候哉之旨、此儀甚御尤に奉存候。夫故半納・本納之節者、密々役人廻し相しらべ申候。

先者金銀相貯罷在候者は、増歩次第所持一ばいに指出候形に而、しめ申譯は無御座候。且又米價下料に買取申儀者、諸國釣合を以直立仕、其上者其砌之旅人方進様次第に而、近年既に七月高貴、末に成下落損分之争も連年御座候而、不得止事高下過分之損分に而、近頃町方疲弊之一條に御座候。

一、於融通、米價高下に拘り候事者有之間敷、若又商家之者共衰候而も、融通にも手段甚難儀之筋も萬一有之候哉之旨。

融通米價高下に拘り不申儀者、前段申上候通御座候。商家衰候儀者、近來手廣御家中取替仕候中買共も、近年打續潰れ申儀は誰彼見聞之通に御座候。畢竟御家中取替も年々不勘定故、終に者取替候者損失に相成、末々旅人向等之借り出返濟指支及潰、右不議定より融通も支申儀、近年甚難事に御座候。

一、商家に而奸利をいたす習俗与申儀。

此儀前段にも申上候通、米商毎月五日切取引仕候處、米價高下により損益有之事故、種々無實事儀を申ふらし、買しめ・賣崩杯与申立、世上にも拘り、融通にも指障、奸利も仕候者有之、不容易事之様中買共相互に申合候事も、畢竟五日取引高下をいたし可申工に而、五日過候得者、色々申込候儀は虚言与相成、何等之申分も出來不仕故、前々米方格合之通

に、押付嚴重爲遂指引申候。

一、近來町中困窮与申事も不相聞、利潤も品々有之事に候得者、融通相塞申譯者有之間敷与申儀。

町中諸商賣人數多之内、融通に拘り申商賣は中買第一に而、并質商賣人等に而、其外大商与相見え候者、多分者上方より仕送を請商賣仕候者共等に而、見分者宜敷御座候得共、誰々手厚之仕込与申者も、實は絶々成鉢に御座候。中分以下其日稼之者共、近年御造營も御座候に付、相應に渡世も仕鉢に御座候得共、其者共渡世相應に仕与申迄に而、世上融通之所に者響不申、小まへなる者共に御座候。兎角右中買共者、前段にも申上候通近年難澁仕候故、旅人等之幾度も損分を懸申鉢に而、年々旅人等より入銀も薄相成候故、融通塞易奉存候。

一、惣鉢商賣方之品高料に相成申儀、元來武士之困窮より拂方不行届して之譯与相聞え候得共、元價不相應に賣出候故、拂方不指引に相成候旨。

物價高直之儀者、武士ども困窮之基に而御本文御尤至極、則每度被仰渡も御座候儀。然處魚問屋杯に而、元價之様子しらべ見申候處、寛政三年魚鳥入高、文化六年入高と引競候處、入高者同様之儀に而、代料に而者倍近元價に相成居申候。右は諸浦より入込候魚高よ

り買人多故、元價倍にも相成、暨奢侈に而高貴に而もはびき強き故哉と奉存候。其外衣類杯も品物華美に相成、質素之品々者無御座、此風俗上方或江戸より押來候而、以前之直段に引當之品は無御座様相成、畢竟衣食住共末々輕き者迄も、自然と宜相成風俗に成來候儀者、全御國に限不申、諸國一統之風共可申哉。尤先々拂方不全故より、自然直段にも拘り申儀と奉存候。暨江戸表御門外之物價は安く、御門内に而格別高直之儀者、年々詰人家來末々迄不指引之人々も有之故、其價を取申儀と奉存候。町人之風俗何方も同様之儀と奉存候。併元價不應様に賣出候處、或元方高直に無之様之僉議方も可有御座哉と奉存候間、猶更遂詮議可申と奉存候。

一、諸運上杯も中に者相増申品も有之哉、御益杯と唱候品に、御仕置に背申品ども多有之故、復而御費用多に相成候旨。

此儀町方に而諸運上に、前々より嚴重に上來候小物成銀之外は無御座候得共、享和二年御用番の御達申儀者、前々御用銀并先納銀書上銀之方の一萬石充御渡之筈之處、其後古々米千石充御渡、右受取人之内少々之銀子受取、過分上切之願杯可承届手段無御座、以前富貴之妻子も路頭に立候族、不便至極之趣に付、旁質屋株銀・吳服株銀打込書上、御用銀等御返濟之方に右千石代と打合、去年迄相渡、右取計に而書上銀等餘程御返濟之譯も相立居申

候。尤右御渡方相濟候上者、諸方御土藏の上納仕候趣も、其節御達申置候。此外料理屋株銀貸附利足取立候分者、他國御使者等之御入用に引足申儀、文化元年御用番御聞届之上、當時右之趣に相成居申候。町會所切に而運上等取立申品無御座候。

右今般御覺書を以被仰渡候品、兼而承置候趣共相調申候。勿論夫々被仰渡候趣、猶更以後得と相心得詮議可仕候。猶又時々御聞之儀も御座候者、時々被仰聞被下候得者、私共心得に茂可相成儀、其時々詮議追々申上度奉存候、以上。

九月四日

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

右紙面相調御達可申處、様子有之先見合置候得共、重而又様子有之、九月四日御城の持參、左之添紙面共勘解由殿の、於御別席同役岩田氏申談、猶口達相添御達申候事。

通用方等之儀に付、先達而御覺書を以被仰渡候趣、奉得其意候。兼々僉議仕置候譯合者道理合迄に而、申譯而已仕候様に相當り、却而被仰渡御趣意に相違も仕儀に御座候得共、相調指出候様被仰渡候に付、別紙上之申候。併元來僉議方未熟不行届故と奉存候。已來萬端僉議之筋心得方も可有御座、夫々被仰渡之趣奉得其意候、以上。

九月四日

岩田傳左衛門 判

前田土佐守様

本多勘解由様

本文等紙面御達申候處、重而被仰聞之趣有之に付、重而又御達可申答之處、兩人共十月轉役被仰付候に付、跡役水越八郎左衛門等々申送候事。

九月六日。繪師岸筑前介將に歸京せんとするを以て物を賜ふ。

〔政隣記〕

九月六日左之通。

京都書師 岸 筑前介

白銀百枚 染物五端 外に御内々を以白銀二十枚・生絹三疋。

右筑前介御用相濟御暇被下、近々發足歸京之筈に付、今六日旅宿に御使御大小將北川榮太郎を以被下之。

九月十五日。前田齊廣の女直姫卯辰山觀音院に宮參を行ふ。

〔政隣記〕

九月十五日朝五半時之御供揃に而、長谷觀音院に直姫様御宮參。御道筋等左之通に而九時頃

御歸、右主附御用御留守居物頭永原七郎右衛門勤之。

御道筋。御廣式より土橋御門・御宮坂御門・西町口御門御出、博勞町・尾張町・淺野川橋より觀音町通、觀音院に被爲入。

御還り最前之御道筋に而、博勞町篠原彌助横通り、神護寺前・七十間御長屋御門より金谷御廣式に御立寄被遊、御戻、右御廣式より七十間御長屋御門、甚右衛門坂御門より御廣式に御戻被遊候事。

附、道橋方與力御先例之通出候様、從御用番被仰渡。

〔政隣記〕

九月十六日御居間續於御舞臺、左之通御能有之。昨日直姫様御宮參被爲濟候御祝之御含与云々。

九月十五日。犀川に漁撈を行ふ者に川役運上請負人より鑑札を受くべきことを命ず。

〔政隣記〕

付札、御横目

公儀町中村屋善右衛門与申者、去々年より五ヶ年之間犀川魚殺生請負申付、川役運上銀致上

加賀藩史料 第十一編 文化七年

番組略す

本文のことは九月十五日にあり

納候に付、都而致川殺生候人々者、見合札を受致殺生候様一統相觸置候處、無札之殺生人猥に入込、縮方行届不申、運上銀相勤兼候間、嚴重川役銀指出、札を受可申候。若無札に而入込候者は、急度相糺候様致度旨、町奉行申聞候條、致殺生候人々者、去々年申渡置候通、急度可相心得候。

右之趣一統可被申談候事。

九月

九月廿二日。二ノ丸御殿造營竣成を祝する爲明年二月儀式能を舉行すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

九月廿二日、昨日左京殿より被仰談儀有之候條、四時過可致登城旨依御紙面、則罷出候處、松之間二之間御屏風圍之内、御規式御能御用御取誘之席に而、左之御覺書左京殿御渡之。御城御造營茂御成就之儀、御家督并御入國御祝之御含旁、以來二月御能可被仰付旨被仰出候條、萬端享保十年・延享五年御祝御能之節之趣に被相心得、御用意可有之候。尤其節之様子可被書出事。

九月

九月 他國者に對し入墨の刑を施すべき手續を改む。

〔公事場御定書〕

付札、公事場奉行に

他國者御領内に入込致賊、召捕候上入墨申付候儀、住所儘成者は御代官所等暨其御領主に御届有之、無構者之段申來候上、入墨可申付儀之段、寛政十一年申渡置候得とも、今般於江戸表右入墨刑有之御方に御聞合有之、自今は御料・私領共生所等儘に申候者に而も、何とか不及懸合而難成子細有之者は格別、一通りに而者其先々に御届無之、入墨可被仰付候旨被仰出候條、可被得其意候事。

文化七年午九月

十月十日。金澤城内の越後屋敷を復興すべきことを命ず。

〔政隣記〕

十月十日、越後屋敷御造營之儀被仰出。

十月十日。能登各浦に於ける煎海鼠・干鮑の産額増加したることを賞す。

〔郡方御觸〕

加賀藩史料 第十一編 文化七年

越後屋敷は藩侯の留守中老臣の會合する所

御預所能登國小嶋浦外六十一ヶ所。

右者煎海鼠・干鮑出方之役に付、去々冬相達候之所、浦方之申付方行届、浦方之者も心を用候事与相見え、出方も相増、都合宜敷候間、此段國元之相達、浦方にも右之段申聞、猶致出情候様可被申付候。

大坂町御奉行平賀信濃守殿御役所之、同所詰人之内御呼出、別紙之通御申聞之旨に而、御用番年寄中被相渡候に付、寫相達候條、被得其意、夫々可被申渡候、以上。

十月十日

御算用場

高田彌左衛門殿

中村逸角殿

右寫之通申來候條、浦方之者之趣夫々申渡、猶又此後致出情候様、是又可申渡置候。此紙而落着より可返候、以上。

高田彌左衛門

能州四郡十村中

十月廿八日。山伏に勸進許可を證する爲の紙札を授く。

〔郡方御觸〕

山伏勸進札之儀に付、寺社御奉行之懸合候所、別紙之通申越候に付、承知之旨及返書、則山伏勸進札二十八枚指越候條、得其意、先達書出候村方之相渡置可申候、以上。

十月二十八日

高田彌左衛門

能州四郡十村中

〔郡方御觸〕

山伏見合札御渡置之ヶ所付

劍地村	門前村	大澤村	輪島村
鈴屋村	折戸村	飯田村	松波村
宇出津村	鶴川村	甲村	中居村
曾福村	十三ヶ村		
一、十三枚	山伏見合札		

右ヶ所之通、山伏見合札一枚宛御渡置に御座候。尤右に付御郡所より添御紙面相渡候得共、四郡一紙に付、口郡より順達に御座候間、御組當りヶ所御順達可被下候、以上。

午十月二十八日

番代 清 藏

十村中宛所

山伏勸進見合札相改度之旨、先達而山伏頭共願之趣承届、則相改候紙印札去冬相達候處、於御郡方勸進与申儀御制禁に候。先年相達置候札之内にも勸進与申儀書載候札も有之候得共、左候而者於御郡方一統指障候趣も有之候間、右名目爲指省相達候様、其節御返書之趣致承知候。勸進与申趣於御郡方指障候儀者、左様にも可有之候得共、元來山伏共之勸進与申者、一派之御掟茂有之躰、其上旦那等も無之、回旦を以成立候者共に而、外並勸進与者差別も可有之事に候。既に越中筋者、夫々今般相改候見合札与、先年札取替相濟、當時越中筋迄一派之者共回旦いたし候族に而、山伏共甚及難儀候に付、能州筋茂是迄之通見合札相渡り候様仕度段、毎度願出候。御郡方においても其最寄々々于一様候而者、山伏共致迷惑候儀に候間、今一往申達候。格別之御詮議有之様にと存候。且紙札に而者永く取扱方不宜、木札に取替有之候様有之度旨も御申聞、致承知候。乍去今般相改候趣意者、配下之山伏共永く渡置候而者、御縮方にも指障申趣致出來候躰。依而時々相改渡置度旨に而、今般紙印札相改候儀に候間、是又左様御心得有之度候。猶御報次第重而見合印札相達可申候條、早速否御申聞候様有之度候、以上。

十月二十日

前田式部

中村逸角様

高田彌左衛門様

十一月朔日。前田齊廣、諸士の教養を重んじ風儀を改善すべきことを諭す。

〔政隣記〕

御付札、組頭宛

延寶之頃より専士民共御教養之儀被仰出、組頭等心得之儀も委細に被仰聞、連々申送、何れも承知之通に候。然共最早百年餘にも及び申事に候得者、時勢人情次第に相降り、右被仰出をも自ら達失に至り候哉無覺束候。尤今更改而申聞るに不及儀に候。右條目之儀聊無違失急度相心得、子弟者不及申、何れも文武之心懸第一に、風俗等之類敗少に而も立復り候様有之度存事に候。何れも精誠凝丹誠、日夜無他事様有之、御教養被仰出等之御主意堅可相守候。就中諸士勝手仕損之子細、五十ヶ年餘も借知申付候故之様に面々存込申族も相聞、難澁之程も深く令心痛、當年より借知も相改、尤勝手方運び次第、往々全く可相返存寄に候。何れも彌以質素に罷在、驕吝共に相防、義にまかせ申心得專要に候。且又頭たる者、組・支配之人々之儀、褒貶共正路に可申聞儀者必然之事に候。乍然近年別而頭等手に及がたく故に候哉、何となく強願等多相成躰、先以不本意之仕合に候。今度願方之儀當分難承届趣申渡置候。是以後と

本文の申渡
は十一月朔
日に在り

ても容易難聞届儀者可爲同事候。此後改而申聞候品無之候條、其心得可有之候。畢竟者仕置にも指障候族、是等者頭々不心得之事に候。其境能々會得いたし、常々急度可致指引事に候。以來者願方之儀強而申立候意氣無之、年寄共等可任指圖候。如此申出候上、若不吟味之願方於有之者、尤以頭等可爲越度候。時宜に寄急度相答申儀可有之候條、可存其旨候。將亦延寶之頃より被仰聞候條目等、當時に而者取扱兼申品も可有之候條、若難及趣者精誠遂僉議、追而可及言達候。實に皆々奉公之心懸第一に候。併教養之儀無之而者、頭々もとづき申處無之事故、借知相改、今般又々存寄之趣申聞候。當代度々申聞候品も有之候得共、于今其主意難相立儀、皆以我等之不才是非之外に候。何れも嚴密遂穿鑿、此度之儀者申聞候主意相立候様、連々可申談候。暨古來被仰出候制法、急度相守候様可相心得候。取分て組頭之儀者、常々萬端相愼、政事之助成に茂相成候様、心懸肝要に候事。

庚午十一月

御付札、組頭之別段。

近年別而諸士一統難澁を乍申立、次第に奢侈之方に相移候躰。夫故買懸り等自ら相重み、町方に者彌諸物高價に至候而、交もく不義不埒之族に候。後々は次第に米價も劣り、諸士及困窮に候様に相成候儀、畢竟一統不心得之第一に候。剩其虛に乘じ、商家に財貨之權を取候

様に相成、依之自然と不届之事共致出來候躰。諸士者文武之心懸薄く、奢侈に至り候故と相聞え候。元來五十ヶ年餘借知申付候を申立候儀、別紙に一統申聞候通に候。奢侈を戒め、奉公之心懸第一に候者、勝手甚取亂し申所之者至り不申筈に候。是等之儀、延寶以來委く被仰出候儀者、別段申聞候通に候。然處致忘失、上之儀を批判候人々茂有之哉と、皆以不心得之事に候。尤當時之躰に而者、何程教養之儀申聞候共、奢侈之風躰に心附も無之、殊更漸々文武之心懸薄く、自ら子弟之成立も惡敷相成、隨而困窮深く、往々如何共致方無之場に可至段者必定之儀に而、先以不忠至極之事に候。家中に而申立候處に而者、人々之放埒等に心附無之、仁惠之薄様に心得候哉にも候得共、いか程相救候とも其しるし有之間敷候。諸士は連々不義之族に而、商家者奸利而已に相成候意氣者心外之事に候。依之町中風俗等之儀に付、町奉行の急度申渡候譯も有之候條、諸士之儀も其心得に而、頭々嚴重之指引尤に候事。

文化七年庚午十一月

付札、組頭之

諸場・諸役所等夫々御定之通急度可相守處、中古以來古格相紊、剩享和二年格別御省畧之儀被仰出候砌、舊例古格に不拘遂僉議候様被仰出候儀有之に付、別而右被仰出候にかこつけ、中に者私を構へ、下として手廻しなる仕法を相立候而、畢竟御勝手御難澁を申立候族、或者

其場等之仕癖を以舊例古格杯と申募り、諸向に私予して強而及懸合申儀も有之。其上諸願杯も中古以前と者段々嚴敷相成候風俗に押移り、當時之處に而者誠に御大家之様に無之、正に御小身之御家中之如く、第一諸役人等も御上を不奉恐様に相聞候。殊更御上之儀を色々唱申躰。隨而年寄中等申渡候儀をも、何となく等閑に相心得候姿に成來候より、御奉公を大切に不存候意氣にも自然予相移り、且又諸返上方等も人々難澁を申立候而、返上方も猥に相成候族も有之。是等皆以御家來として御難澁に成候様に致し申貌に候。箇様之儀をも人々嚴重に心懸、私を捨公に従ふ心得專要に候者、深く御難澁と申所を被爲至間敷譯。暨江戸詰并御供御使に而も、粧等分限相應何分細かに心得候而、以來不時願方杯も可成丈け精誠相減申心得肝要に候。就中諸場・諸役所も前段之通、其面々之下役等に至迄、甚私欲多に相成候而、種々手段をなし、頭・奉行等者下を制し申儀及がたく、自ら不用之費共多相成事に候。尤古來より之御定等全守り、下々迄一切私を捨、誠實御奉公心懸候得者、別に御儉約と申儀も有之間敷候。前々右等之趣に準候被仰出も有之候得共、何れも忘失いたし申族多、此儀者頭・奉行等不心得之故之事に候。右等之趣得予相心得、諸場・諸役所等も嚴重に風俗相改り候様、各より一統可被申談候。此段可申聞旨被仰出候事。

庚午十一月

付札、組頭

從御先代格別之思召に而、兩學校被建置候而、文武稽古被仰付候處、次第に出座人薄く相成、不情之段不應思召候。子弟之儀者不及申、何れも心懸不絶出情尤に候。如當時に而者、學校被建置候證も無之儀に候條、何れ茂以後者心懸出座可仕事に候。此段各より一統可被申談旨被仰出候事。

庚午十一月

付札、組頭

今日御直之被仰渡に而被渡下候御書出之趣等、急度被奉得其意、夫々申談有之、今般之儀者嚴重何茂相心得、幾重にも風俗等相改可申事に候。此度格別に被仰聞候上、若相改不申、不心得之人々も有之候得者、實に侍に不似合心底与被思召候條、其節者乍御心外、不被得止事可被加御嚴制候。此段拙者共より譯而可申聞旨被仰出候間、夫々不相洩様可被申談候事。

庚午十一月

前記に有之御意之覺。

今日何れ茂の書立相渡候。今般之儀者其方共に茂格別嚴重に相心得、組・支配有之人々は夫

々可申談候。且又町奉行も此度申渡候儀、格別嚴重可相心得候。

十一月朔日。前田齊廣、金澤町奉行の職務に關する心得を諭す。

〔政隣記〕

十一月朔日於御前、町奉行に被渡下候御書立左之通。

御付札、町奉行に

諸士難澁せしむるも、商家に財貨之權を得て、米價をも自由を致し、高價の品をも賣買し候故、奢侈之至に相成より之事に候。金銀通用方不宜坏と申も、米中買等之唱申候哉、金銀をもしめ申貌、虚唱も相交り、不埒之躰共に候。附而は諸士も買掛多く相成候族に而、諸物之高價に至り候謂茂有之様に申唱候由。是等之意氣者夫々役人之不穿鑿故之事に候。町家之者共中に者黨をなし、面々の取入申様之事共甚以惡敷躰に候。士は不義をなし、商は不埒之商を以相懸候様に而、諸士次第に困窮之基に相成事に候間、以來商家嚴密可及穿鑿候。就中奢侈之事は、商家に多寄、高價之品を以夫々賣買申にも、自然与右風俗も移り候品共も可有之哉。是等之本元に心付、制し可申事に候。町役人之内等にも、不心得之者共有之候者、追而無油斷相糺、邪曲之者は取拉候様に候者、商家之懲に茂可相成候事に候。萬事嚴密可遂穿鑿候。奉行たるもの右等之心懸專要に候事。

庚午十一月

十一月四日。金澤城鼠多門附近の工事成る。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十一月四日鼠多御門續等御出來有之也。

十一月九日。昨今兩日前田治脩の一周忌法會を寶圓寺に豫修す。

〔政隣記〕

來月太梁院様御一周忌御法事御取越、於寶圓寺御執行之節拜禮刻限等。

一、八日 卯刻より辰刻迄 各

一、同日 辰刻より巳刻迄 御大小將御番頭
御大小將四組

一、同日 未刻より申刻迄 御大小將横目
御大小將二組並支配共

右刻限無相違様被相心得、各并御番頭等は長袴可有着用候。且又組等之人々拜禮之節、其頭等御寺に相詰候儀、其外萬端前々之通可被相心得候、以上。

十月廿一日

長 甲斐守

津田左近右衛門殿

但同役五人連名

鼠多御門と
いふべき
なり

〔政隣記〕

十一月八日五半時御供揃、御法事御奉行御案内に而寶圓寺に御參詣、讀經御聽聞、八半時御歸。御法事は七時過相濟候事。

〔政隣記〕

一、御法事差定左之通。

太梁院殿一周御忌御法事差定

十一月八日

卯刻	轉讀	大般若經
辰刻	上粥	般若心經
同刻	獻粥	大悲神咒
巳刻	修禮	達磨講式
午刻		水陸勝會
同刻		拈香法語
同刻	上供	般若心經
同刻	獻供	楞嚴遠行

同 九日

卯刻	轉讀	大般若經
辰刻	上粥	般若心經
同刻	獻粥	大悲神咒
巳刻		上堂提唱
午刻	上供	般若心經
同刻	獻供	楞嚴遠行
同刻	放生	秘密神咒

以上

寶圓寺

〔政隣記〕

昨八日辰刻之御法事初り之頃、御法事御奉行より御案内之上御參詣、惣持寺等諷經御聽聞相濟、重而已刻之御法事達磨講式御聽聞相濟、御燒香之上御歸殿。夫より法梁院様御代香。

一、今九日昨日之通御供揃に而、辰刻御法事中御案内之上御參詣、紫野芳春院等諷經御聽聞相濟、重而已刻之御法事より終り迄御聽聞之上御燒香。夫より和尚に於御前被下物有之、披露御大小將。畢而淡路守様・備後守様御使者御目見被仰付、御歸殿。夫より法梁院様・御前様・直

姫様・貞琳院様御代香、淡路守様・備後守様御代香有之。畢而座見上座見は銀三枚、下座見は同二枚充。の夫々拜領物有之、七時過被爲濟。頭分以上之詰人御法事御奉行席出、兩日共無御滞被爲濟候恐悅申演退出之事。

十一月十日。前田齊廣の明年參觀の期を三月と定められたる報金澤に達す。

〔金龍公記史料〕

十一月十日。來年東觀期爲三月之奉書至。

十一月廿一日。明年より諸郡に一萬石の糶納を命ず。

〔郡方御觸〕

御付札に、御算用場奉行

一、一萬石 糶納

右之通以後毎歲糶納被申渡除置可被申候事。

庚午十一月

右之通御算用場より被申談候に付、寫相達候條、可得其意候、以上。

十一月

改作奉行

諸郡

今日御改作所より御別紙御渡被成候に付、當年之儀者最早時節も後れ、逆も糶納不仕得候段御達申上置候間、來年より以前糶納有之候節之振を以、諸郡割符いたし糶納可爲致旨、御入念被仰渡候間、爲御承知如此に御座候、以上。

午十一月廿一日

田井村 次郎吉

諸郡御扶持人中様

十一月廿五日。一ノ丸御殿の造營成就せしを以て關係者等に酒肴を與ふ。

〔政隣記〕

十一月廿五日、御造營皆出來之御祝、今日就被仰付候、御普請懸り之人々其外御殿詰之面々一統、御吸物ふか・御酒・御取肴卷賜等年頭御具足鏡・頂戴被仰付、御普請懸り之人々、并道成寺御能拜見見物共未仕人々、御能拜見被仰付御番組左之通。

但、本文之通に候得共、道成寺御能御馬廻頭之内拜見願候人々も有之。同役に而者堀平馬朝詰之處、自分并當番御番頭・御横目拜見之儀引取相願候處、御聞届に而拜見被仰付。

高砂 御 八 島 良之助 六 浦 彌三郎 道成寺 御 祝言岩船 庄九郎

加賀藩史料 第十一編 文化七年

三本柱 次郎吉 盆山 長左衛門

右御能八時頃初り、暮六半時比相濟。

十一月廿五日。老臣本多安房守、金澤城の造營成るを以て算用場奉行・町奉行に覺書を與ふ。

〔政隣記〕

十一月廿五日、御算用場等御用番安房守殿左之御覺書御渡被仰渡。付札、御算用場奉行。

御城御造營も、士民之志により全く御成就之儀、誠感被爲思召候事に候。乍去不今更御財用之御手操故、是に被爲報候御恩澤も薄く、急に思召之通に難被爲成、朝暮恥被爲思召候。然共追々思召之通に至り候様、庶民安穩之御政事逐年被仰出度思召候。就中來春は久々無之御入國御祝儀等之御含に而御能被仰付候事茂、御造營御成就故之儀与御喜悅被思召候。旁以先般志に而指上候金銀等、町・在之分は來春より御手操次第少々充往々可被返下候事。

右之通被仰出候條、被得其意、町・在之内金銀等指上候者共御申聞候様、遠所町奉行・所々御郡奉行御可被申渡候事。

午十一月

金澤町奉行の覺書は、末段左の通。

右之通被仰出候條、被得其意、當町之内金銀等指上候者共御可被申聞候事。

十二月朔日。前田齊廣諸士に金澤城造營成就を悦ぶの親翰を下す。

〔政隣記〕

十二月二日五時過、昨日之依御廻文人持頭分一統登城、御横目所及案内扣罷在候處、九半頃松之間續御小書院横御廊下、瀧之間・矢天井之間・柳之御間御廊下裏、御式臺之方懸列立、八時過松之間二之間に年寄衆御列座、中央に御親翰披き在之。右拜戴之儀御用番助右衛門殿被仰聞、列之通人持・御馬廻頭等は人多に付五・六人充、其外定番頭は一役充罷出候處に而、前記之通拜戴之儀助右衛門殿被仰聞、進み寄一集に拜戴、畢而退居。且御横目中指引之事。難有仕合之旨、上に列し候者助右衛門殿御申述。

御親翰拜寫

一統之志によりて城造營最早全致成就、追々古來より之作法も相整、殊更來春者六十年來無之規式も申付候事、偏に何れも志にて、相應之城と成し申す儀、専ら國恩を存付故之儀与、朝暮感じ存る事に候。何れも厚き志之程深く令大慶候段、一統御可被申聞候、以上。

十二月朔日

十二月二日。前田齊廣又老臣に金澤城成就を悦ぶの親翰を與ふ。

〔諸事覺書〕

一、御渡物有之候間松之間各列座候様、關屋中務申聞候に付、年寄中御家老中列居いたし候處、左之御親翰御披、中務持參指出候に付、各拜戴之上、結構之被仰出難有仕合奉存候、土佐守等不罷出人々々拜戴爲仕、追而御請可申上旨當座之及御請候事。

城造營も、士民之志によりて不日に成就之儀、大慶之程深く可被察候。何れも國恩を厚く存付候儀は、偏に各常々政事に被盡丹誠候故之儀与、寔に感悦不少候。此段譯而申聞致書付候而遣候、以上。

十二月二日

中 將

前田土佐守殿	長 甲斐守殿
前田伊勢守殿	本多安房守殿
村井又兵衛殿	奥村左京殿
横山山城殿	奥村助右衛門殿
本多勘解由殿	津田玄蕃殿

前田 織江殿

前田 修理殿

前田 兵部殿

追而主税・掃部 龍山にも令大慶候段可被申聞候、以上。

一、主税・掃部の奥之間において、右御親翰拜戴月番被申談。

一、龍山儀八時過登城、右同斷之事。

十二月七日。從來諸士に貸與したる金銀の返納方法を寛にす。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十二月朔日、中將様思召被爲在、御家中之人々拜借之金銀上納、諸方御土藏に打込返上之年賦、以來半分宛上納、跡半分は被下切に被仰渡候。足輕・坊主・小者は拜借方上納之分都而被下切に被仰渡候。去丑の年難澁之面々町會所より御貸渡銀も、思召被爲在、以後不及返納御用捨被成候段被仰渡、御仁惠与一統難有がるなり。

〔御觸留〕

定番頭

思召被爲在候條、享和二年諸返上打込に相成、百石三十目充上納いたし來候分、并其後御使人定式御貸渡金を初、品々年賦、又は知行割等を以諸方御土藏に返上之分、且詮議中返上方

未決之分共結込、自今百石に付十五匁充之圖りを以、年々右御土藏に可致上納旨被仰出候。猶更委曲之儀者、御算用場可被承合候事。

但、知行當りより少銀之分者、是迄之通可致上納候。且當年當り全返上相濟候分は其通、當年當りに而茂未返上不相濟分者、打込に相成候事。

一、足輕・坊主自他國御扶持方返上取立方之儀者、是迄之通取立、其外享和二年打込に相成候分返上銀、暨其後品々御貸渡之分、都而被下切之事。

右之通被仰出候條、被得其意——

右之通一統——

午十二月七日

奥村助右衛門

〔御觸留〕

御家中之人々、享和二年諸返上打込、知行百石に付三十匁充之圖を以以上納之分、以來百石に付十五匁充之圖を以、毎歲是迄上納限月之通上納被仰渡候事。

但、足輕・坊主・小者之分は被下切之事。

一、享和二年打込返上相改候以後、別紙之通御貸渡之分者、享和二年打込返上當時殘高之内に結込、前段同様上納之事。

但、足輕・坊主・小者之分は被下切之事。

一、知行當りより少銀之分は、是迄之通に候事。

一、當年分返上相濟候分は、其儘に而指引無之候事。

一、證文は不及相改候。享和二年已後借用有之分は、人々印形之紙面を以、當場に可及届事。右自他國御扶持方返上之外、右之通上納方之儀、改而被仰付候段被仰渡候條、被得其意、急速同役中傳達可有之事。

右之趣被得其意、落着より可被相返候、以上。

午十二月

御算用場

〔政隣記〕

覺

一、早打御使人定式御貸渡金、卅ヶ年賦返上之分。

一、常御使人定式御貸渡金、廿ヶ年賦返上之分。

一、御使人并御使人並不時御貸渡金年賦等品々、暨僉議中返上方未決之分。

一、御家中之人々之内、御預所黒嶋村善右衛門より借用銀御取替を以相渡り候付、知行百石に付廿五匁充之圖りを以返上之分。

- 一、大坂詰人彼地除銀借用年賦返上分、暨同様之趣に而此表に而小拂銀借用之分。
 - 一、文化四年以來爲御内用海邊役人等^の、百石に付二百五十目充之圖りを以御貸渡、廿ヶ年賦返上之分。
 - 一、江戸町人伊勢屋與三右衛門^の、御家中之人々之内飯米代等滯金御取替を以相渡候に付、三ヶ年賦を以返上之分。
 - 一、他國詰人御國^の之御暇相願、罷歸候節御貸渡金、三ヶ年賦返上之分。
 - 一、他國詰人不時交代等に而罷歸候節御貸渡金、七ヶ年賦返上之分。
 - 一、他國詰人等役向物入等多有之に付御貸渡金年賦等品々有之、暨僉議申返上方等未決之分。
 - 一、御歩小頭死去跡、會所裁許御貸銀せがれ引受、每歲五匁充諸方御土藏^の上納之分。
 - 一、豊島小十郎稽古所致修覆候に付、依願御貸渡銀、十ヶ年賦返上之分。
 - 一、江戸表より交代等に而罷歸候節、仍願御貸渡金銀年賦返上、暨返上方未決之分。
 - 一、御造營方御用烈敷相動候御醫師諸人用多、仍願御貸渡銀、十ヶ年賦返上之分。
 - 一、御前様御着輿之節、御供又者女中指添等御用相動候に付御貸渡金、十ヶ年賦返上之分。
- 右享和二年諸返上打込に相成、百石に付卅目充諸方御土藏^の上納仕來候處、今般相改右ヶ條之分も打込、百石に付十五匁宛之圖りを以取立可申候。尤知行當りより少銀之分者、是迄之

通取立可申管に候。

但、當年當り全返上相濟候分者其通、當年當りに而もいまだ返上不相濟分者、打込に相成候間不及返上候。

一、足輕・坊主・小者、地・他國御扶持方返上取立方之儀者、是迄之通取立、其外享和二年打込に相成候旨返上、暨其後品々御貸渡之分都而被下切に候。
右之通被仰出候事。

午十二月

十二月十日。金澤城燒失以後免除せられたる幕府の献上物を復すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

十二月十日、前月廿九日江戸發之御用狀到來。

依御燒失五ヶ年御献上物御用捨之處、御献上被成度旨御願之通御聞届。依之御禮御使札を以可被仰上哉等之儀御伺之處、御飛札に而可被仰上旨、御用番御指圖之段今便申來。

別紙御用番助右衛門殿御渡、御一統^の私より可申談旨被仰聞候。則御渡之覺書寫三通指懸申候。御承知被成、御同役・御同席方等御傳達、御組・御支配御申談可被成候。且又御組等之内

裁許有之面々者、其支配にも不相洩相達候様御申談、早速御廻達、落着より御返可被成候、以上。

十二月七日

中村九兵衛

七日とある
は十日なる
べし

十二月十四日。種油缺乏するを以て木實油を賣らしむべきことを告ぐ。

〔御觸留〕

御横目

木實油爲致商賣候儀に付、別紙之通町奉行申聞候條、人持・諸頭并役儀御免之頭分、暨隱居之面々々茂、不相洩様可被申談候事。

十二月十四日

奥村助右衛門

當年油拂底に付、木實油も爲賣申候。右油者食物に用申儀難相成、暨燈火杯に而たばこ等給候儀不宜由に御座候。當年菜種拂底に付、小賣之者には、木實油當二十日より相交爲賣申候。寛政三年・享和三年に茂取寄候節、御家中一統被仰渡御座候間、今般も一統被仰渡候様仕度奉存候。且又菜種油望之者は、金澤白元相向候様、是又被仰渡御座候様仕度奉存候、以上。

十二月十二日

水越八郎左衛門

奥村助右衛門様

十二月十九日。脇本長次郎流刑を命ぜらる。

〔政隣記〕

附札、別所宗右衛門

脇本乙次郎せがれ 長次郎

右長次郎儀、當六月於學校大村武次郎四男乙四郎与、字突取遣之儀に付戲長し、互に彼是爭申内、乙四郎脇指鞘離れ、乙四郎怪我に而疵付候に付、療養も相加候得共、深疵にて相果候に付、其場之首尾段々相糺候處、長次郎紙面取立重而被指出、則委曲達御聽候處、幼少者ながら其節之致方不都合之至に候。仍而遠嶋被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候。

但、長次郎儀いまだ幼少に付、及十五歳候迄父乙次郎并一類共御預被成候條、急度縮仕置候様。及十五歳候は、及斷候様可被申渡候事。

午十二月十九日

十二月廿一日。徳川家齊、前田齊廣等に歳暮の祝儀を贈る。

〔政隣記〕

十二月廿一日歳暮爲御祝儀、從御臺様御使御廣式番之頭桂山三郎兵衛殿を以、干鯛一箱・白銀

加賀藩史料 第十一編 文化七年

九七九

本年六月十
七日の條參
照

十枚御拜受。三郎兵衛殿九時前御出、御名代淡路守様御出向等有之。從公方様御臺様、法
梁院様の上使御廣式番之頭折井吉右衛門殿を以、御卷物等御拜領。御前様御廣式番之頭筑
山伊右衛門殿を以、御卷物等御拜領。御首尾能夫々被爲濟候事。

附 録 年 表

享和元年 辛酉 皇紀二四六一

正月 ○朔日前田治脩風邪に罹るを以て登營年賀を廢す。

(一)

○四日郡奉行能登に於ける猪・鹿の狩獵實行を督促す。(一)

○十日金澤城の西町口門倒壊したるを以て通行を禁す。(二)

○廿三日百姓騙落を爲したる者ある場合に於ける十村等の取捌を嚴にせしむ。(三)

○廿五日金澤の町人にして家中諸士の名義を借り傳馬人足を徵發することを禁す。(五)

○廿九日二朱判の通用等に關する幕府の令を傳ふ。(六)

二月 ○十村等、名字帯刀を許されんことを請ふ。(七)

○三日石川郡の十村等、百姓の名跡相續の手續に關する件を定む。(三)

○七日足輕小頭にして勤続五十年以上に及ぶ者の切米を増給す。(五)

○十四日去年不作なるを以て、諸郡に夫食米の貸與

を許す。(五)

○廿三日金澤に於いて改元の事ありしを告ぐ。(一)

○廿六日能登の諸郡に道路を修理すべきことを命ず。(九)

○藩侯の参觀又は歸國に供奉する諸士に、土産物を携ふる等のことを禁す。(二)

○諸郡十村組に奉公人座を設くべきことを命ず。(三)

○百姓の高方仕法に關して定む。(三)

○五日金澤火除町に火災あり。(二)

○十三日前田齊廣金澤を發して江戸に赴く。(八)

○廿六日前田齊廣江戸に着す。(三)

○廿九日前田治脩就封の期を延ぶ。(三)

○五日前田齊廣の江戸に着したる報金澤に達す。(三)

○十一日前田治脩就封の暇を受け、齊廣は出府を勞せらる。(三)

○十三日前田治脩病むを以て就封辭見の爲登營し難きことを届出づ。(三)

- 十五日前田齊廣登營して出府の禮を行ふ。(三三)
- 十五日年寄村井又兵衛、御先弓頭吉田彦兵衛等に命じて同僚と和解せしむ。(三三)
- 十七日前田齊廣、徳川家齊の紅葉山參詣に豫參す。(三三)
- 廿二日前田利命の爲に建つる幟の觀覽を許すことを告ぐ。(三三)
- 朝日前田治脩明年八月までに退隱すべき豫定なることを告ぐ。(三三)
- 五日金澤城二ノ丸の石垣を修理するを以て、附近の往來を禁すべきことを告ぐ。(三四)
- 十日能登の諸郡に令し、本願寺の使僧を款待し又は寄進・參詣をなすを制止す。(三四)
- 廿八日町會所より諸士に貸附したる銀子の返納方法を改定す。(三四)
- 能登惣持寺の財務困難なるを以て一ヶ年を限り領内の勸化を許す。(三四)
- 十三日前田治脩、今秋まで滞府すべき願意の許されたることを告ぐ。(三四)
- 十六日前田齊廣初めて嘉祥の登營を行ふ。(三四)
- 廿二日十村等の公事場に提出する書類の宛所記載方を定む。(三四)
- 廿四日石川郡宮腰の流夫等、同町奉行玉井主馬の

- 家に至り騷擾す。(三四)
- 廿九日昨今兩日天徳院に於いて前田齊敬の七回忌法會を營む。(三七)
- 四日十村等が改作奉行の諸郡に出張する前後にその邸を訪問することを禁す。(三八)
- 十一日割場支配の足輕・小者に貸與したる銀子返納延期の請を卻く。(三八)
- 十八日徳川家齊使者を遣はして前田治脩の病を訪はしむ。(五〇)
- 廿二日十村以下年頭以外に郡奉行等の私宅を訪問するを禁す。(五一)
- 廿六日諸士の借用したる町會所銀は、本年限り返納を要せざることを告ぐ。(五一)
- 家中諸士難澁するを以て上納銀の一部を緩くすることを告ぐ。(五一)
- 村肝煎の任免に關する取扱を改定す。(五二)
- 朝日金澤に於いて諸士に、前田治脩の徳川家齊より起居を問はれたることを告ぐ。(五三)
- 十三日前田治脩、保養の爲時々下屋敷に行歩することを許さる。(五八)
- 二十日能登口郡に、町人が家中諸士又は寺院の名を借りて傳馬を徵發するものなきやを調査せしむ。(五八)

- 二十日金澤に於いて暴風樹を折り家を倒す。(五九)
- 能登諸郡に於ける山方の取締法を改定す。(五九)
- 三日富山侯前田利謙卒去の報金澤に達す。(六〇)
- 廿五日金澤城石川御門附近の石垣を修理するを以て通行を禁す。(六〇)
- 廿八日百姓等の縁組及び養子願の手續に關し上申せしむ。(六一)
- 百姓・町人の名字帶刀に關する幕府の令を傳ふ。(六一)
- 家老前田内匠助、江戸在府中に於て知行黒石の待遇を與へらる。(六二)
- 金澤町奉行、城内を通行する銀座小者に脇指を帶せしめんことを出願す。(六三)
- 五日前田治脩、來春まで滞府するの請を許可せらる。(六七)
- 十四日明春より鳳至・珠洲二郡の政務を混同して取扱ふべきことを令す。(六八)
- 三日藤内の平人に交際することを禁す。(六八)
- 十四日藩の收納する米穀の調製を完全ならしむべきことを令す。(六九)
- 朔日諸士難澁するを以て貸銀を許す。(七〇)
- 廿九日明年管公の薨後九百年に當るを以て、人持組前田橋三を京都北野社に派遣すべきことを命ず。

- 御扶持人十村の性、及び組を有せざる御扶持人十村列の序位を定む。(七三)
- 麻疹流行す。(七四)
- 享和二年 壬戌 皇紀二四六二
- 正月 ○朝日前田治脩病に依り滞府中なるを以て登營年頭の禮を缺く。(七四)
- 二日前田齊廣登營して年頭の禮を行ふ。(七四)
- 四日前田木工、母の服忌中學校に於いて聖像を拜したるを以て自分指扣を伺出づ。(七五)
- 二十日九十歳に達したる者に扶持を與ふる際、その趣旨を訓示すべきことを告ぐ。(七五)
- 廿八日種籾の池入ば之を彼岸中日に於いてすべきことを命ず。(七六)
- 家中諸士の遠所收納米にして一石に滿たざるものに限り該地方にて賣却することを許す。(七七)
- 收納米皆濟以前に新米を賣出したる百姓の處罰を定む。(七七)
- 先に改めたる高方の仕法を守らざるもの、有無を調査せしむ。(七九)
- 十二日昨今兩日寶圓寺に於いて前田重熙の五十回忌法會を營む。(七九)
- 廿五日前田治脩北野天滿宮に太刀等を献納す。(八〇)

三月

- 廿五日諸郡の作毛見立及び引免の仕法に就いて告ぐ。(九八)
- 御扶持人十村・平十村等の切高若しくは取高する場合の取扱方を示す。(九一)
- 能登幕府領の百姓等に、加賀藩領の百姓より村御印を質物として金銀を貸附するを禁ず。(九三)
- 二日前田治脩、隠居願を幕府に提出す。(九三)
- 二日前田齊廣本郷邸内北居室より居間書院に移る。(九四)
- 三日前田齊廣登營の途火災に會す。(九四)
- 四日年寄長甲斐守、前田治脩の將に致仕せんとするを以て江戸に向ひ出發す。(九五)
- 九日前田治脩致仕を許され齊廣家督を承く。(九五)
- 十一日前田齊廣は筑前守の稱を加賀守に、治脩は加賀守を肥前守に改む。(九六)
- 十一日諸士に命じて新たに先祖由緒一類附編を提出せしむ。(一〇〇)
- 十八日前田治脩の隠居と齊廣の家督相續とを許されたる報金澤に達す。(一〇〇)
- 十九日自分諸何書は凡て前田齊廣に宛て差出すべきことを命ず。(一〇一)
- 廿二日金澤に於いて諸士に前田治脩の隠居と齊廣の家督相續とを公示す。(一〇一)

四月

- 廿七日金澤に於いて前田齊廣の加賀守、治脩の肥前守と改めたることを告ぐ。(一〇二)
- 領内の富豪に調達銀の上納を命ず。(一〇五)
- 是月以後金澤に風邪大に流行す。(一〇七)
- 十三日前田齊廣家督相續を許されたることを謝する習禮を行ふ。(一〇八)
- 十五日前田齊廣登營して家督相續を許されたことを謝す。(一〇八)
- 十五日諸郡に課する打銀の額は、御扶持人十村等綿密に調査の上之が許可を求むべきことを告ぐ。(一〇〇)
- 諸郡村々に於いて徵集する萬雜の決算を明らかにし、村肝煎の屋前に公示すべきことを告ぐ。(一一一)
- 廿五日金澤に於いて諸士に前田齊廣の家督相續を謝する爲に登營したる次第を告ぐ。(一一三)
- 廿八日前田齊廣初めて月次登營を行ふ。(一一三)
- 五日前田齊廣初めて佳節登營の禮を行ふ。(一一三)
- 十二日昨今兩日寶圓寺に於いて前田重教の十七回忌法會を執行す。(一一三)
- 二十日能登口郡に一村一ヶ所の御林山を選定すべきことを告ぐ。(一一四)
- 二十日諸色の價格を米穀に準じて低廉にすべきことを命ず。(一一五)

五月

六月

- 廿四日大小將横目大脇六郎左衛門等、供奉登營の際規律を案すを以て處罰せらる。(一一六)
- 廿五日前田齊廣、登營の際に於ける供奉諸士の心得を諭す。(一一八)
- 廿五日前田齊廣當年就封の暇を賜はるべきことを豫告せらる。(一一八)
- 廿八日前田治脩、その子利命の成育したることを幕府に届出づ。(一二九)
- 前田齊廣使を京師に上りて家督相續の恩を謝す。(一二九)
- 織田主計頭、前田齊廣に利家所用の鎧を贈る。(一二九)
- 前田治脩に對する諸士の献上物の例を定む。(一三三)
- 三日前田齊廣の本年就封すべき報金澤に達す。(一三三)
- 四日能登七ヶ島の鳥糞を試みに肥料に供せしむ。(一三四)
- 六日金澤に於いて諸士に前田齊廣の本年就封すべきことを告ぐ。(一三五)
- 七日前田利命の成育を幕府に届出でたりとの報金澤に達す。(一三六)
- 八日前田齊廣の生母貞琳院に對する格式を改む。(一三七)

五月

- 十一日前田齊廣の入國に際し供奉の諸士の器什・着服等を調ふるを禁ず。(一一三)
- 十三日前田齊廣左近衛權中將に陞任す。(一一三)
- 十五日前田齊廣使を京師に上りて左近衛權中將陞任の恩を謝す。(一一九)
- 十六日前田齊廣供奉の士の刀劍の裝具に就いて命ず。(一二九)
- 二十日前田齊廣左近衛權中將に陞任したるの報金澤に達す。(一二九)
- 廿一日前田齊廣登營して左近衛權中將陞任の恩を謝す。(一三三)
- 廿二日金澤に於いて諸士に前田齊廣の左近衛權中將に陞任したることを告ぐ。(一三三)
- 廿六日前田齊廣家督相續及び陞任を謝する爲使者を日光山に派す。(一三三)
- 廿八日前田齊廣就封の際供奉すべき士を命ず。(一三三)
- 廿八日早魃に付き用水の使用を節すべきを告ぐ。(一三三)
- 輕罪の者の刑は成るべく速に判決せしむべきことを命ず。(一三三)
- 四日前田齊廣家督相續後初めて治脩等を招聘す。(一三四)

○四日諸士に役出銀以外は當分上納を要せざることを告ぐ。(一四三)
 ○十二日御算用場奉行、收納代官及び藏宿の不正手段防遏の方法に關し稟議す。(一四二)
 ○十四日前田齊廣就封の際供奉する諸士に銀子を貸附すべきことを告ぐ。(一四一)
 ○十七日能登奥郡の御扶持人等、前田齊廣入國の際迎馬を發せしめんとすることを告ぐ。(一四〇)
 ○廿二日前田齊廣入國の後謁見する諸士の服装に就いて告ぐ。(一三九)
 ○廿五日前田齊廣就封の暇を受く。(一三八)
 ○廿八日前田齊廣登營して就封の辭見す。(一三七)
 ○内檢地施行の方法に關して示諭す。(一三六)
 ○三日前田治脩湯治の爲歸國の許可を得んことを請ふ。(一三五)
 ○六日金澤城二ノ丸金谷御殿の廣式を互に交換す。(一三四)
 ○七日金澤に於いて諸士に前田齊廣が就封の暇を得たる等のことを告ぐ。(一三三)
 ○十二日前田齊廣將に就封の途に上らんとするを以て老中に廻動す。(一三二)
 ○十三日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(一三一)
 ○十五日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(一三〇)

八月

○十五日金澤に於いて諸士に前田齊廣が就封の暇を得たる等のことを告ぐ。(一四八)
 ○十二日前田齊廣將に就封の途に上らんとするを以て老中に廻動す。(一四七)
 ○十三日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(一四六)
 ○十五日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(一四五)

九月

○十五日金澤に於いて諸士に前田齊廣の江戸を發駕するを告ぐ。(一五〇)
 ○二十日前田齊廣の江戸を發したる報金澤に達す。(一四九)
 ○二十日山方より金澤等に出て、冬稼に従ふ者は十月より二月に至る間を限らしむ。(一四八)
 ○廿二日百姓の二男を嫡子とすべき願を許されたる近例を通牒す。(一四七)
 ○廿五日前田齊廣金澤に着す。(一四六)
 ○廿六日前田齊廣入國後初めて寶圓寺・天徳院に詣づ。(一四五)
 ○廿八日前田齊廣の入國を祝する爲郡方に一日の休暇を興ふることを告ぐ。(一四四)
 ○前田治脩歸國の際東海道を經由すべきことを決す。(一四三)
 ○四日前田重教夫人の爲に新築せる本郷邸の居館を梅之御殿と稱せしむ。(一四二)
 ○五日昨今兩日天徳院に於いて前田重晴の五十回忌法會を執行す。(一四一)
 ○十日能登山方の仕法を改め、社寺の七木及び村々の宮林伐採の手續を定む。(一四〇)
 ○十一日前田治脩湯治の爲歸國するの許可を受く。(一三九)
 ○十二日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(一三八)

十月

○十五日是日以降前田齊廣諸士をして獨禮を行はしむ。(一五八)
 ○十五日前田齊廣、賜謁の士の刻限に遅るゝを戒む。(一五七)
 ○十五日前田治脩の名代大聖寺侯前田利考登營して湯治歸國の辭見す。(一五六)
 ○廿四日請人なき實物を預ることなるべきを告ぐ。(一五五)
 ○朔日前田重教夫人本郷邸内の梅之御殿に移徙す。(一五四)
 ○六日前田治脩江戸を發し東海道を経て歸國の途に就く。(一五三)
 ○六日百姓に土肥を用ふべきを諭す。(一五二)
 ○十日金澤に於いて老臣等、前田重教夫人が梅之御殿に移徙したるを祝す。(一五一)
 ○十六日前田齊廣諸頭等の行狀に就いて戒む。(一五〇)
 ○十七日前田重教夫人逝去す。(一四九)
 ○廿二日前田重教夫人の病重體なる報金澤に達す。(一四八)
 ○廿四日前田齊廣一統雜途の際なるを以て家老等に能囃子を行ふべからざることを告ぐ。(一四七)

十一月

○廿五日前田治脩金澤に着す。(一七四)
 ○廿七日前田重教夫人危篤の報金澤に達す。(一七三)
 ○廿九日江戸に於いて前田重教夫人の喪を發す。(一七二)
 ○學校部講長谷川準左衛門老年を以てその職を免ぜらる。(一七一)
 ○四日前田齊廣及び治脩、急使を發して重教夫人の病を問はしむ。(一七〇)
 ○五日前田重教夫人逝去の報金澤に達す。(一六九)
 ○十日前田齊廣、家老津田芝蕃を派して重教夫人の葬儀に列せしむ。(一六八)
 ○十二日徳川家齊が前田治脩等の喪中慰問の爲に發せしめたる奉書金澤に着す。(一六七)
 ○廿二日西本願寺が松材の寄進を求めたるを謝絶せしむ。(一六六)
 ○廿七日前田重教夫人の葬儀を行ふ。(一六五)
 ○廿七日鹿島郡河崎村百姓半助の妻三子を生む。(一六四)
 ○諸士に命じてその家の系圖を録上せしむ。(一六三)
 ○村肝煎選定の心得に關して告ぐ。(一六二)
 ○諸郡に於ける奉公人召抱の手續を令す。(一六一)
 ○十六日前田齊廣初めて入國せしを以て、諸士に本年の借知・借米を返却すべきを告ぐ。(一六〇)

十二月

○十六日前田齊廣初めて入國せしを以て、諸士に本年の借知・借米を返却すべきを告ぐ。(一六〇)

○十六日前田齊廣、人持組の士の行狀に就いて戒む。(一八九)
 ○二十日流浪者の諸郡に入るものあらば藤内をして之を捕へしむべきを令す。(一九〇)
 ○廿二日村肝煎の送狀を有するものにあらざれば奉公人として召仕ふべからざることを告ぐ。(一九一)
 ○廿八日前田齊廣風邪に罹るを以て來年頭の賜調を廢することを告ぐ。(一九二)
 ○火災の際無用の者の現場に集るを禁す。(一九三)

享和三年 癸亥 皇紀二四六三

正月
 ○朔日前田齊廣微恙を以て年頭の賀を受くることを廢す。(一九四)
 ○朔日諸士の風俗に關して示諭す。(一九五)
 ○朔日諸士の饗食に關し規定す。(一九六)
 ○朔日諸士・町人及び百姓の衣類に關し豫め禁止すべき條項を示す。(一九七)
 ○十一日御歩平田孫助の弟八右衛門、人持小幡雅樂助の給人を殺害す。(一九八)
 ○十九日降雪により年頭の廻禮を來月に互りて行ふべきことを告ぐ。(一九九)
 ○廿八日改作奉行等百姓に戻代銀貸附の方法を改むべきことを告ぐ。(二〇〇)
 ○五日前田重教の女頼姫逝去し、十日發喪す。(二〇一)

閏正月

○六日前田齊廣本年の參觀を九月に延期することを告ぐ。(二〇二)
 ○六日新に十村を命ぜられたる者の祝意を表する爲宴を催すを禁す。(二〇三)
 ○十二日木實油を賣ることを許し、その取扱に關する心得を示す。(二〇四)
 ○十三日徳川家齊、奉書を以て前田齊廣の喪中を問はしむ。(二〇五)
 ○十三日前田齊廣人持組の士に對しその心得を諭す。(二〇六)
 ○十三日前田齊廣諸頭に對しその心得を示す。(二〇七)
 ○十四日前田重教の女頼姫危篤の報金澤に達す。(二〇八)
 ○十四日百姓に對し火の元の注意を嚴にすべきことを命ず。(二〇九)
 ○十七日前田重教の女頼姫逝去の報金澤に達す。(二一〇)
 ○重役内檢地執行の手續に關して令す。(二一一)
 ○七日七十間長屋御門附近の石垣を修繕するを以て下馬下乘に關して告ぐ。(二一二)
 ○八日徳川家齊の前田齊廣に贈れる鶴金澤に着す。(二一三)
 ○十日前田齊廣去秋初めて入國せしを以て百姓に米を與ふることを告ぐ。(二一四)

二月

○十五日前田齊廣の生母貞琳院を機付にするの命を傳ふ。(二一五)
 ○十七日幕府伊能忠敬を遣はして加賀藩内を測量せしむべきことを告ぐ。(二一六)
 ○十八日郡方に於いて盜賊改方與力及び足輕等に不正の舉動あらば届出づべきことを命ず。(二一七)
 ○廿四日徳川家基の廿五回忌法會を神護寺に營む。(二一八)
 ○二日紫野芳春院宙寶和尚金澤城に登る。(二一九)
 ○十一日江戸詰の諸士難澁するを以てその貸渡金返納を免除すべきことを告ぐ。(二二〇)
 ○十八日前田治脩夫人、本郷邸内梅之御殿に移る。(二二一)
 ○十八日學校に於いて當分儒學の稽古を停めしむ。(二二二)
 ○二十日學校諸役人の行狀に就いて諭す。(二二三)
 ○廿四日本郷邸の物見櫓類焼の難に罹る。(二二四)
 ○廿六日諸士及び町人の嫁娶を行ふ家に石礮を投ずるを禁す。(二二五)
 ○廿八日伊能忠敬將に領内を測量せんとするを以てその待遇方を定む。(二二六)
 ○火消の勤方を記して提出す。(二二七)
 ○六日前田齊廣、治脩と共に石川郡粟ヶ崎に行歩を

三月

行ふ。(二二八)
 ○六日諸士の上納すべき借用銀を凡て一紙證文に改め提出することを命ず。(二二九)
 ○十日三寶院門主明年入峰せんとするを以て領内の當山派山伏に通牒せんことを求む。(二三〇)
 ○十五日御禮人列居の件に關し御用番年寄より戒告す。(二三一)
 ○十六日學校の組織を改むべきことを議す。(二三二)
 ○十八日所口町奉行が能登口郡十村配下の者を召喚し得る場合を制限す。(二三三)
 ○廿二日犀川・淺野川の川除取締方に就いて令す。(二三四)
 ○廿四日金澤城七十間長屋御門附近の石垣修理を終りたるを以て通行を舊に復せしむ。(二三五)
 ○廿六日前田齊廣諸士に對し行狀及び節約の件を諭す。(二三六)
 ○廿七日寛政十一年地震の際諸士に貸與したる銀子の一部返納を命ず。(二三七)
 ○六日前田齊廣、治脩を招請す。(二三八)
 ○七日前田齊廣入國後初めて生母貞琳院を招請す。(二三九)
 ○十日老臣等の能離子を行ふ際役者と共にすること

五月

○十四日伊能忠敬測量の爲来るべきを以て能登の十村等に主附を命ず。(二四八)

○十九日御横目足輕岸本喜右衛門先年寶圓寺檢分の際高足を用ひたるを以て指扣を命ぜらる。(二四七)

○廿九日江戸の詰人等難澁を訴ふるも貸銀等の方法より救済すること能はざるを告ぐ。(二四八)

○晦日文武學校に出席の手續等を令す。(二四五)

○前田齊廣の近習の士にして家内に麻疹患者あるもの、勤仕を指扣へしむ。(二四五)

六月

○九日領内の御扶持人十村及び十村に賞賜す。(二四五)

○九日領内に麻疹流行するを以て村方に藥劑を頒つことを議す。(二五七)

○十日金澤の町人にして諸士の名を借り馬人足を使用する者あるを戒む。(二五九)

○十五日伊能忠敬領内測量の際四村太仲の補助を得んことを求めしを以て之を謝絶せんことを議す。(二六〇)

○十七日寺家社家等の濫に藩侯の家紋を用ふるを禁す。(二六二)

○十八日卯辰八幡神主等子供角力の興行を出願して不許可となる。(二六二)

○廿二日十村等の非違に就いては盜賊改方にて干與せしめざる慣習を繼續することを告ぐ。(二六四)

○廿七日道中川留解除以後出發を争ふことなかるべしとの幕令を傳ふ。(二六五)

○御扶持人十村・十村以下先に藩侯より賜與せられたる米穀を貧民に頒たんとの請を許す。(二六六)

七月

○朔日文武學校の制度を改めたるを以て修業に心を致すべきことを告ぐ。(二六七)

○二日伊能忠敬金澤に來り宿す。(二六八)

○十一日前田齊廣、歩組の士は世襲すべきものにあらざることを告ぐ。(二七〇)

○十七日儉約奉行を廢し省略方御用主附を置く。(二七〇)

○十九日學校の儒學稽古に當分陪臣をして出席せしめざることを告ぐ。(二七一)

○十九日前田齊廣歩士等の増俸額に關する事務に就いて告ぐ。(二七二)

○廿三日諸場・諸役所に於ける一切の支出を停止し、その必要あるものは凡て伺出さしむ。(二七三)

○廿五日御省略方御用主附等、財政整理の良法を得ざるを以て指揮を老臣に仰ぐ。(二七五)

○自今他國に出張する者に貸與すべき會所銀の額を定む。(二七七)

○衣類食料中賣買を禁止する品目を定め、且努めて藩内の製産を用ふべきことを告ぐ。(二八二)

八月

○町人に儉約を勤むる爲、二日讓定書中の十七ヶ條に脇書を加へて之を示す。(二八二)

○朔日前田治脩の子利命を齊廣の嫡子とすべきことを發表す。(二九〇)

○四日町人にして門構の家に居住する等のことを禁す。(二九一)

十月

○朔日前田齊廣登營して參觀の禮を行ふ。(二九四)

○五日前田齊廣、上野東照宮等に參詣す。(二九六)

○五日二條治孝の使者金澤に來る。(二九九)

○七日前田治脩夫人上野附近に歩行を行ふ。(三〇〇)

○十五日前田齊廣、尾張侯徳川宗睦の養女琴姫と婚禮の期を定む。(三〇八)

○十六日千鶴の樽を一斗五升入とし御算用場の檢印を受けしむ。(三〇九)

○十九日二條治孝の使者金澤より歸路に就く。(三二〇)

○廿二日江戸に於いて用聞町人の狼に算用者等を訪問するを禁す。(三二二)

○廿五日徳川家齊、前田齊廣に鶴を贈る。(三二四)

○廿九日昨今兩日江戸廣徳寺に於いて前田重教夫人の一周忌法會を修す。(三二四)

十一月

○江戶詰の諸士に、商賣人の賣物を預り置くべからざることを令す。(三二四)

○五日藩の財政困難の狀を告げ、諸士も亦儉約を旨とすべきことを令す。(三二五)

○十五日前田齊廣、尾張侯徳川宗睦の養女琴姫と結納を交換す。(三二六)

九月

○五日前田治脩、齊廣を招請して送別の宴を行ふ。(二九九)

○十三日前田齊廣金澤を發して參觀の途に就く。(三〇九)

○廿四日諸浦に戻船の砂錢を輸入すべからざること令す。(三〇〇)

○廿六日前田齊廣江戸に着す。(三〇三)

○廿八日徳川家齊使を遣はして前田齊廣の參觀を勞む。(三〇八)

○廿七日道中川留解除以後出發を争ふことなかるべしとの幕令を傳ふ。(二六五)

○御扶持人十村・十村以下先に藩侯より賜與せられたる米穀を貧民に頒たんとの請を許す。(二六六)

○二日伊能忠敬金澤に來り宿す。(二六八)

○十一日前田齊廣、歩組の士は世襲すべきものにあらざることを告ぐ。(二七〇)

○十七日儉約奉行を廢し省略方御用主附を置く。(二七〇)

○十九日學校の儒學稽古に當分陪臣をして出席せしめざることを告ぐ。(二七一)

○十九日前田齊廣歩士等の増俸額に關する事務に就いて告ぐ。(二七二)

○廿三日諸場・諸役所に於ける一切の支出を停止し、その必要あるものは凡て伺出さしむ。(二七三)

○廿五日御省略方御用主附等、財政整理の良法を得ざるを以て指揮を老臣に仰ぐ。(二七五)

○自今他國に出張する者に貸與すべき會所銀の額を定む。(二七七)

○衣類食料中賣買を禁止する品目を定め、且努めて藩内の製産を用ふべきことを告ぐ。(二八二)

文化元年

甲子

皇紀二四六四

正月

- 朔日前田齊廣、江戸に於いて元日の儀を行ふ。(三三)
- 十八日前田齊廣、治脩夫人を招請す。(三三)
- 廿一日前田齊廣、治脩の子利命を世嗣とすることを許さる。(三三)
- 廿六日郡方に於ける人別の取締を勵行すべきことを命ず。(三三)
- 廿六日幕府に報告するの要あるを以て酒造高を調査すべきことを命ず。(三三)
- 廿八日御歩横目山口才次その職務を誤るを以て指扣を命ぜらる。(三三)
- 廿八日能登奥郡より輸出する戻物の入津する場所を上申す。(三四)
- 廿九日前田利命、紀伊侯徳川治寶の女豊姫との縁組を許さる。(三四)
- 御歩等の増米給與を出願するも容易に許さるべきことを告ぐ。(三四)
- 諸士以下に對して嚴に博奕禁止の令に背くこと勿らしむ。(三四)
- 能登に手上高又は手上免を命じ、田租を増徴す。(三四)
- 二日金澤に於いて諸士に、前田齊廣が治脩の子利

十二月

- 十六日前田齊廣、江戸詰の者の救済を議せしむ。(三二)
- 十六日前田齊廣夫人の入奥後、治脩夫人を大御前と稱すべきことを告ぐ。(三七)
- 廿八日本郷邸内なる梅之御殿を梅之御居室、北之御殿を北之御居室と改稱す。(三七)
- 朔日前田齊廣夫人入奥す。(三八)
- 六日徳川家齊、前田齊廣の成婚を祝して物を贈る。(三三)
- 七日前田利命、紀伊侯徳川治寶の女と縁組を内約す。(三三)
- 九日近習御用坂井克昌精勤を以て知行を加増せらる。(三四)
- 十日前田齊廣、職務に適せざる更ば殿に黜陟すべきことを示す。(三四)
- 十五日金澤に於いて諸士に前田齊廣の成婚を告ぐ。(三五)
- 十五日前田齊廣、柳營に上りて成婚を謝す。(三五)
- 廿一日徳川家齊夫人、前田齊廣に歳暮の祝儀を贈る。(三六)
- 廿八日前田齊廣登營して初めて歳暮を祝す。(三七)
- 江戸詰人等の扶持方を特に増貸す。(三七)
- 諸士にして會所銀の貸與を得たる者の返済方法を定む。(三九)

二月

- 二日金澤に於いて諸士に、前田齊廣が治脩の子利

命を養子とすることを許されたるを告ぐ。(三四)

○九日徳川家齊、前田齊廣の利命を嗣子とせるを祝し物を贈る。(三四)

○十三日金澤に於いて諸士に前田利命の縁組を許されたることを告ぐ。(三四)

○十四日能登奥郡に干鯛斗り升の極印を受くべきことを告ぐ。(三七)

○十五日前田齊廣、登營してその養子を許されたることを謝す。(三七)

○十五日前田治脩、湯治在國延期の請を許さる。(三八)

○十九日徳川家齊、前田齊廣に鶴を贈る。(三八)

○十九日前田齊廣登營して改元のことを告げらる。(三五)

○足輕の養子にして單に名義のみに止るものは、父の死刑に連座する例より除外すべきことを定む。(三五)

○十村以下濫に名を改むることを禁ぜらる。(三五)

○十村等、その着用する衣服等に就き申合を行ふ。(三五)

○朔日金澤に於いて諸士に改元の事ありたるを告ぐ。(三五)

○四日前田齊廣、家老に命じて年寄等の風儀を監せ

附 録 年 表

四月

- 四日能登奥郡に、百姓の屋敷に生ずる槻木を伐るべからざることを告ぐ。(三五)
- 六日博奕に關する處分を郡奉行に於いてする例を改め、自今公事場奉行の指揮を受けしむ。(三五)
- 十三日前田齊廣就封の暇を受く。(三五)
- 十五日前田齊廣登營して就封の辭見す。(三五)
- 十八日前田齊廣江戸を發して歸國の途に就く。(三五)
- 廿三日郡方に於いて僧侶を招き法談聽問の爲集合するを禁ず。(三五)
- 二日前田齊廣金澤城に着す。(三六)
- 六日能登所口の小代官が盜賊改方として廻村の際、村役人出迎の件に關して調査を命ず。(三六)
- 七日前田齊廣、自今毎日御居問書院に出動せんとするの意を告ぐ。(三六)
- 八日不用の作食藏を賣却すべきことを告ぐ。(三六)
- 十三日前田齊廣學校に臨む。(三六)
- 廿四日諸士の鷹所持に關する制限の勵行を命ず。(三五)
- 御鷹場にて鳥を捕へ及び留場に投網を用ひ漁撈するを禁ず。(三六)
- 諸士の鷹匠にして郡方に出づる者不法の舉動ある